

第2次 粕屋町地域福祉活動計画書

平成23年度～平成27年度

自らの行動で創造する福祉地域

安心と生きがいあふれる地域を目指して



こころひらいて...みんなの笑顔がぬくもりに

社会福祉法人 粕屋町社会福祉協議会
粕屋町地域福祉活動計画策定委員会



はじめに

社会福祉法人 粕屋町社会福祉協議会
会長 西村 壽晃

現在、厳しい社会・経済情勢が続くなか、今までの社会保障、福祉制度だけでは多様化する地域住民の生活需要に対応することが難しくなっており、地域福祉推進の必要性が益々高くなっています。

こういう状況の中で平成18年「自らの行動で創造する福祉地域」を目指し、「お互いが顔見知りになる地域」「お互いが助け合う地域」「お互いが学びあい、役立ちあう地域」を基本目標とした「第1次粕屋町地域福祉活動計画」を策定し、以降5年間各事業に取り組んで参りました。そして、計画された約190事業のなか、数事業については状況の変化等の要因により、計画変更或いは未了となったものがありますが、ほとんどは皆様のご協力のもとに推進することができました。

この実績を基盤として平成22年1月、約40名による策定委員会、作業委員会を立ち上げ、アンケート調査や実態調査を中心に熱心に討議を行い、今般「第2次粕屋町地域福祉活動計画」を策定するにいたりしました。

本計画の基本理念は第1次計画のステップアップを図るため、引き続き「自らの行動で創造する福祉地域」を掲げています。特に今後予想される団塊の世代を含む超高齢化による諸問題、環境変化に起因する福祉問題、将来に不安を残す障がい者問題、国民的課題といわれる青少年問題等を町民の皆様と共に考え、そして行政と密接な連携を取りながら推進していきたいと考えています。そのため、本計画書では粕屋町の福祉として行政を含めての福祉体系図、実施事業を一覧にし、理解しやすいように表現しています。

最後に本計画を策定するにあたり、長期にわたりご審議いただきました策定委員会及び作業委員会の皆様に心から感謝申し上げますと共に今後実施、推進していくにあたりまして、町民の皆様の一層のご支援、ご協力をお願いいたしましてご挨拶とします。

平成23年3月



安心と生きがいあふれる 地域を目指して

粕屋町長 篠崎 久義

今日の社会環境、経済環境の変化は、地方自治行政に大きな変革を求めています。地方分権の流れは、地域主権を目指す本来の地方自治への転換を余儀なくし、それぞれの自治体の力量が問われる時代となっています。

福祉の分野でも市町村を基盤として、在宅サービス等を軸とした住民参画による地域福祉の総合的推進の時代に入っています。

今回、粕屋町地域福祉活動計画策定委員会の皆様のご努力によりまして、住民の地域福祉に対する理解と関心を高め、粕屋町社会福祉協議会の中長期計画である第2次粕屋町地域福祉活動計画書が策定されましたことは、粕屋町の地域福祉を進める上で大変意義あるものと考えています。

本計画は、今後の社会福祉の考え方や推進のあり方を粕屋町でどう進めていくのかを具現化したものであり、今後、粕屋町と社会福祉協議会が両輪となって、本計画の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

町といたしましても、町民をはじめ、地域、ボランティア、福祉施設等の皆様と連携を図り、今回の活動計画のサブテーマであります「安心と生きがいあふれる地域を目指して」の実現に向け取り組みを進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

終わりに、この計画策定にあたり、関わっていただきました多くの皆様に心からお礼を申し上げます。

平成23年3月

— 目 次 —

第1章 地域福祉活動計画

1.1 計画策定の概要	2
1.1.1 計画策定の背景	2
1.1.2 計画の目的	2
1.1.3 計画の基本要件	3
1.1.4 策定の方法	3

第2章 粕屋町の福祉環境の現状

2.1 粕屋町と粕屋町社会福祉協議会の概要	6
2.2 粕屋町の人口構成	10
2.2.1 最近の年齢別人口動向	10
2.2.2 行政区別の年代構成	11
2.2.3 年齢別人口構成	12
2.2.4 障害者手帳等所持者構成	13
2.3 福祉関係の各機関・団体	14
2.3.1 行政機関	14
2.3.2 社会福祉協議会関係団体（構成団体）	17
2.3.3 民生委員・児童委員と主任児童委員	18
2.3.4 ボランティア連絡協議会	19
2.3.5 ボランティアセンター	20
2.3.6 民間機関	20
2.3.7 社会福祉法人機関	20

第3章 福祉意識のアンケート調査

3.1 民生委員・児童委員及び福祉委員	22
3.1.1 回答者の属性	22
3.1.2 高齢者の見守り活動	23
3.1.3 ひとり暮らし高齢者への弁当配付事業	28
3.1.4 児童虐待	29
3.1.5 地域の障がい児・者の見守り	29
3.1.6 地域のボランティア	30
3.1.7 地区座談会	31
3.1.8 福祉委員連絡会議の必要性	32
3.1.9 まとめ	33
3.2 75歳以上のひとり暮らし高齢者	34
3.2.1 回答者の属性	34
3.2.2 人・行事との関わり	35
3.2.3 困り事、不安や心配	36

3.2.4 夜間や緊急時の対応	36
3.2.5 生きがい	37
3.2.6 悪質商法	38
3.2.7 災害時の避難・対応	38
3.2.8 ひとり暮らしの情報共有	40
3.2.9 社会福祉協議会に関する自由記述	41
3.2.10 まとめ	42

第4章 第1次地域福祉活動計画の評価

4.1 評価の経過	44
4.2 中間評価の概要	44
4.2.1 推進体制の整備（推進領域）	45
4.2.2 福祉情報の整備（情報領域）	46
4.2.3 ボランティアの育成（ボランティア領域）	46
4.2.4 高齢者福祉活動（高齢者領域）	47
4.2.5 障がい者福祉活動（障がい者領域）	48
4.2.6 児童福祉活動（児童領域）	48
4.2.7 中間評価のまとめ	49
4.3 第2次計画策定に向けて	50
4.3.1 事業領域の区分け	50
4.3.2 第1次から第2次へ	50
4.3.3 引き継ぎの補足	50

第5章 地域福祉活動計画の体系

5.1 基本構想	54
5.1.1 計画目的	54
5.1.2 基本目標	55
5.2 基本計画大綱	56
5.3 第4次粕屋町総合計画との連携	58

第6章 基本計画

粕屋町地域福祉活動計画体系図	60
6.1 組織・財政基盤の確立	65
6.2 地域福祉の体制整備・ボランティアの育成	69
6.3 高齢者福祉活動の推進	75
6.4 障がい者福祉活動の充実	81
6.5 児童福祉活動の充実	87

第7章 福祉地域の創造に向けて

7.1 福祉委員制度の活性化	94
7.1.1 福祉委員の位置付け	94
7.1.2 福祉委員の役割	94
7.1.3 福祉委員会（仮称）の設置	94
7.2 地域福祉の推進方策	95
7.2.1 地域福祉活動計画推進委員会の設置	95
7.2.2 事業の評価	95
7.2.3 評価の報告	96

【資料編】

1 社会福祉協議会	98
1.1 構成	98
1.2 目的	98
1.3 事業	98
1.4 組織	98
1.5 機能	98
1.6 法律上の位置付け	99
2 策定・作業委員会及び審議経過	100
2.1 設置要項	100
2.2 策定に関する各委員会の委員名簿	102
2.3 会議の経過	104
3 福祉委員設置規程	107
4 ふくしのまちづくりアンケート	108

第1章

地域福祉活動計画

1.1 計画策定の概要

- 1.1.1 計画策定の背景
- 1.1.2 計画の目的
- 1.1.3 計画の基本要件
- 1.1.4 策定の方法

第1章 地域福祉活動計画

1.1 計画策定の概要

1.1.1 計画策定の背景

第1次地域福祉活動計画では、社会福祉の考え方が、従来の社会的弱者への「措置・給付」から、必要な人が必要な健康・福祉サービスを自ら選ぶ「契約・利用」へと転換し、地域福祉の推進が法的にも明記されたという背景の説明がなされました。その方向は現在も変わらず、これまで進めてきた地域福祉活動のさらなる充実が求められています。

第1次計画の終盤である平成22年のはじめに「無縁社会」という言葉が登場し、大きな衝撃になりました。人のつながりにおける地縁の希薄化が危惧されている一方、血縁の希薄化を裏付ける事例が噴出し、縁という人間関係の崩壊が始まっていることを思い知らされました。このような世情の中だからこそ、地域福祉活動の重要性は一層高まります。

第2次計画への引き継ぎが始まろうとする平成22年末から23年の年頭にかけて、タイガーマスクによる施設への相次いだ支援、大雪で立ち往生した車列の人たちへの沿道の人からの温かい支援が、人のつながりが健在であることを気付かしてくれました。難儀をしている人がいることを知れば、何とかしてあげようと行動を起こしてくれる人たちが必ずいます。地域福祉を支える信頼関係を構築することができるはずで

す。

わたしたちのすぐそばには、高齢者や障がい者、大人や子ども、子育てをしている保護者などがおられ、それぞれが生活する中でいろいろな問題を抱えています。地域福祉とは、今ある家庭や地域で自立して生活していくことができるように、お互いが助けあい支えあっていこうという考え方です。その実現のために、支援を必要としている人をすぐそばにいる人が支えていく「地域福祉」の仕組みを整備する取組が当面する課題です。第1次計画ではこの仕組みをつくり、福祉に関する活動や事業を推進してきました。その成果を踏襲し、より一層効果的な地域福祉の体系を充実させるために、第2次地域福祉活動計画が策定されます。

1.1.2 計画の目的

地域福祉活動計画は社会福祉協議会が策定するものであり、すべての住民、地域で福祉活動を行う者、福祉事業を運営する者が相互に協力して、地域福祉の推進を目的として年度毎にまとめられた民間の活動・行動計画であり、以下のことを目指します。

- ・福祉のまちづくりに向けた住民の参画を保障すること。
- ・住民の福祉ニーズを明らかにすること。
- ・住民の創意工夫による自発的な活動を推進すること。
- ・福祉サービス利用者の社会参加を促進すること。
- ・住民の福祉問題の理解と活動への参加を推進すること。
- ・専門機関や専門職、福祉活動を行う団体の役割を整理すること。
- ・粕屋町社会福祉協議会の組織や運営などの基盤強化を図ること。

1.1.3 計画の基本要件

計画書の策定に当たって、第1次計画との連続性を確保しつつ再構成を進めるために、いくつかの基本となる要件を設定しました。

① 計画の期間

- ・平成23年度から平成27年度までの5年間
計画の策定後は、計画に基づいた事業展開の進捗状況を点検・評価し、状況の変動があった場合には適切な見直しをする可能性もあります。

② 計画の領域

- ・「高齢者、障がい者、児童」という福祉対象による事業領域の区分け
- ・「社会福祉協議会の組織・財政基盤」及び「地域福祉の体制整備・ボランティアの育成」という活動主体領域

③ 計画の相補性

- ・福祉活動には行政が行うものもあります。町民の利便性を考えて、全体像を見渡すことができるように行政による福祉活動（事業名のみ）も掲載します。

1.1.4 策定の方法

策定委員会が中心となって協議を進める一方で、「組織・財政基盤」、「地域福祉の体制整備・ボランティアの育成」、「高齢者福祉」、「障がい者福祉」、「児童福祉」に関する作業委員会を設置し、広範囲な意見交換と協議を図りました。

一方で、計画に関係者の意向が反映されるように、アンケート調査を実施しました。

各作業委員会から具体的な事業の提案を受け、策定委員会で全体の調整を経て、第2次地域福祉活動計画書（答申案）が完成します。



作業委員会の様子



第2章

粕屋町の福祉環境の現状

2.1 粕屋町と粕屋町社会福祉協議会の概要

2.2 粕屋町の人口構成

- 2.2.1 最近の年齢別人口動向
- 2.2.2 行政区別の年代構成
- 2.2.3 年齢別人口構成
- 2.2.4 障害者手帳等所持者構成

2.3 福祉関係の各機関・団体

- 2.3.1 行政機関
- 2.3.2 社会福祉協議会関係団体（構成団体）
- 2.3.3 民生委員・児童委員と主任児童委員
- 2.3.4 ボランティア連絡協議会
- 2.3.5 ボランティアセンター
- 2.3.6 民間機関
- 2.3.7 社会福祉法人機関

第2章 粕屋町の福祉環境の現状

2.1 粕屋町と粕屋町社会福祉協議会の概要

粕屋町に町制がしかれたのは昭和32年で、平成19年には50周年の節目を迎えました。当時、大川村と仲原村を合わせた人口は1万1千6百人で、現在では4倍近くの4万2千人に達しており、今後さらに増加が見込まれています。

粕屋町は糟屋郡のほぼ中央に位置し、西部と北部は福岡市に、東北部は須恵町、篠栗町、久山町の各町と、南部は志免町に接しています。

粕屋町は概ね平坦な地勢で、総面積は14.12km²のほぼ四方形^{*}の町です。町内には、筑前三大池のひとつである鶯輿丁池をはじめ大小の溜池が散在し、水稻、野菜、花卉等の栽培が盛んで、特にランやブロッコリーの栽培は有名です。

特に交通の面では、JR福北ゆたか線や香椎線が縦横に交わり町内には駅が6か所あり、博多駅までは約10分、香椎駅までは約15分で結ばれています。

一方、主要な道路では県道607号線（旧国道201号線）が町の中央を東西に走り、福岡市及び筑豊を結ぶ交通の要衝となっています。また、町の東部を九州の大動脈である九州縦貫自動車道が南北に貫き、本町北部と福岡市との境に設置されたインターチェンジで国道201号線と連絡しています。この沿線に福岡都市圏の物流の核である福岡地区流通センターがあることから、交通運輸の機能は飛躍的に高まり、活況を呈しています。

昭和40年代の高度成長時代には、福岡都市圏のベッドタウンとして急激に都市化が進展し、田園地帯であった粕屋町でも宅地開発が進みました。

昭和45年に自然環境と調和のとれた住環境の整備を計画的に行うため、福岡都市計画地域として粕屋町全域14.12km²が指定され、更に福岡市に隣接する西北部を福岡流通業務地区としての指定がなされました。

このような物理的条件のもとで、粕屋町は物流を主体とした都市型商工業地を目指すと同時に、福岡市を中心とする都市圏の住宅地としての役割を担っており、福岡都市圏東部の核としてますます期待が高まっています。

粕屋町社会福祉協議会は、昭和38年6月に任意団体として安河内作美町長を会長として結成されました。町民の福祉の向上と充実を願い、住民自らが参加して、町の福祉行政がいきとどかない所を補うという、行政の補足的な役割を果たしてきました。昭和46年に石川勲町議会議長が会長となり、はじめて行政の手を離れた団体となりました。その後、会長に藤本徳三郎氏が就任し昭和58年12月に厚生省から法人の認可を受け、昭和59年4月に社会福祉法人粕屋町社会福祉協議会が誕生しました。

それまでの「寿楽荘」の拡張と増改築により、平成4年9月「粕屋町福祉センター」と名称を変更し、更にそれまで福祉課の一隅を使用していた社会福祉協議会の事務局を移転し、福祉センターの管理・運営を町から委ねられました。

※ 四方形…流体の出口が4つある形式

平成 12 年に施行された社会福祉法では、措置制度から選択・契約制度へ移行され、「利用者本位の福祉制度」として意義を明確にすること、「地域福祉」を充実させることが改正の大きな目的でした。

また、社会福祉法の中で社協が「地域福祉の推進」役を果たす中核的団体と位置づけられたことは、社協にとって大きな意味を持ちました。

このような背景をもとに粕屋町社協では行政当局或いは各種団体、町民の皆様の支援を受けて平成 18 年度から平成 22 年度までの福祉の中・長期計画とも言える「第 1 次地域福祉活動計画」を策定しました。この 5 年間第 1 次地域福祉活動計画に沿って各種事業を実施し、いくつかの課題は残りましたが、多くの方々のご理解、ご協力をいただきほぼ計画通りに進めることが出来ました。

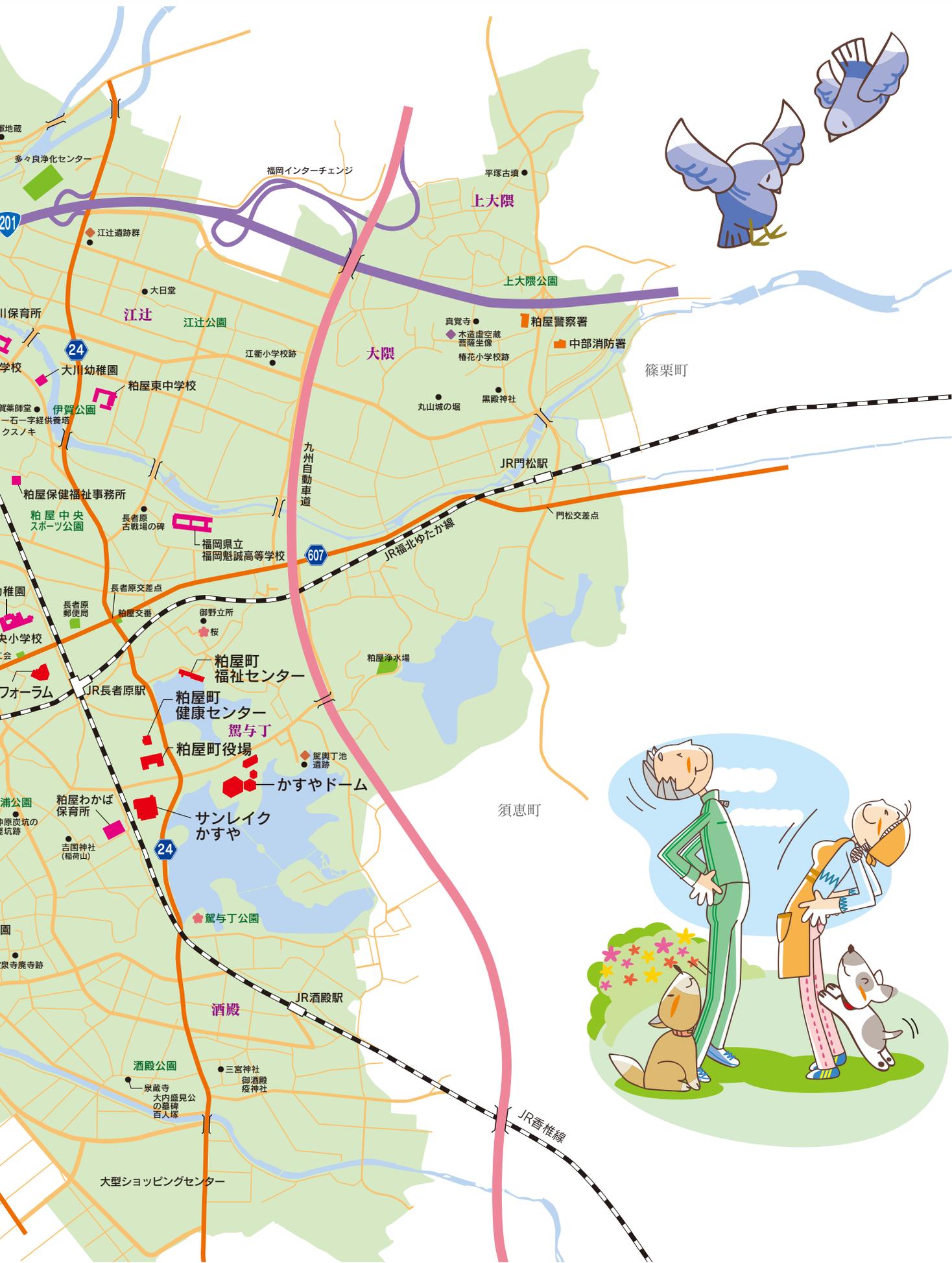
この間、昭和 57 年 7 月から長きに亘り、粕屋町の社会福祉に携わって来た藤本徳三郎会長が平成 20 年 5 月末に退任し、後任に西村壽晃会長が就任しました。

今後起り得る地域における新たなニーズに対応していくため、平成 23 年度より第 2 次地域福祉活動計画に沿った事業を展開してまいります。



粕屋町マップ





第2章 粕屋町の福祉環境の現状

2.2 粕屋町の人口構成

2.2.1 最近の年齢別人口動向

(各年度4月1日現在)

年 齢	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
0	559	621	583	583	715	664	720
1	530	561	584	555	574	702	663
2	498	526	540	540	531	563	711
3	480	477	529	521	542	518	567
4	442	488	475	515	516	540	502
5	393	431	483	468	500	524	543
小 計	2,902 (7.8%)	3,104 (8.2%)	3,194 (8.3%)	3,182 (8.1%)	3,378 (8.4%)	3,511 (8.6%)	3,706 (8.8%)
6	384	386	421	455	467	496	509
7	388	365	380	418	454	460	499
8	369	393	370	363	418	457	459
9	375	362	387	363	367	419	467
10	386	375	363	388	368	367	426
11	319	393	377	359	387	370	372
小 計	2,221 (6.0%)	2,274 (6.0%)	2,298 (6.0%)	2,346 (6.0%)	2,461 (6.1%)	2,569 (6.3%)	2,732 (6.5%)
12	329	327	390	374	355	383	375
13	364	335	331	384	375	351	387
14	301	367	338	333	380	377	349
小 計	994 (2.7%)	1,029 (2.7%)	1,059 (2.7%)	1,091 (2.8%)	1,110 (2.8%)	1,111 (2.7%)	1,111 (2.6%)
～14	6,117 (16.5%)	6,407 (16.9%)	6,551 (17.0%)	6,619 (16.9%)	6,949 (17.3%)	7,191 (17.5%)	7,549 (17.9%)
～64	26,182 (70.5%)	26,483 (69.9%)	26,757 (69.4%)	27,076 (69.2%)	27,525 (68.6%)	27,955 (68.1%)	28,579 (67.6%)
65～	4,838 (13.0%)	5,014 (13.2%)	5,231 (13.6%)	5,454 (13.9%)	5,660 (14.1%)	5,904 (14.4%)	6,139 (14.5%)
総 計	37,137	37,904	38,539	39,149	40,134	41,050	42,267

第1次計画の策定時点では、粕屋町の人口が500人/年のペースで増加傾向にあり、単純に計算すると計画終了の22年には、人口が4万人という大台に乗ることが予測されましたが、実際には20年に達成してしまいました。

県下の人口増加率を支えている若い人の流入が相変わらず続いていきそうです。

2.2.2 行政区別の年代構成

地域福祉活動計画は、町全体から各行政区にまでその活動を浸透させることを目指しています。行政区毎に福祉課題は異なっていると思われるので、それぞれに相応しい福祉活動を選択できるような多様性のある計画が求められます。そこで、行政区の姿を見る一助とするために年代構成をまとめておきます。

(平成 22 年 4 月 1 日)

行政区	世帯数	人口	児童生徒	高齢者	高齢化率	高齢者世帯	ひとり暮らし高齢者
大 隈	551	1,384	95	239	17.3%	33	35
上 大 隈	337	786	54	194	24.7%	28	38
江 辻	549	1,446	83	320	22.1%	33	54
戸 原	988	2,650	281	359	13.5%	42	61
長者原上	745	1,905	164	306	16.1%	54	58
長者原中	851	2,193	214	311	14.2%	50	61
長者原下	983	2,530	295	317	12.5%	52	68
内 橋 1	728	1,650	104	242	14.7%	37	33
内 橋 2	436	1,152	130	130	11.3%	28	9
内 橋 3	426	962	79	176	18.3%	30	25
朝 日	307	649	36	107	16.5%	22	33
長 戸	546	1,573	175	132	8.4%	17	21
多 の 津	152	303	36	19	6.3%	4	2
サンライフ	211	555	48	121	21.8%	26	15
酒 殿	554	1,510	117	297	19.7%	43	63
甲 仲 原	797	2,025	159	339	16.7%	52	67
駕 輿 丁	314	838	72	166	19.8%	30	22
花 ケ 浦	1,414	3,706	382	554	14.9%	108	93
乙仲原東	939	2,374	228	372	15.7%	52	86
乙仲原西	956	2,445	282	203	8.3%	23	42
若 宮	968	2,231	230	350	15.7%	63	87
原 町	1,226	2,828	197	463	16.4%	74	88
阿 恵	472	1,173	115	138	11.8%	18	29
柚 須	1,448	3,399	272	284	8.4%	40	56
合 計	16,898	42,267	3,848	6,139	14.5%	959	1,146

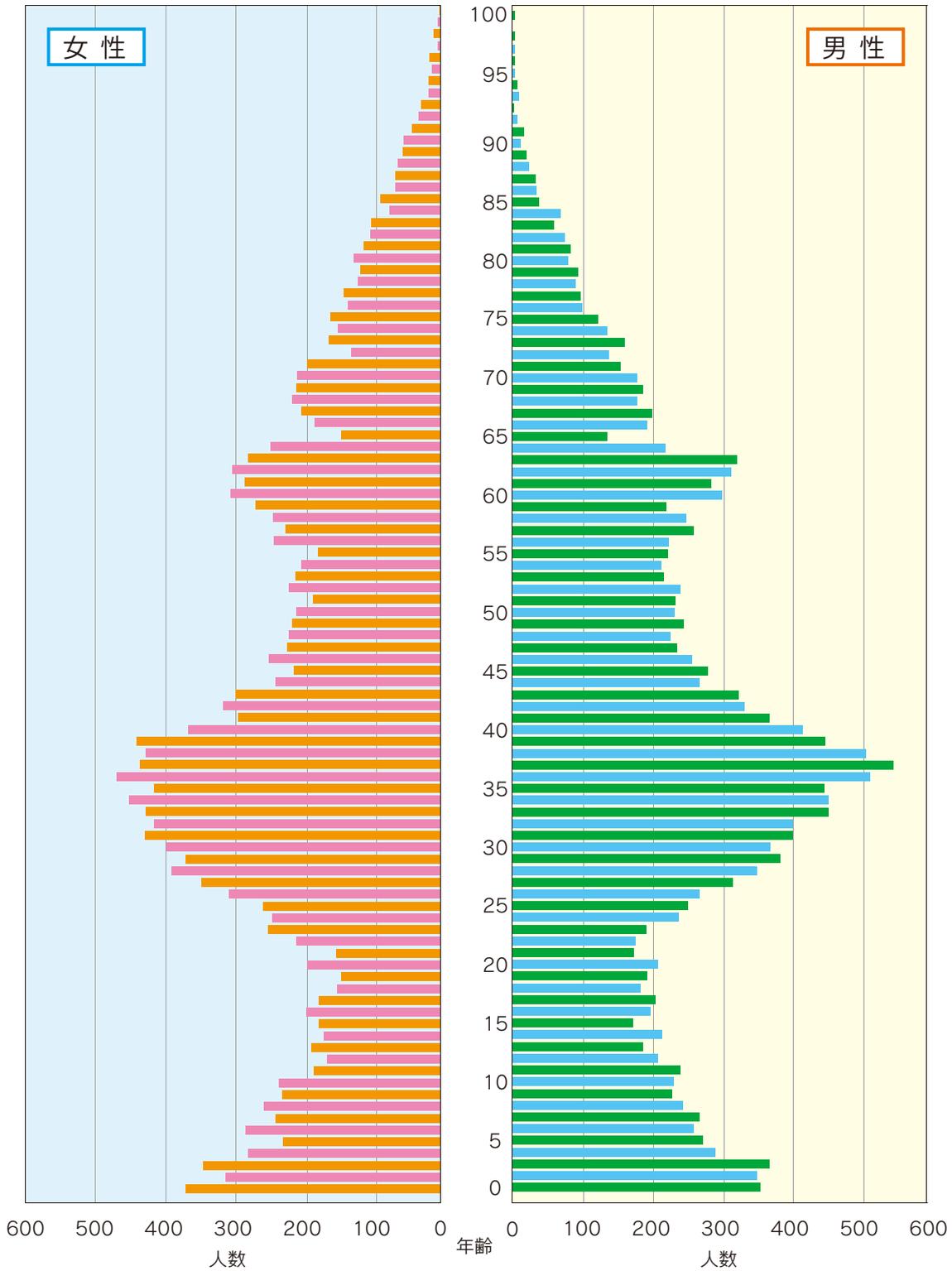
※ 施設入所中のひとり暮らし高齢者を地区人数に含めています。

緑の里 31 人（酒殿）、箱田病院 27 人（乙仲原東）、グループホーム朝茶 5 人（長者原下）、グループホーム長寿の里 2 人（甲仲原）、サンパラッツォ門松 12 人（大隈）、青洲会セシリアハイム 4 人（長者原下）

第2章 粕屋町の福祉環境の現状

2.2.3 年齢別人口構成

(平成22年4月1日)



60歳代に入った団塊の世代より、30歳代半ばの若者が多いのが特徴です。さらに中学生は少ないですが、低年齢の児童・幼児の増加傾向（全国傾向とは逆）は第1次計画時よりさらに進んでいることから、児童福祉の充実を求める要因になると思われます。

2.2.4 障害者手帳等所持者構成

(平成22年4月1日)

区	分	所持者数(人)
身体障害者手帳		1,304
	視覚障害	86
	聴覚・平衡機能障害	105
	音声・言語機能障害	12
	肢体不自由	745
	内部障害	356

区	分	所持者数(人)
療育手帳	知的障害	208
精神障害者保健福祉手帳	精神障害	204

上表に含まれる障がい児数

年 齢	療育手帳	身体障害者手帳
	所持者数(人)	所持者数(人)
0～2歳	0	26
3～5歳	4	
6～8歳	16	
9～11歳	21	
12～14歳	17	
15～17歳	18	



障がい者団体・ボランティア合同“YOSAKOI かすや祭り” H 23.10

第2章 粕屋町の福祉環境の現状

2.3 福祉関係の各機関・団体

粕屋町では、次のような福祉関係の機関・団体等が専門的な役割を果たしています。

2.3.1 行政機関

【住民福祉部】

《総合窓口課》

総合窓口課は、引越し・結婚・病気など「くらしのできごと」にあわせて、戸籍、住民票の届出・外国人登録・印鑑登録・国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金・子ども手当・児童扶養手当・乳幼児、障がい者、ひとり親医療などの必要な手続き・ご案内等を行っています。

業務内容

1. 総合窓口の運営に関すること。(税諸証明、軽自動車税及びごみ案内等)
2. 戸籍に関すること。
3. 住民基本台帳及び住基ネット(公的個人認証)に関すること。
4. 外国人登録に関すること。
5. 印鑑の登録及び証明に関すること。
6. 火葬認可及び補助交付に関すること。
7. 住居表示(案内)に関すること。
8. 国民健康保険に関すること。
9. 後期高齢者医療及び老人保健医療に関すること。
10. 乳幼児医療、重度心身障がい者医療及びひとり親医療に関すること。
11. 国民年金、日雇保険、はり灸治療費及び在日外国人福祉費に関すること。
12. 児童手当、特別児童扶養手当及び児童扶養手当に関すること。
13. 子ども手当に関すること
14. その他上記に付随又は関連する事務に関すること。

《介護福祉課》

介護福祉課は、介護保険・高齢者福祉・障がい者福祉・社会福祉に関する業務を行うため、平成22年6月に新設されました。介護や福祉に関する様々な問題に対する相談もお受けいたしますので、お気軽にご相談ください。

また、粕屋町地域包括支援センターを介護福祉課内に設置しており、介護予防ケアマネジメントや介護に関する総合相談などを行っております。

業務内容

1. 介護保険に関すること。
2. 地域密着型サービス事業者の指定及び指定基準監督に関すること。
3. 介護保険事業計画策定に関すること。
4. 要介護認定及び要支援認定並びに認定審査会の運営に関すること。
5. 地域包括支援センター業務に関すること。
6. 地域支援事業(特定高齢者及び一般高齢者施策)に関すること。
7. 介護予防支援事業所(介護予防ケアプラン作成)に関すること。
8. 高齢者総合相談に関すること。
9. 民生・児童委員並びに民生委員推薦会に関すること。

10. 生活保護及び援護事務に関すること。
11. 日赤事務及び災害支援に関すること。
12. 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
13. 公営住宅の管理に関すること。
14. 福祉センターの管理に関すること。
15. 障がい者福祉に関すること。
16. 高齢者福祉に関すること。
17. 福祉手当に関すること。
18. ドメスティックバイオレンス対策に関すること。
19. その他上記に付随又は関連する業務に関すること。



相談受付

生活相談

生活保護は、国が生活に困っている人たちに対して、その状況に応じて必要な保護を行う制度です。また、あなたの自立の努力を援助する制度です。相談の際には、事前に生活相談担当へお電話ください。

福祉相談

各地域の民生委員や児童委員（主任児童委員）が福祉に対する相談を行っています。

介護相談（地域包括支援センター）

在宅の要援護高齢者など、又はそのご家族からの各種相談に応じます。そして、必要な保健福祉サービスが総合的に受けられるよう関係機関との連絡調整を行います。

障がい者相談

障がい者及びその家族に対し、保健師などによる相談指導を行います。障がい者の福祉制度や生活についての相談に応じ、障がい福祉活動の推進を図っています。

《健康づくり課》

健康づくり課では、住民の方が健やかに暮らせることを目的として、各種事業を実施しています。母子保健係では、母子手帳の発行、パパとママのたまご学級、乳幼児健診、赤ちゃん相談など、妊産婦さんが気軽に相談できるような窓口づくりを心がけています。

健康推進係では成人を対象とした基本健診や各種がん検診、予防接種などの病気の予防に重点をおいた事業を実施しています。特に、生活習慣病については保健指導にも力を入れています。

また、住民の方と一緒に、健康かすや21という地域ぐるみの健康づくりの啓発活動にも積極的に取り組んでいます。

業務内容

1. 健康増進事業に関すること。
2. 感染症予防及び予防接種に関すること。
3. 母子保健衛生事業に関すること。
4. 特定健診及び特定保健指導に関すること。
5. ことばの教室（就学前）及び療育に関すること。
6. 健康センターの管理に関すること。
7. その他上記に付随又は関連する業務に関すること。

第2章 粕屋町の福祉環境の現状

相談受付

一般健康相談

体や病気のことなど、健康に関する相談を保健師が受けています。

毎月1回、午前9:00～12:00 健康センター

赤ちゃん相談

毎月1回実施しています。(予約制)

詳しくは健康づくり課までお問い合わせください。

《子ども未来課》

子ども未来課は、安心して子どもを産み育てやすい町を目指して、子育て支援策等の推進に取り組んでいます。

主な業務としては、保育所や幼稚園の運営、虐待等の相談、ファミリー・サポート・センター、つどいの広場等、子育て中の家族を支援する各種事業を行っています。

業務内容

1. 子育て支援に関すること。
2. 児童福祉に関すること。
3. 次世代育成支援に関すること。
4. 要保護児童に関すること。
5. 保育所に関すること。
6. 幼稚園に関すること。
7. その他上記に付随又は関連する業務に関すること。



相談受付

養育相談

虐待に関する相談や虐待の通告、子どもの保護を伴う養育相談などを受け付けています。また、虐待の疑いがあるなど判断がつかない場合でも相談してください。

【教育委員会事務局】

《学校教育課》

学校教育課は、義務教育である小中学校教育を担当し、町内4小学校、2中学校で児童生徒の教育を行っています。

今後も、当町の育成方針である「育てよう心豊かな粕屋の子ども」を継承し、教育行政においては、「学力の向上」、「心の教育」を推進し、これからめまぐるしく変動していく激動の時代を担うことのできる人材の育成を目指していきます。

業務内容

1. 粕屋町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の会議に関すること。
2. 学校及び幼稚園の施設等の整備及び財産の管理に関すること。
3. 教育委員会の人事に関すること。
4. 学齢児童、生徒の入学、転学及び退学に関すること。
5. 学校の組織、編制、教科書その他の教材に関すること。

6. 校舎、園舎その他の施設及び教具の整備に関すること。
7. 学校及び幼稚園の環境衛生に関すること。
8. 教育に係る調査及び指定統計に関すること。
9. 言語通級教室に関すること。
10. 学童保育に関すること。
11. 教育相談に関すること。
12. その他前各号に付随又は関連する業務に関すること。

相談受付

教育相談

粕屋町教育委員会において、午前 8：30～午後 5：00 まで、教育相談を行っています。
(粕屋町HPより抜粋:平成 23 年 3 月現在)

2.3.2 社会福祉協議会関係団体（構成団体）

体制関係

- ・学識経験者
- ・行政機関
- ・町議会
- ・行政区長会
- ・教育委員会
- ・民生委員・児童委員協議会
- ・老人クラブ
- ・婦人会
- ・ボランティアの会

高齢者関係

- ・老人クラブ連合会
- ・三活会 特別養護老人ホーム 緑の里
- ・シルバー人材センター（関係団体）

障がい者関係

- ・身体障がい者福祉協会
- ・知的障がい児（者）親の会
- ・就労継続支援B型事業所ステップアップ（関係団体）
- ・地域活動支援センター ステップアップ（関係団体）
- ・地域活動支援センター このゆびとまれ（関係団体）

児童関係

- ・校長会
- ・子ども会育成会連絡協議会

その他

- ・遺族会
- ・食進会（関係団体）

第2章 粕屋町の福祉環境の現状

2.3.3 民生委員・児童委員と主任児童委員

「民生委員」という名称についてですが、それぞれの担当地域で活動する民生委員は民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱されていると同時に、児童福祉法における「児童委員」をその民生委員が担うこととされているため、「民生委員・児童委員」という呼び方が正式です。また、平成6年には、児童福祉を専門に活動する「主任児童委員」制度が創設されました。

民生委員・児童委員による活動には、7つのはたらきが期待されています。

1. 社会調査のはたらき

担当区域内の住民の実態や福祉需要を日常的に把握する。

2. 相談のはたらき

地域住民が抱える問題に、相手の立場に立ち、親身になって相談にのる。

3. 情報提供のはたらき

社会福祉の制度やサービスについて、内容や情報を住民に的確に提供する。

4. 連絡通報のはたらき

住民が、個々の福祉需要に応じた福祉サービスが得られるよう関係行政機関、施設、団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をつとめる。

5. 調整のはたらき

住民の福祉需要に対応し、適切なサービス提供が図られるように支援する。

6. 生活支援のはたらき

住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていく。

7. 意見具申のはたらき

活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて民児協を通して関係機関などに意見を提起する。

これまでの民生委員・児童委員活動には、ともすると生活保護や生活困窮者への支援といったイメージのみが強かったものと思われます。しかし、平成12年に民生委員法の改正が行われ、常に住民の立場に立って相談に応じ、かつ、必要な援助を行うということが法律上に明記され、例えば

- ・高齢者の相談や見守り、ひとり暮らしの高齢者等に対する援護活動
- ・児童虐待の防止・早期発見
- ・在宅サービスの提供
- ・配偶者等からの暴力（ドメスティックバイオレンス）

等に対する支援活動も行っています。

現在粕屋町では34名の民生委員・児童委員が精力的に福祉活動に専念されています。社会福祉協議会の事業活動においても、中心的な役割を果たしていただいています。

2.3.4 ボランティア連絡協議会

粕屋町ボランティア連絡協議会は、平成10年4月に、6団体の構成により設立されました。現在は、7団体と個人ボランティアで活発な活動を展開しています。

(平成22年4月1日現在)

団 体 名	活 動 内 容	会 員 数
手 話 の 会	<ul style="list-style-type: none"> ・ろうあ者との交流 ・毎週月曜日20時～「サンレイクかすや」において手話学習活動 	25名
か ざ ぐ る ま	<ul style="list-style-type: none"> ・文庫の開室、お話し会（原町公民館図書室） ・粕屋町立図書館、福祉センター、篠栗図書館でのお話し会 ・人形劇の上演、読み聞かせと人形劇製作の指導 	6名
七 色 の 会	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者生きがい対策事業の実施や給食ボランティア活動をする ・身体障がい者福祉協会協力 ・託児 	16名
友 愛 訪 問 の 会	<ul style="list-style-type: none"> ・各区の会員で構成され、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯、身体障がい者及び虚弱者を訪問し、安否確認と話し相手を目的とした活動 ・その対象者に年賀状や暑中見舞いを送る 	36名
し お ん の 会	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らしで訪問を希望される70歳以上の高齢者に福祉センターから電話で訪問 ・毎週月曜日～金曜日まで、午前10時～午後3時まで ・誕生日には、ハガキでお祝いをする 	24名
ぱ ー る 会	<ul style="list-style-type: none"> ・三つ葉の里への支援活動 ・視覚障がい者に対する広報誌の音訳テープを作成し、役場・福祉センター・粕屋フォーラムで貸し出し 	20名
ガ イ ア の 響 き	<ul style="list-style-type: none"> ・和太鼓の演奏 	35名
個 人 ボ ラ ン テ ィ ア	<ul style="list-style-type: none"> ・自分のできる範囲での依頼者に対するボランティア協力 	51名

総勢213名のボランティアが積極的に福祉活動をしています。福祉分野ではさらなる活動領域も求められているので、ボランティア仲間を増やしつつ、より一層の分野の拡大が期待されています。

第2章 粕屋町の福祉環境の現状

2.3.5 ボランティアセンター

社会福祉協議会は、平成18年10月に町行政からの委託を受けて、町内すべての分野のボランティア情報の一元化を図り、個人及び団体の行うボランティア・NPO活動を支援し、住民相互の助け合いや交流を促進する拠点として、かすやボランティアセンターを粕屋町福祉センター内に開設しました。

ボランティアセンターの目的は、

- ① 町民がボランティア活動に参加できる体制の整備
- ② 地域福祉活動の調整
- ③ 要援護者に対するさまざまな支援サービスの実施
- ④ 住民相互の助け合いや交流の促進
- ⑤ 相互に支え合うことのできる福祉地域づくり

などとなっています。

そのために、

- ① 町内のすべての分野のボランティア情報の一元化
- ② 相談、登録窓口の整備や連絡、調整の機関として機能
- ③ ボランティア活動の企画、立案、遂行

などの活動を行っています。

2.3.6 民間機関

医療機関（医師会登録）

病院・医院	19
歯科医院	13

在宅サービス

居宅介護支援事業所	6
訪問介護	3
訪問看護	2
通所介護	3
福祉用具	3



2.3.7 社会福祉法人機関（福岡県社会福祉協議会調べ）

- 社会福祉法人 あけぼの会（地域活動支援センターⅢ型ステップアップ）
- 社会福祉法人 あけぼの会（ステップアップ）
- 社会福祉法人 三活会（特別老人ホーム 緑の里）
- 社会福祉法人 三活会（ケアハウス緑の里）
- 社会福祉法人 三活会（デイサービスセンター緑の里）



第3章

福祉意識のアンケート調査

3.1 民生委員・児童委員及び福祉委員

- 3.1.1 回答者の属性
- 3.1.2 高齢者の見守り活動
- 3.1.3 ひとり暮らし高齢者への弁当配付事業
- 3.1.4 児童虐待
- 3.1.5 地域の障がい児・者の見守り
- 3.1.6 地域のボランティア
- 3.1.7 地区座談会
- 3.1.8 福祉委員連絡会議の必要性
- 3.1.9 まとめ

3.2 75歳以上のひとり暮らし高齢者

- 3.2.1 回答者の属性
- 3.2.2 人・行事との関わり
- 3.2.3 困り事、不安や心配
- 3.2.4 夜間や緊急時の対応
- 3.2.5 生きがい
- 3.2.6 悪質商法
- 3.2.7 災害時の避難・対応
- 3.2.8 ひとり暮らしの情報共有
- 3.2.9 社会福祉協議会に関する自由記述
- 3.2.10 まとめ

第3章 福祉意識のアンケート調査

3.1 民生委員・児童委員及び福祉委員

第2次地域福祉活動計画策定の基礎資料を得るために、平成22年8月に、地域の実態や抱えている様々な問題・課題等を把握する目的でアンケート調査を実施しました。

調査は、「民生委員・児童委員、福祉委員」と「75歳以上のひとり暮らしの方（ひとり暮らし高齢者弁当配付の対象者）」を対象に実施しました。調査票の配付と回収には、民生委員・児童委員の皆様のご協力をいただきました。

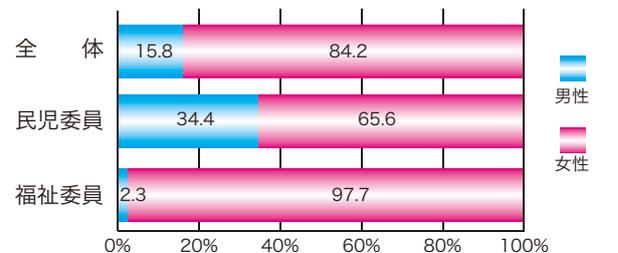
回収の結果は以下の通りです。

	配布数	回収数	回収率
民生児童委員	34	32	94.1%
福祉委員	66	44	66.7%
高齢者	260	219	84.2%

3.1.1 回答者の属性

(1) 性別

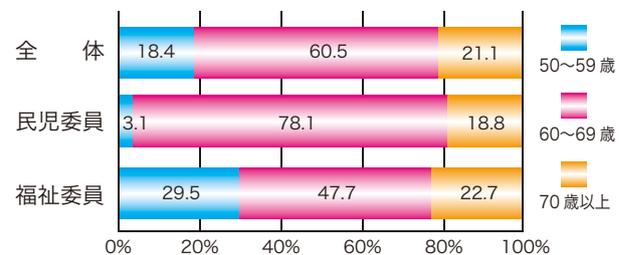
性別については、民児委員は3人に1人が男性であり、福祉委員は女性が圧倒的です。



(2) 年齢

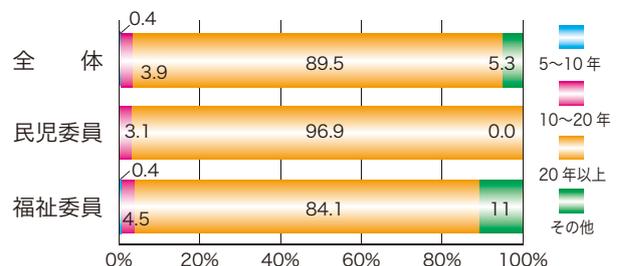
年齢層については、全体で60代が6割で、50代と70代が2割という年齢構成になっています。

福祉委員の3割が50代であり、民児委員と異なります。



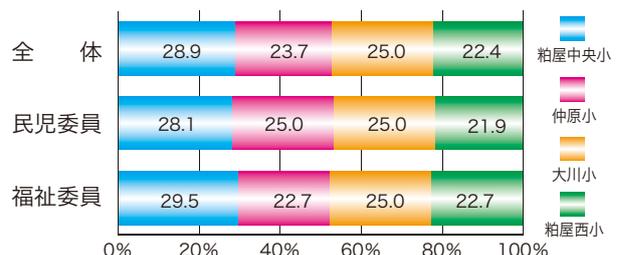
(3) 居住年数

居住年数については、全体では、9割の方が「20年以上」居住しています。長く住んで地域に密着している方が民児委員や福祉委員として委嘱されているようです。



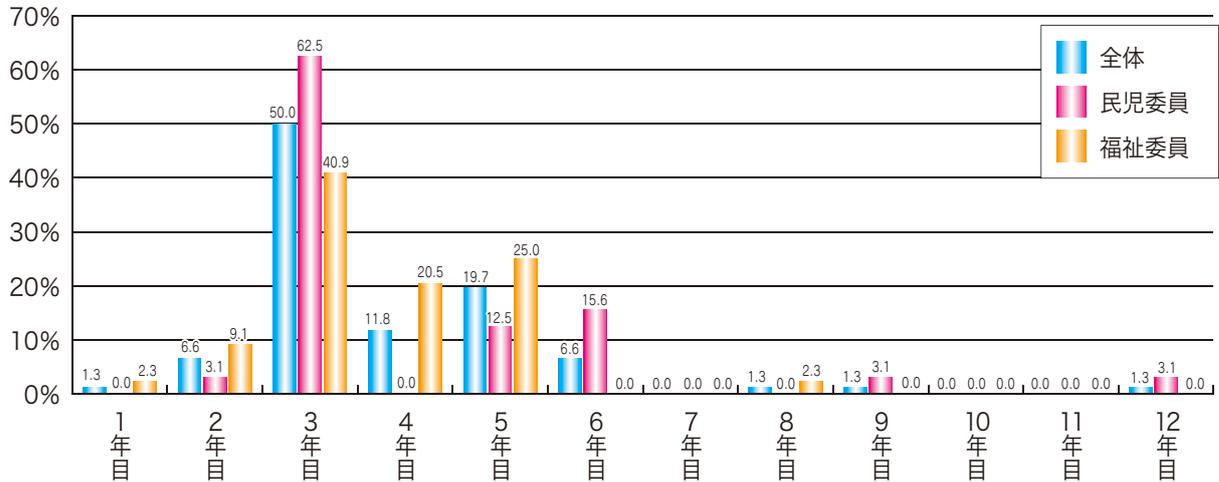
(4) 住んでいる小学校校区

住んでいる小学校校区については、民児委員、福祉委員共に、4つの校区にバランス良く配置されているようです。



(5) 委員の在籍年数

委員としての在職年数については、全体として、「3年目」の方が50%で最多です。次が「5年目」の方です。任期と委嘱期のためでしょうが、各年に分散していないことを考慮に入れて、3年周期のような活動や運営も配慮した方がよいでしょう。



3.1.2 高齢者の見守り活動

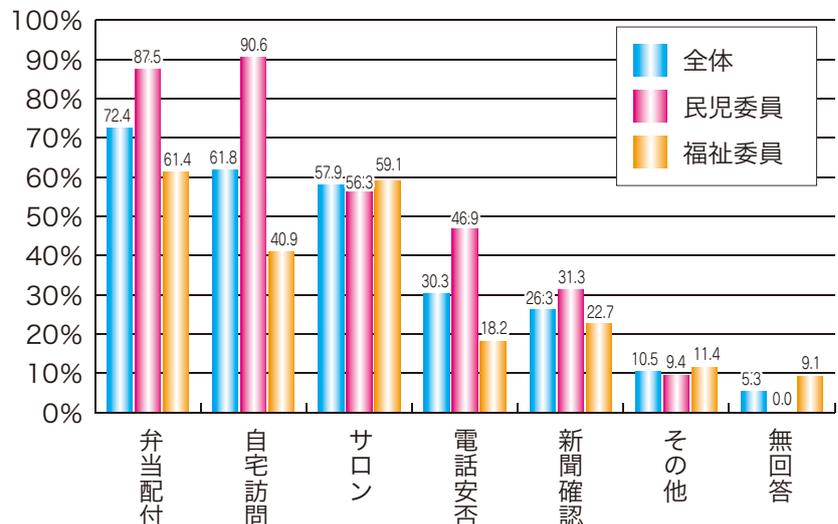
粕屋町では、民生委員・児童委員による愛のひと声運動、友愛訪問活動、ひとり暮らし高齢者お弁当配付など、多くの見守り活動が行われています。現在、見守りの対象者は増加傾向にあり、見守り活動のあり方（ゆうゆうサロンで安否確認を行い、参加されなかった方へ電話で安否確認を行う）などを検討する必要があります。

(1) 高齢者見守り活動の内容

日頃取り組んでいる高齢者の見守り活動については、全体で、「弁当配付」が72.4%、「自宅訪問」が61.8%です。弁当配付には事前の自宅訪問も伴い、見守り活動のためには有効であることは明らかです。

「ゆうゆうサロンでの安否確認」が57.9%、「電話での安否確認」が30.3%、「新聞・郵便物や電気がついていない等の確認」が26.3%の順になっています。地域密着の事業であるゆうゆうサロンも安否確認の面で大きな効果をもたらしています。

民児委員は3種類の見守り活動を、福祉委員は2種類の見守り活動を行っています。対象である高齢者によって、使い分けておられるのでしょう。委員別の見守り内容については民児委員の方が高い割合になっています。

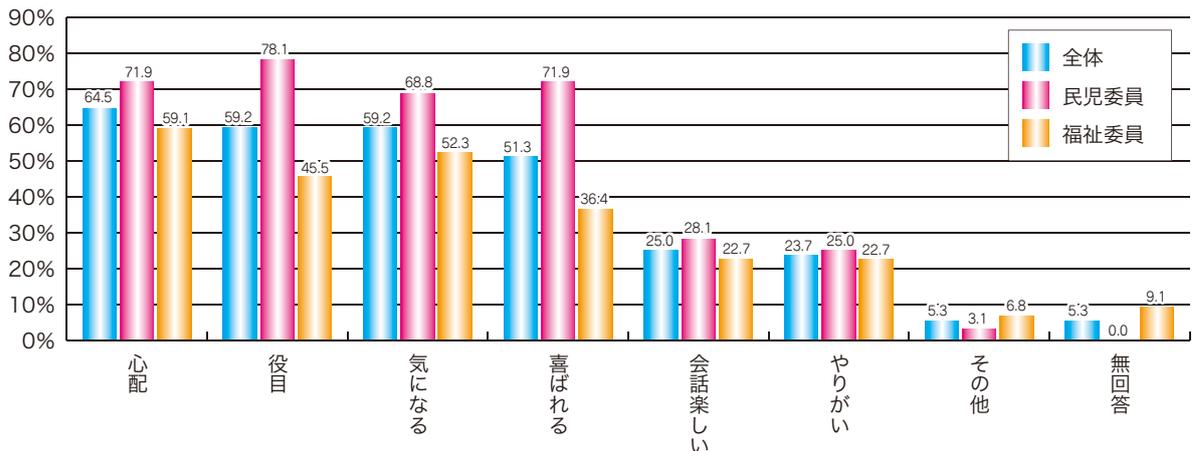


第3章 福祉意識のアンケート調査

(2) 高齢者の見守り活動に取り組む理由

高齢者の見守り活動に取り組む理由については、全体として「心配だから」が64.5%と最も多く、「役目だから」、「気になるから」が続いています。これらは相手のためという理由ですが、次に選ばれている「喜ばれるから」、4人に1人の割合である「会話が楽しい」、「やりがいを感じるから」は自分の理由です。委員としての責務という意識が強いようですが、複数回答の中で「喜ばれるから」という割合が同程度であることを勘案すると、充実感もあることが伺えます。

見守りの理由は一つではなく、民児委員で3.5個、福祉委員で2.5個の理由を挙げています。

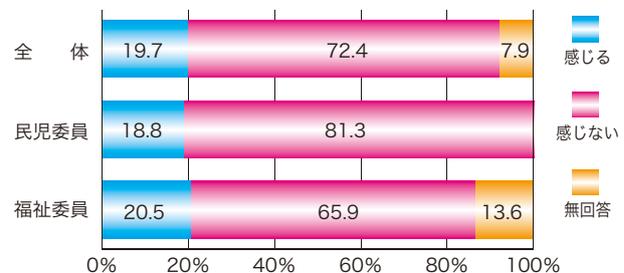


(3) ひとり暮らし高齢者宅の訪問時の負担感

ひとり暮らし高齢者宅を訪問するときに「負担を感じる」という割合は2割です。福祉委員の13.6%の「無回答」は、訪問の経験がないためなのでしょう。

負担を感じるのは、担当しているひとり暮らし高齢者のすべての方に対してかどうかは分かりません。

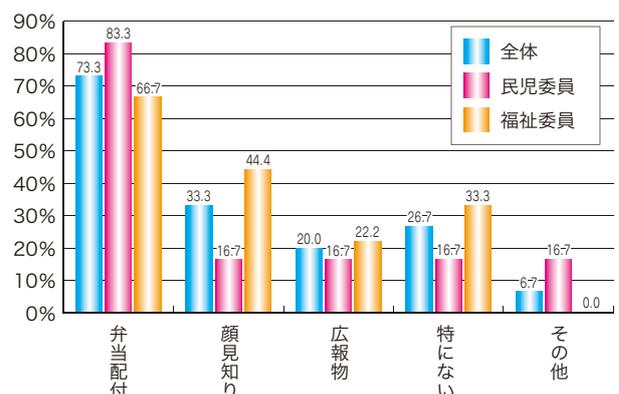
訪問する委員と訪問を受ける方が異性であるとき、気を遣うということもあるかもしれません。



① 訪問時の負担感を減らす工夫

「弁当の配付やその他の調査を兼ねて行っている」割合が、民児委員、福祉委員双方とも最多です。福祉委員は、「見守られる人と顔見知りの人と行くようにしている」割合が高くなっていることが注目されます。「広報物等を一緒に持って行っている」割合が2割程度と少ないのは、広報物の頻度が少ないためと思われる。

用があって訪問ということだけではなく、用があるので来て欲しいという訪問の形ができるといいでしょう。

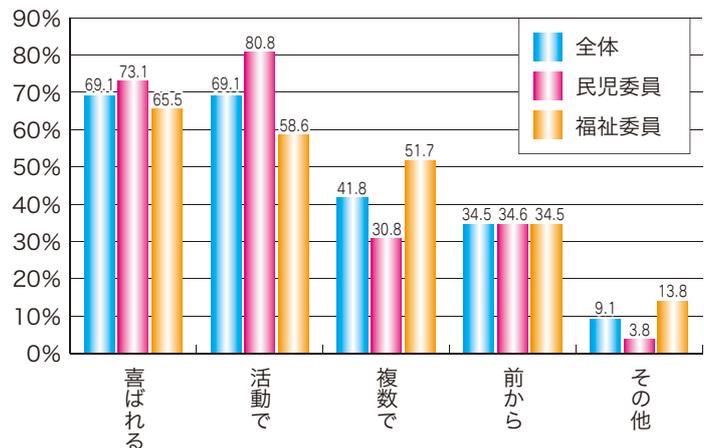


② 訪問時の負担感がない理由

全体では、「訪問すると見守られる人から喜ばれるから」が69.1%、「日頃の見守り活動を通して顔見知りになれたから」が69.1%と同じ割合です。最初はいくらかの負担感があっても繰り返しの訪問でよい人間関係が育まれることを表しています。福祉委員では、「複数人で行くようにしているから」が51.7%と多くなっていますが、負担軽減の工夫と重なって効果があるようです。「委員になる前から顔見知りだから」というのは3割ほどです。

民児委員、福祉委員共に、負担を感じない理由として2つほど挙げています。

負担感には、訪問を受ける高齢者の方にもあるかもしれません。親しく気軽な訪問というものになれば、双方にとっていいことです。

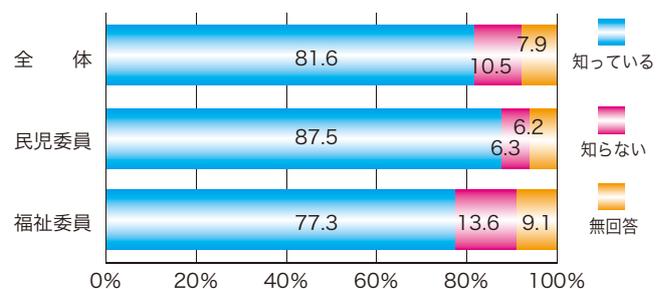


(4) ゆうゆうサロンに参加のひとり暮らし高齢者を知っていますか

「知っています」の割合は、全体では81.6%、民児委員は87.5%、福祉委員は77.3%となっています。

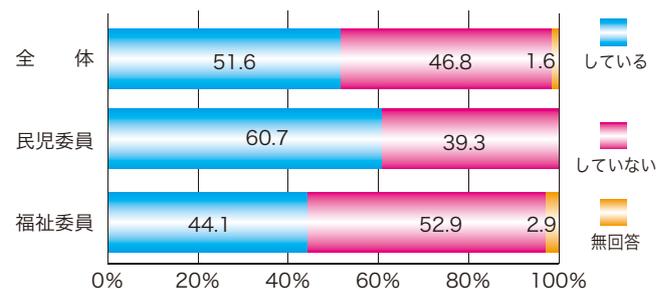
ゆうゆうサロンは行政所管の事業ですが、各行政区が地域福祉事業として取り組まれる際に、民児委員及び福祉委員が協力をしている実態が見えてきます。

ただ、全体で2割の委員が「知らない」というのは、委員がゆうゆうサロンに関わっていないということもあります。知り合える折角の機会を利用していないことでもあり、何らかの工夫が求められます。



① ゆうゆうサロン参加者の自宅訪問（弁当配付以外）

「ゆうゆうサロン参加者の自宅を弁当の調査と配付以外に訪問している」割合は、全体でほぼ半数であり、民児委員では60.7%、福祉委員では44.1%と違いが現れています。福祉委員による訪問活動ができるような方策を考えることが望まれます。

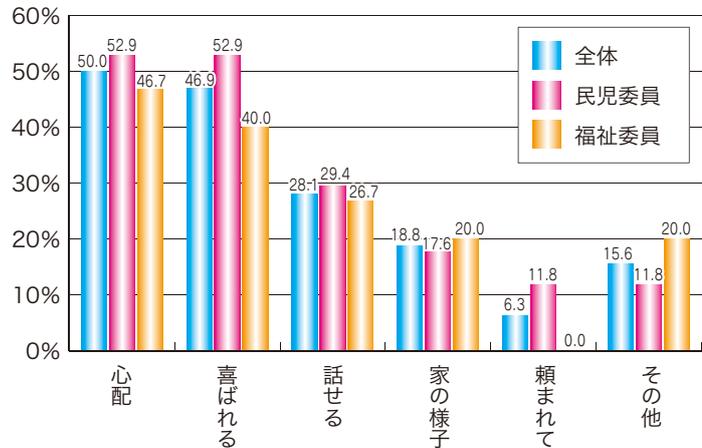


第3章 福祉意識のアンケート調査

② ゆうゆうサロン参加者の自宅訪問をする理由

ゆうゆうサロン参加者の自宅訪問をする理由については、全体では、「いつ何が起きるかわからず心配」が50.0%、「その方が喜ばれる」が46.9%と高い割合です。「ゆうゆうサロンではゆっくり話せない」が訪問すれば話せる、「家の中の様子が気になる」という理由が続きます。「家にも来てほしいと頼まれる」は民児委員だけです。

訪問する理由を、民児委員は1.8個、福祉委員は1.5個挙げています。この差が各項目での民児委員と福祉委員の割合の差になっています。

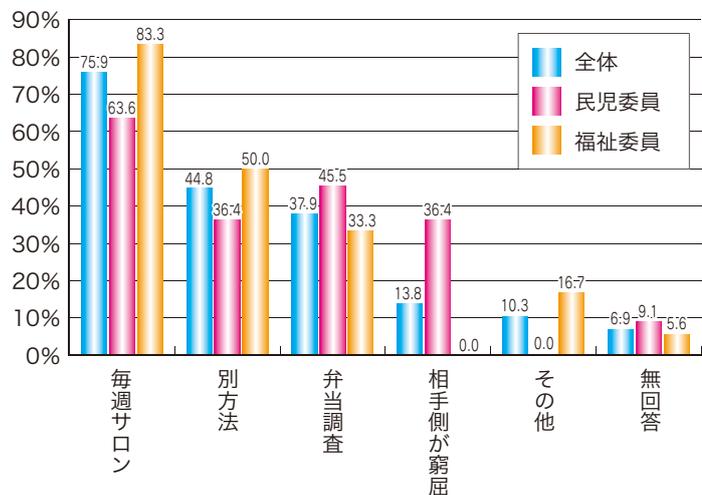


③ ゆうゆうサロン参加者の自宅訪問をしない理由

ゆうゆうサロン参加者の自宅訪問をしない理由については、全体では、「ゆうゆうサロンで毎週安否の確認がとれるから」が75.9%と主な理由になっています。「ゆうゆうサロンを休まれたときは別の方法で安否の確認をしているから」が44.8%、「弁当の調査と配付で安否の確認がとれるから」が37.9%と4割程度です。「見守られる側も窮屈になりそうだから」は、民児委員で36.4%であり、委員という立場が相手に窮屈な思いをさせるかもしれないという気配りでしょう。

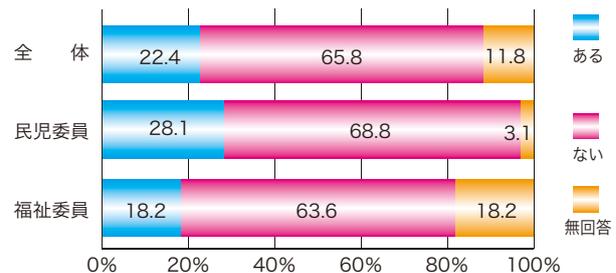
民児委員、福祉委員共に訪問しない理由を2つ挙げています。

ゆうゆうサロンで「安否の確認」が取れるところで終わるか、安否の確認からさらに訪問という「見守り」にまで踏み込むか、見守りという活動について考える必要があります。



(5) 見守り活動による緊急対応

「日頃の見守り活動によって緊急対応に繋がったことがある」割合は、全体で22.4%です。訪問等を多くしている民児委員の方が28.1%となっています。3割弱という数字はかなり高いと思われます。見守り活動が有効に機能している証明となります。



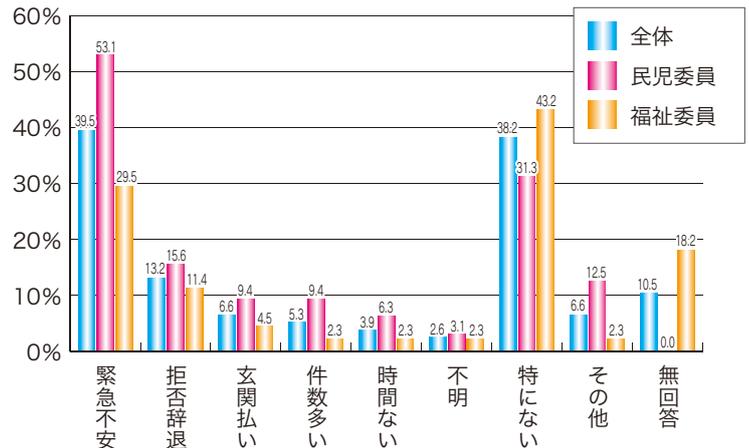
(6) 日頃の見守り活動を通しての悩み

見守り活動の際の悩みについては、「緊急時の対応に不安がある」が民児委員で53.1%、福祉委員で29.5%であり、他に比べてかなり多くなっています。一方で「特にない」が全体で4割程度です。見守りの対象者の中に心配な方がいれば、何かあったときの対処が気になるでしょう。緊急のケース毎に対応の仕方を研修したり、支援態勢の整備などが今後の課題です。特に、土日は役所等が休みなので、対応を想定しておく必要があります。

日頃の見守りについては、「見守りを拒否・辞退される」、「訪問しても玄関を開けてくれない」が合わせると2割もあるという状況は、働きかけの難しいことではあっても見過ごしにはできないことです。多様で気長な見守り活動の工夫が待たれます。

高齢者の身近な組長さんや区長さん方に同道してもらい、直接に委員さん方を引き合わせていただくことも考えられます。

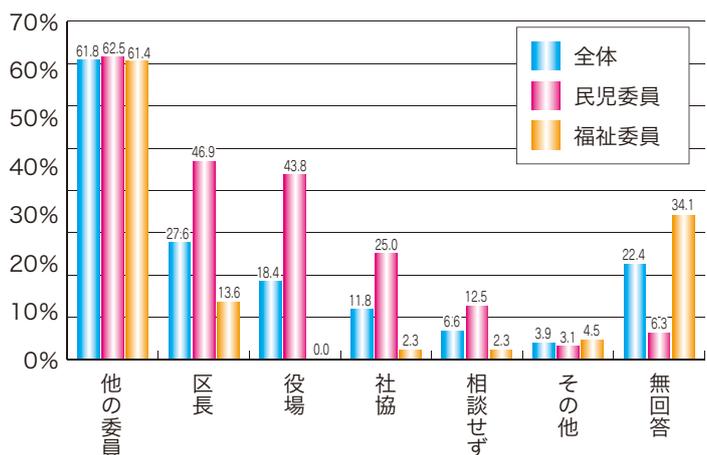
「見守る件数が多い」、「時間がない」については、福祉委員の特別な増員などの対応も考える余地があるでしょう。



① 日頃の見守り活動の悩みについての相談相手

見守り活動の悩みを相談する相手については、「他の民生委員・児童委員、福祉委員」が民児委員、福祉委員ともに6割です。民児委員については、ほかに「区長」、「役場」、「社協」にも相談をしています。相談の内容によって相談相手は変わってきます。一方で、福祉委員については、「無回答」が34.1%となっており、他の委員以外の相談は少なくなっています。

福祉委員については、社会福祉協議会との連携が可能になるような組織体の設置が必要と思われます。



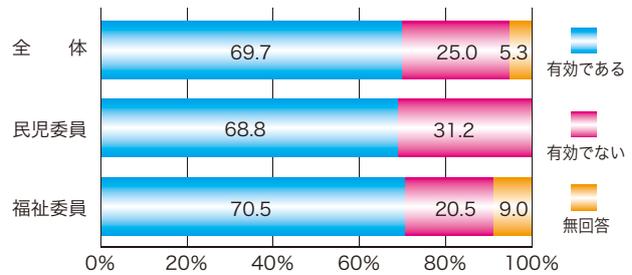
第3章 福祉意識のアンケート調査

3.1.3 ひとり暮らし高齢者への弁当配付事業

現在、婦人会と食進会にご協力頂き、平均 180 食のお弁当を多くの手間と時間をかけて作って頂いております。今後高齢者の増加が必至である状況では、対応が困難になることが予想されます。そこで、日頃から高齢者へ安否の確認を行っている委員のご意見を調査しました。

(1) ひとり暮らし高齢者への弁当配付事業の有効性

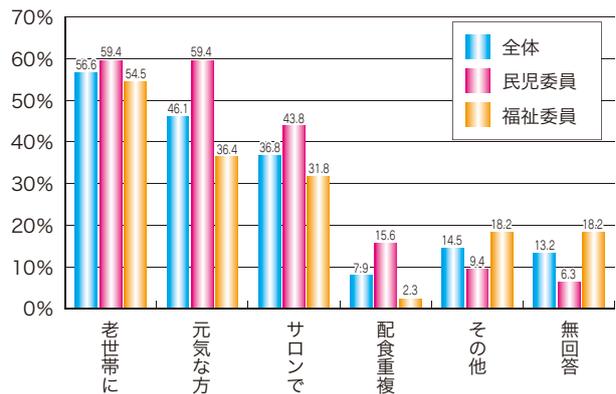
ひとり暮らし高齢者への弁当配付事業が「有効である」という割合は、全体で 69.7%です。「有効ではない」割合が民児委員の3人に1人の割合であることが注目されます。考えるべきことがあるという意味を読み取らなければなりません。



① ひとり暮らし高齢者への弁当配付事業の問題点・改善点

弁当配付事業については、「見守りが必要な老夫婦世帯も対象にしてほしい」という改善点が、全体で 56.6%と最も多くなっています。ひとり暮らしか老夫婦世帯かという形態で区別するのではなく、見守りが必要かどうかという選別の仕方も検討が必要でしょう。

一方で、問題点として「買い物や自炊ができる元気な方」、「ゆうゆうサロン参加中の方」、「配食サービスを受けている方」がもらっていることを挙げる割合はかなり高く、弁当配付事業の目的に照らして再検証をすべきです。

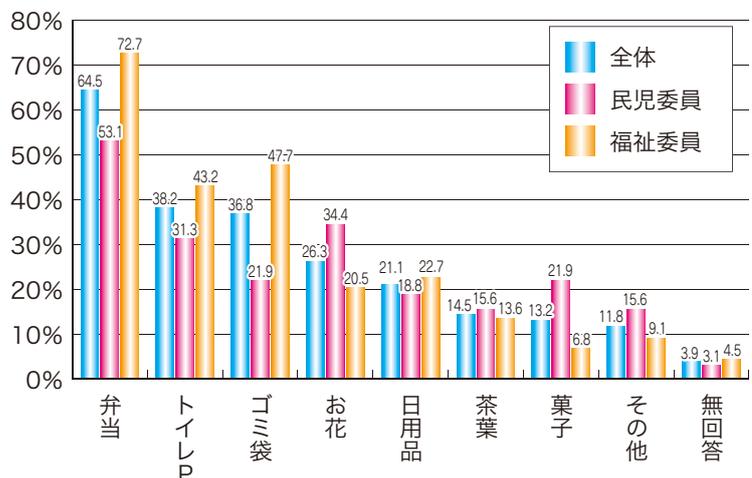


(2) ひとり暮らし高齢者の安否確認を兼ねた配付物品

安否確認を兼ねた配付をするために適当な物品については、全体では「弁当」が 64.5%と最も多くなっています。「トイレットペーパー」、「ゴミ袋」が3割台で続き、「お花」、「シャンプーや石鹸等の日用品」が2割台に、「お茶葉」、「饅頭や団子などのお菓子」が1割台になっています。

弁当の配付にはたくさんの人の優しい思いをお届けするというイメージがありますが、その他の物品では単に配るという感じになります。訪問のきっかけ作りという点ではそれでもいいのですが、寂しくなりそうです。

弁当配付が諸事情で難しくなってきた現状では、代わるもの



を探さなければなりません、慎重な協議が必要でしょう。

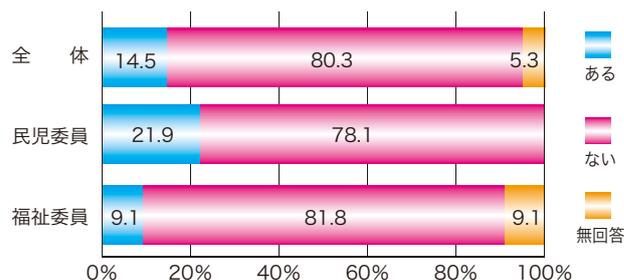
物品の配付の場合には、数種類のものを用意して、「今月は何を」と高齢者に選択してもらうようなやり方も可能です。

3.1.4 児童虐待

児童虐待防止法（04年改正）で、虐待の確信がなくても早期に把握するために「虐待を受けたと思われる」疑いがあれば、虐待にあたるかどうかを住民が判断せずに市町村や児童相談所に通告するよう住民に義務づけがされました。そこで、委員が日頃の活動の中で児童虐待に関して見聞きしたことがあるかどうかを調査しました。

(1) 児童虐待の疑い

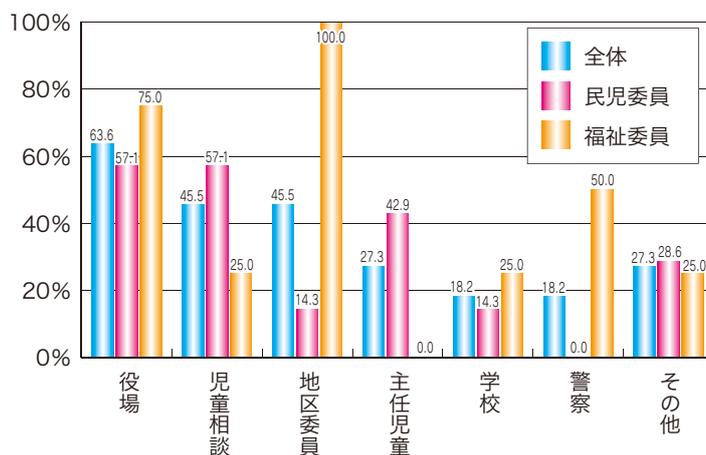
日頃の活動を通して児童の虐待を疑うことが「ある」割合は、民児委員では21.9%で、福祉委員では9.1%です。民児委員と福祉委員が同じ事例であればまだしも、別の事例であれば割合が増えることになります。いずれにしても、決して少ないとは言えません。



(2) 児童虐待の疑いの相談先

虐待の疑いの相談先は、民児委員では、「役場」と「児童相談所」がともに57.1%であり、「主任児童委員」が42.9%と続いています。「担当地区の民生委員・児童委員」、「学校」は少なくなっています。

なお、福祉委員の結果については、回答者が極端に少ないので参照できません。



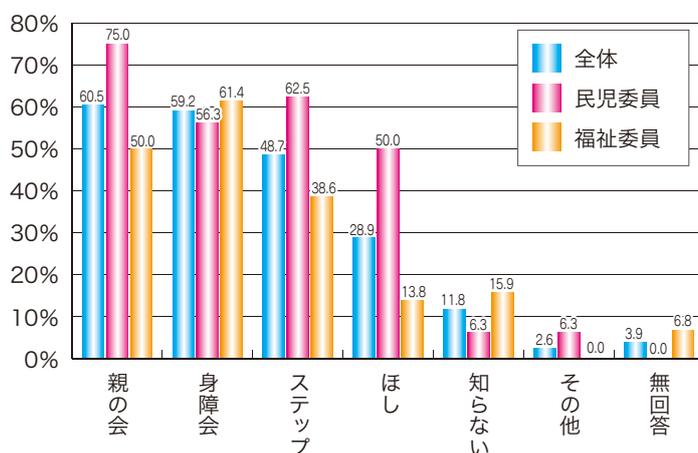
3.1.5 地域の障がい児・者の見守り

地域の方々へ障がい者に対する理解を願って、粕屋町内の障がい者団体ではPR活動に重点を置き活動しています。現在の状況の確認、PR方法の見直し、今後の方向性の参考にするために、団体の認知について調査をしました。

(1) 障がい者団体を知っていますか

知っている障がい者団体は、全体では、「粕屋町知的障がい（児）者親の会」が60.5%、「粕屋町身体障がい者福祉協会」が59.2%、「ステップアップ」が48.7%、「障がい者の自立を考える会 ほし」が28.9%になっています。

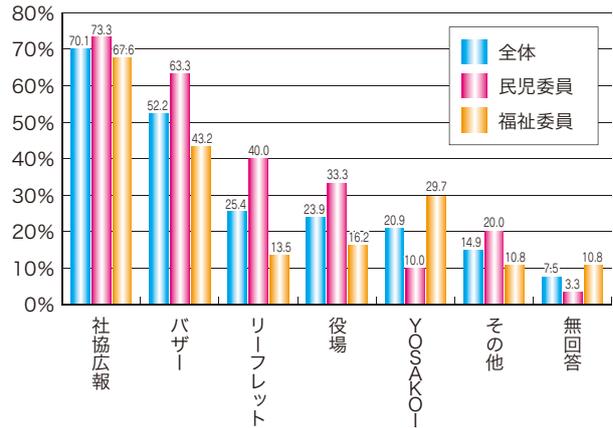
委員は紹介者の役割を持っているので、知らせてもらうのではなく、知ろうとする姿勢が期待されています。



第3章 福祉意識のアンケート調査

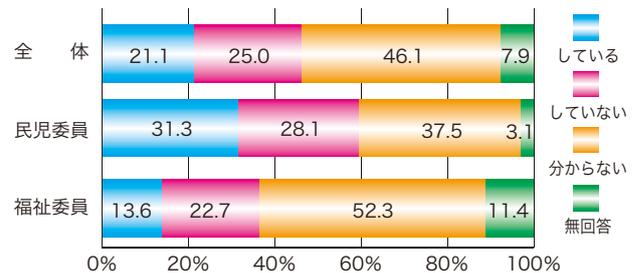
(2) 団体の存知方法

団体を知るきっかけは、「社協だより」が70.1%、「障がい者団体のバザー」が52.2%、「障がい者団体のリーフレット」が25.4%の順になっています。バザーのような直接の触れ合いがある行事は効果があるようです。



(3) 障がい者の地域行事への参加

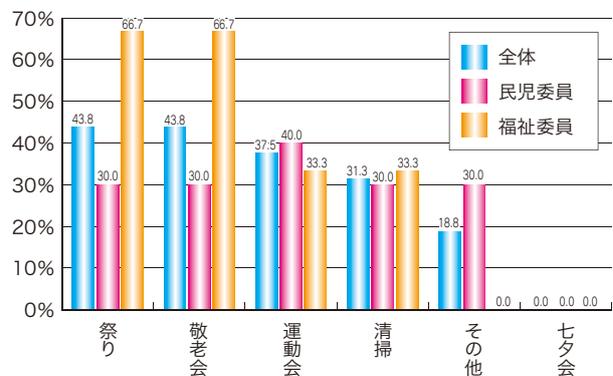
「地域の行事に障がい者が参加している」と認めている割合は、民児委員が31.3%、福祉委員が13.6%です。「参加していない」と認める割合は、民児委員が28.1%、福祉委員が22.7%です。確認できているところでは地域行事への参加は半分弱と推察されます。



「分からない」という割合が多いのは、担当地区内に障がい者がいるかどうか、気をつけて確かめたことがないから分からないという意味とも想定されます。

(4) 障がい者が参加している地域行事

障がい者が参加している地域行事については、「夏祭り・盆踊り」、「敬老会」、「運動会」がほぼ同じ割合です。回答の合計から判断すると、2つの行事に参加していると見ているようです。ただし、この調査結果は回答者が少ないので、割合の数値はおよそのものと考えて下さい。



3.1.6 地域のボランティア

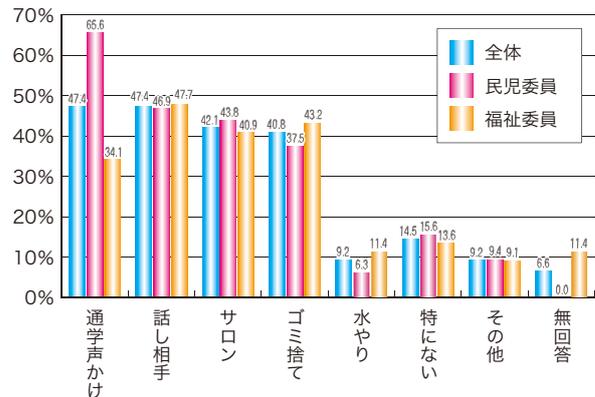
民生委員・児童委員、福祉委員が日頃の活動から見ている地域に必要なボランティアについて調査しました。

(1) 地域で育成や活動を充実させたいボランティア

民児委員と福祉委員が充実を望むボランティアについては、全体では、「通学途中の児童への声かけ」と「話し相手（ひとり暮らし高齢者の方に対して）」が共に47.4%、「ゆうゆうサロンのボランティアの増員」が42.1%、「ゴミ捨て（ひとり暮らしで身体が不自由な方に対して）」が40.8%と高い割合で続いています。

対象者の身近にいて手助けができる地域に限定した活動をするボランティアの育成が、今後の地域福祉の展開に不可欠であると判断されます。この点については、区長さん方の支援が不可欠であり、その育成の進み具合によって、地域間格差が生じてくるはずです。

「通学の声かけ」に対して、民児委員と福祉委員の割合に20ポイントの差がありますが、民児委員は児童委員でもあり児童にも目が向いている証です。一方で、福祉委員は高齢者や障がい者に向き合っていて、児童については枠外と思っている傾向が見られます。



3.1.7 地区座談会

社会福祉協議会では、区長、区役員、民児委員、福祉委員と合同して、地域福祉の推進を図る地区座談会を開催しています。テーマの参考とするために、委員が日頃の活動から感じている「知りたいことや気になること」を調査しました。

(1) 知りたいこと・気になること

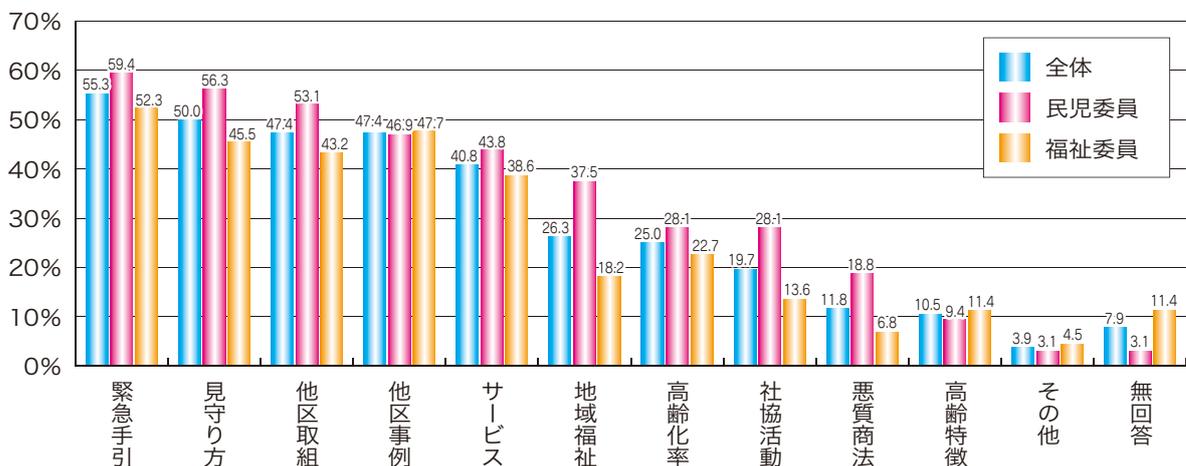
「知りたいこと」については、全体で、「緊急時の対応のマニュアル」、「見守りの方法」が50%を超えています。具体的なケース毎の対応について整理し、周知徹底することが求められています。

見守り方について何を知りたいのかという具体的な疑問があるわけではなく、今のやり方でいいのかという不安があると思われます。安否の確認のみと訪問を加えた見守りといった段階制を考えてみる必要があります。

また、「気になること」では、全体で、「他の地区の取り組み」、「他の地区で起きている事例」がともに47%です。地区間の情報交換ができるような体制の構築が必要です。

「粕屋町の福祉サービス」が40%とかなり高い割合であることから、町所管のサービスについて名目ではなくその具体的内容を十分に理解できる機会が不足していたことをうかがわせます。

複数選択ですが、民児委員は4個、福祉委員は3個の選択をしています。座談会に対して実効的なテーマの選択が期待されています。



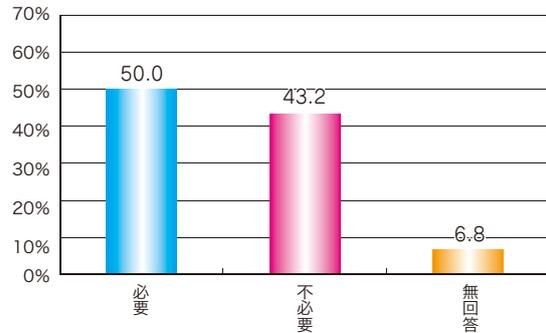
第3章 福祉意識のアンケート調査

3.1.8 福祉委員連絡会議の必要性

福祉委員の交流や情報交換などを目的とした会議の必要性について調査しました。

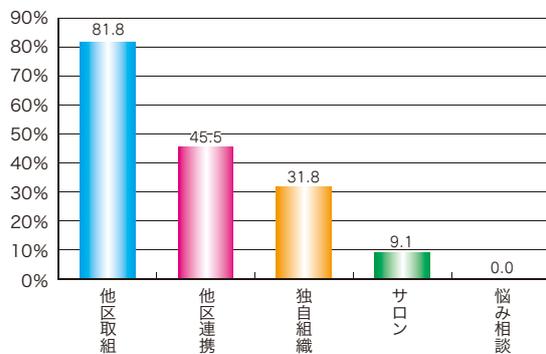
(1) 「福祉委員連絡会議（仮）」の必要性

他の地区の福祉委員との交流や情報交換などを目的とした「会議が必要である」という割合は、50%です。



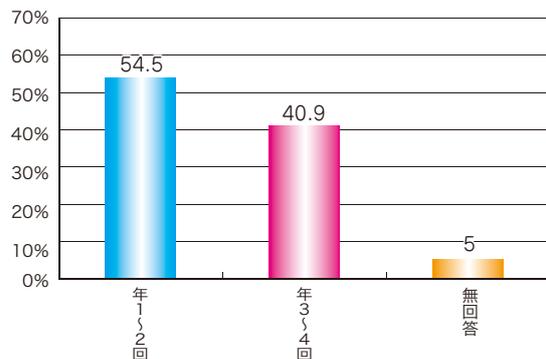
(2) 連絡会議の必要な理由

理由については、「他の地区の取組を知りたい」割合が81.8%です。「他の地区ともつながりを持ちたい」割合が45.5%、「福祉委員独自の組織も必要だから」という割合が31.8%です。



(3) 会議の回数

連絡会議の回数については、「年に1～2回」が54.5%、「年に3～4回」が40.9%という割合になっています。それ以上の回数を求める回答はありませんでした。

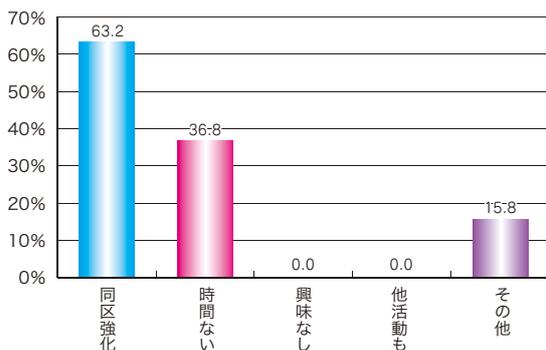


(4) 連絡会議不要の理由

一方で、連絡会議は必要ではないという理由については、「同じ地域の中の連携を強化したい」割合が63.2%、「参加する時間がない」割合が36.8%です。

いずれも年に数回程度の会議を不要とする積極的な理由とは思われません。

なお、「興味がない」、「他のボランティア活動もしたい」割合は、0%です。



3.1.9 まとめ

《高齢者見守り活動》

弁当配付には自宅訪問も伴い、見守り活動のためには有効であることは明らかです。

地域密着の事業であるゆうゆうサロンも安否確認の面で大きな効果があります。

「見守りを拒否・辞退される」、「訪問しても玄関を開けてくれない」が合わせると2割もあるという状況は、働きかけの難しいことではあっても見過ごしにはできないことです。地域福祉の「知り合う」活動を契機とした地道な工夫が待たれます。

《緊急対応》

見守りが緊急対応に繋がったことがある割合が3割弱という数字はかなり高いと思われます。見守り活動が有効に機能している証明となります。緊急対応に関する研修や訓練が手薄であったという反省から、「学び合う」活動の内容を再確認すべきです。

《弁当配付事業》

「有効ではない」割合が民児委員の3人に1人の割合であることが注目されます。「見守りが必要な老夫婦世帯も対象にしてほしい」という改善など、ひとり暮らしか老夫婦世帯かという形態で区別するのではなく、見守りが必要かどうかという選別の仕方も検討が必要でしょう。一方で、問題点として「買い物や自炊ができる元気な方」、「ゆうゆうサロン参加中の方」、「配食サービスを受けている方」がもらっていることを挙げる割合はかなり高く、弁当配付事業の目的に照らして再確認することが求められています。

《児童虐待》

日頃の活動を通して児童の虐待を疑うことが「ある」割合は、民児委員では21.9%で、福祉委員では9.1%です。確実なフォロー体制が求められます。また、虐待予防のための活動も大事であり、キッズネットなどによる「学び合う」情報の提供が期待されます。

《ボランティア》

対象者の身近にいて手助けができる地域ボランティアの育成が、今後の地域福祉の展開に不可欠であると判断されます。ボランティアセンターが中心となって、先進事例などを学ぶことからはじめてみることです。

《懇談会》

「緊急時の対応のマニュアル」、「見守りの方法」について、具体的なケース毎の対応についての研修、また、「他の地区の取り組み」、「他の地区で起きている事例」などの地区間の情報交換ができるような運営の工夫が必要です。

《福祉委員》

見守りやその他の活動について相談したいとき、福祉委員については、他の委員に相談する以外の相談は少なくなっています。社会福祉協議会との連携が可能になるような新たな組織体の設置が必要でしょう。

地域福祉活動は、町民に身近な自治区での福祉活動の充実が中心的な目標です。それを担うのが福祉委員であり、一方で自治区の福祉体制をどのように構築するかということは区長さん方に一任されています。区長さんと福祉委員の連携を図るためにも、第2次地域福祉活動計画では、福祉委員の自立が推進されるべきです。

第3章 福祉意識のアンケート調査

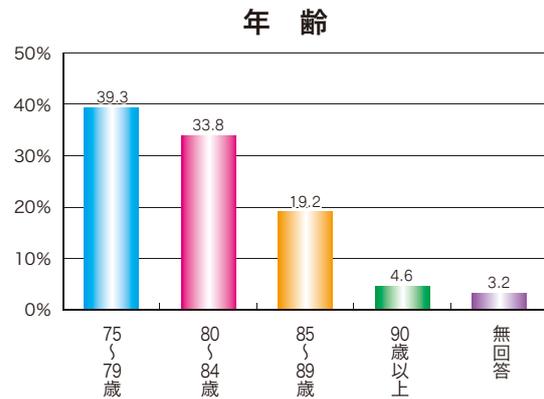
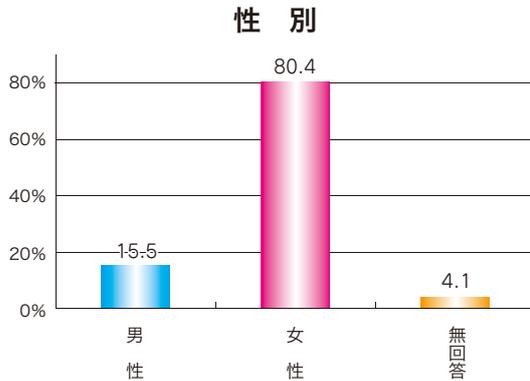
3.2 75歳以上のひとり暮らし高齢者

見守りの対象であるひとり暮らし高齢者の方々からも、ご意見をうかがいました。

3.2.1 回答者の属性

(1) 性別

75歳以上のひとり暮らし高齢者の8割が「女性」です。



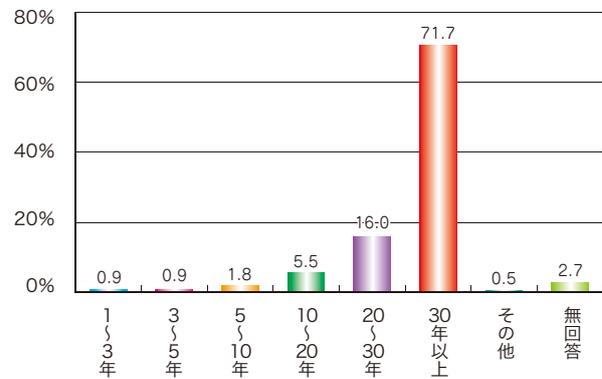
(2) 年齢層

年齢層については、「75～79歳」が39.3%、「80～84歳」が33.8%、「85～89歳」が19.2%、「90歳以上」が4.6%となっています。

(3) 居住年数

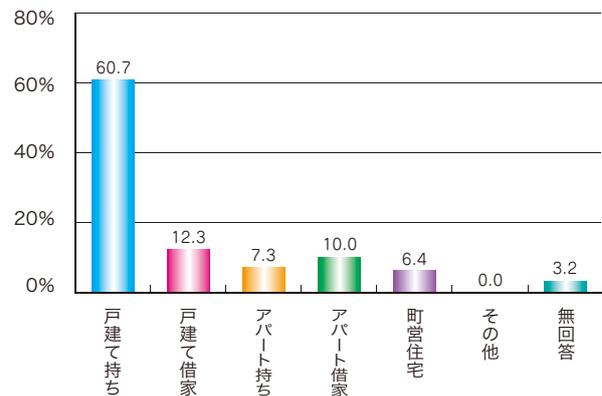
回答者の居住年数は、「30年以上」が71.7%、「20年以上30年未満」が16.0%、「10年以上20年未満」が5.5%です。

居住年数の少ない方がいることを意識する必要があります。高齢になってはじめての地域に居住される方は馴染みというパイプを持っていません。手を差し伸べてもらうことを待たれているのではないかと思います。



(4) 住居の形態

現在住まわれている住居については、持ち家が「一戸建て」60.7%、「アパート・マンション」7.3%です。借家が「一戸建て」12.3%、「アパート・マンション」10%、「町営住宅」6.4%となっています。

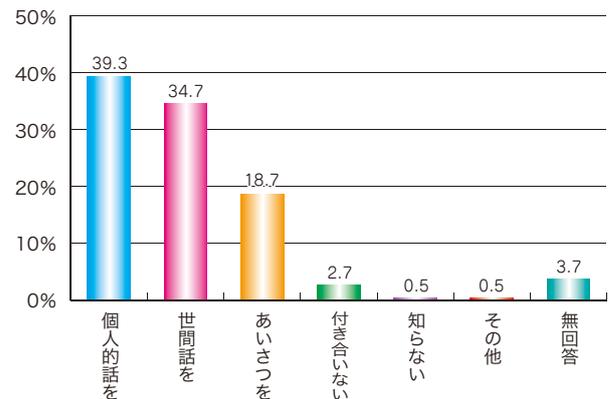


3.2.2 人・行事との関わり

(1) 近所付き合い

ご近所の付き合いについては、「個人的な事を話す」が39.3%、「会えば世間話をする程度」が34.7%です。「あいさつをする程度」は18.7%と少なくなっています。

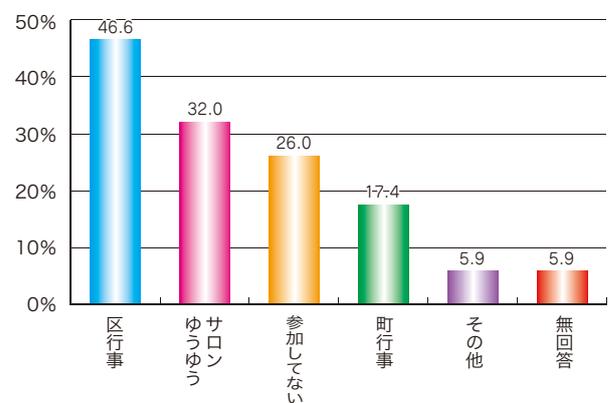
「ご近所との付き合いはない」、「誰がいるか知らない」という割合は少ないですが、このような方こそ地域福祉活動においては重要な対象者になります。



(2) 地域行事への参加

この1年間に参加した地域行事については、「区の行事」が46.6%、「ゆうゆうサロン」が32.0%、「町の行事」が17.4%と、並んでいます。

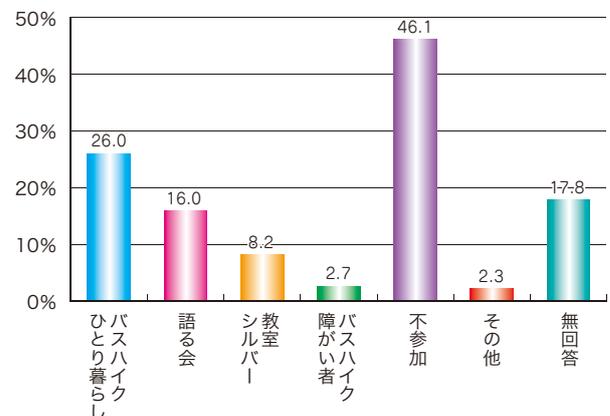
「何も参加していない」が26.0%と、4人に1人の割合です。多様な他の行事を企画し提供することが期待されます。



(3) 社会福祉協議会主催の行事への参加

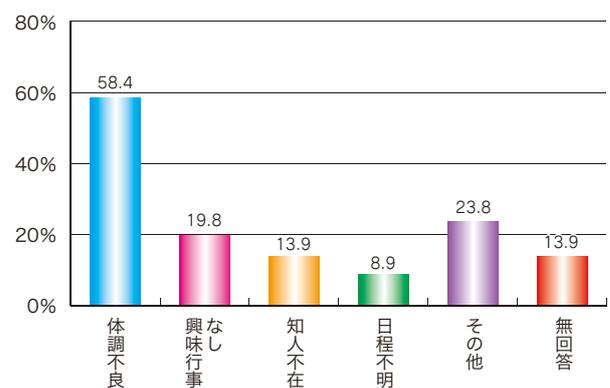
この1年間の社協行事への参加は、「ひとり暮らしバスハイク」が26.0%、「ひとり暮らし語る会」が16.0%、「シルバー教室」が8.2%の順です。

「何も参加していない」が46.1%であり、「無回答」の17.8%を考慮すると、6割以上の方が社協とのつながりができていないようです。対象者を集める形式だけではなく、対象者に寄り添う形として地域で行える行事を共催する企画も課題となります。



(4) 不参加の理由

社協行事に不参加の理由については、「身体の不自由や体調が悪い」が58.4%と最多です。「興味のある行事がない」が19.8%であり、興味に応える行事を用意すれば参加してもらえるはずですが、「近所の友達や知っている人がいない」が13.9%ですが、福祉委員などが知っている人の役を果たすことも期待されます。



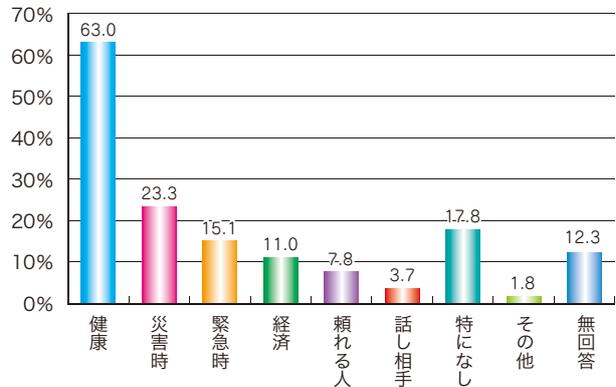
第3章 福祉意識のアンケート調査

3.2.3 困り事、不安や心配

(1) 困り事、不安や心配

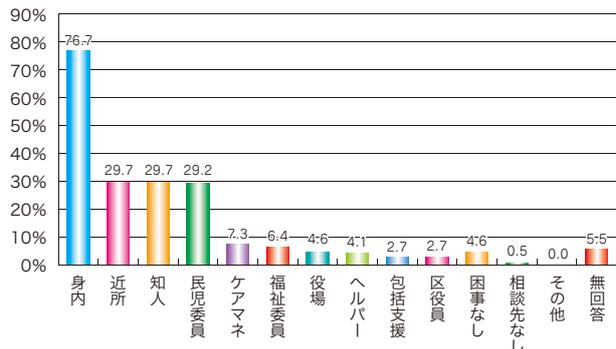
生活をする中で、不安や心配なことについては、「自分の健康のこと」が63.0%と圧倒的多数です。「災害が起きた時のこと」が23.3%、「緊急時の連絡」が15.1%と続いていて、いざというときの不安は少なくありません。その不安の解消や軽減につながるような活動や地域内の体制を整備する必要があります。

「近くに頼れる人がいない」が7.8%、「話し相手がない」が3.7%ですが、民児委員や福祉委員がそばにいてることを分かってもらうように努力すべきでしょう。



(2) 困ったときの相談先

困ったときの相談先は、「身内や親戚」が76.7%です。「近所の人」、「友人・知人」、「民生委員・児童委員」がともに29.2%です。民児委員ほかの公的な立場の相談先は二つ目の相談先として選ばれているようです。知人から委員、区長、町行政へとつながるネットワークを整備し、「大丈夫ですよ」というメッセージを発信できるようにしなければなりません。（「相談先なし」の回答は1名であり、相談しない理由の設問は分析不能でした。）



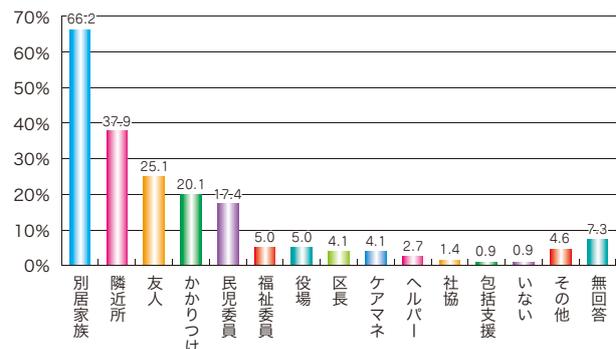
3.2.4 夜間や緊急時の対応

(1) 夜間や緊急時の連絡先

夜間や緊急の場合に頼る連絡先については、やはり身内である「別居の家族」が66.2%と最多になっています。次が近くの他人である「隣近所の人」が37.9%、「友人・知人」が25.1%と続いています。「かかりつけ医」は20.1%です。

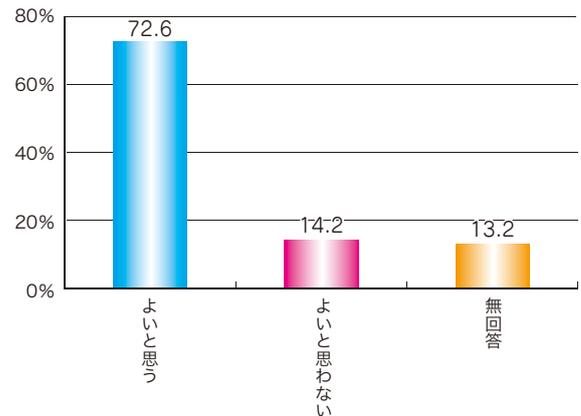
公的な連絡先では、民児委員が17.4%と、身近に感じられていることが窺えます。日頃の見守りが信頼を築いているのでしょう。

回答合計から、1人当たり2箇所の連絡先を挙げていることが分かります。それぞれの事情に応じた多様な連絡路があることを察しておくことが大事です。



(2) 異常な状況での立入の許容

新聞や郵便が溜まり昼間もカーテンが閉まっているなどの状況で、近所の人々が心配に思ったとき、警察や不動産会社の方たちの立ち合いのもと、ドアを開けるなどの方法で家の中へ入られても「良いと思う」割合は、72.6%と高率です。「よくない」割合は14.2%と低率ですが、「無回答」の13.2%も気になります。日頃から、異常時の対応について話し合ってお互いに了解をしておくことが大切です。



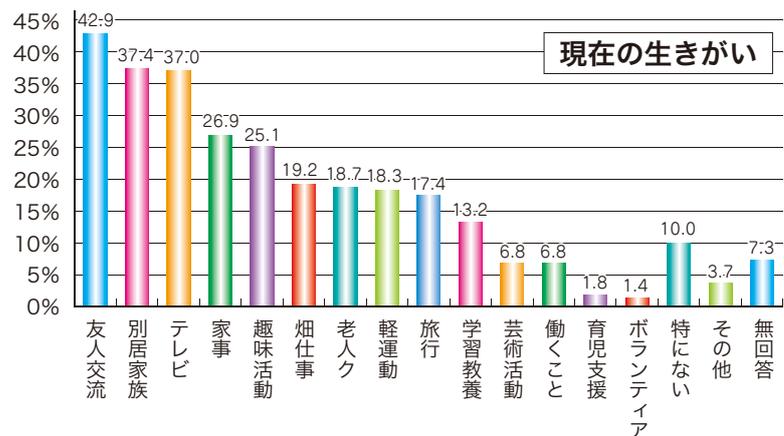
3.2.5 生きがい

(1) 生きがいと感じて現在行っていること

生きがいと感じて現在行っていることについては、「友人・知人との交流」が42.9%、「別居する家族との交流」が37.4%と、まずは人とのふれあいが優先します。

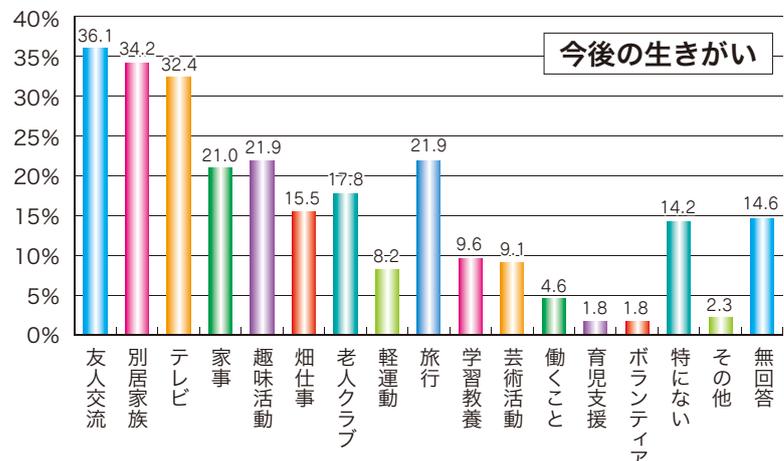
次には「テレビ観賞」の37.0%、「家事」の26.9%といったごく日常の落ち着いた暮らしが挙がっています。

1人当たり3つのことが選ばれており、生きがいの多様さが窺えます。



(2) 生きがいと感じてこれから先行ってみたいこと

現在の生きがいと今後の生きがいには、大きな違いは現れません。ただ、「スポーツやレクリエーション（軽運動）」が減って、「旅行」が増えています。普段訪れることのできない場所に行ってみたいという願いが現れています。



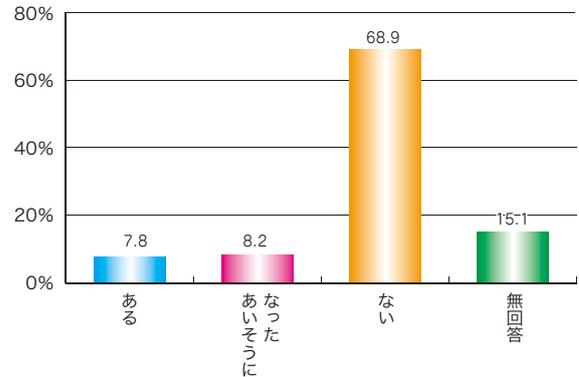
第3章 福祉意識のアンケート調査

3.2.6 悪質商法

(1) 悪質商法の被害

悪質商法の被害については、「あった」割合が7.8%、「あいそうになった」が8.2%です。合わせると16.0%です。この数字が多いか少ないかということよりも、皆無ではないことが問題です。社協や地域で行われる行事の中で、悪質商法への対処法を周知する機会の設定が必要です。

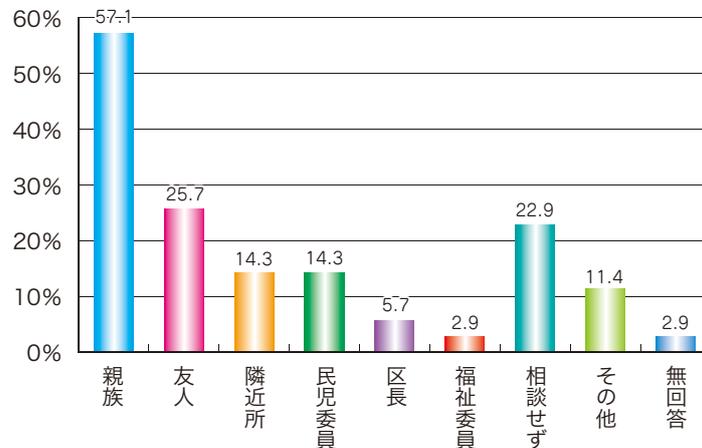
自治公民館の学級の中に、悪徳商法対処の学習会を企画してもらうように働きかけるために、社協で講師や費用という研修セットを準備して、開催期日と場所の提供を依頼するということが考えられます。



(2) 悪質商法についての相談相手

悪質商法のことについて相談をした相手については、外聞を憚る気持ちが働くからでしょうか、「親族」が57.1%で、一方「誰にも相談していない」が22.9%です。

次に、「お友達」25.7%、「隣近所」と「民児委員」がともに14.3%と続いています。「民児委員」も隣近所と同じくらいに身近さを感じてもらっているようです。

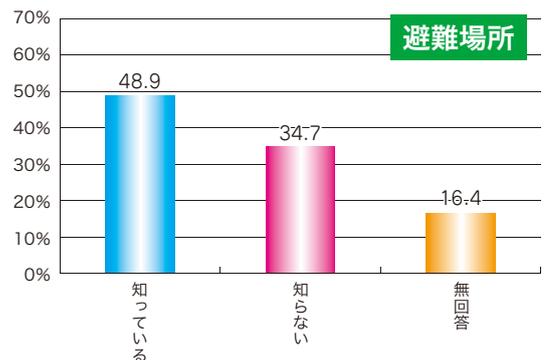


3.2.7 災害時の避難・対応

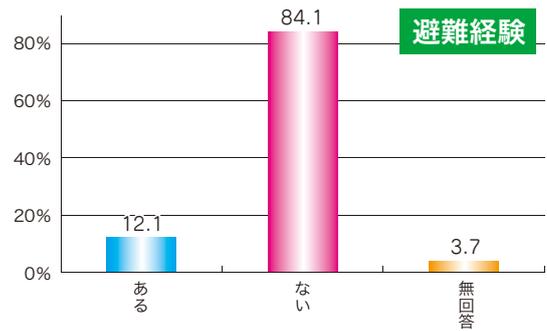
(1) 避難場所を知っていますか

風水害の際の避難場所を「知っている」割合は48.9%です。半数以下という数字はかなり深刻です。知っているだろう、知っているはずという思い込みを捨てて、くどいほどの啓発をすることが大事です。

また、実際に避難した経験が「ある」



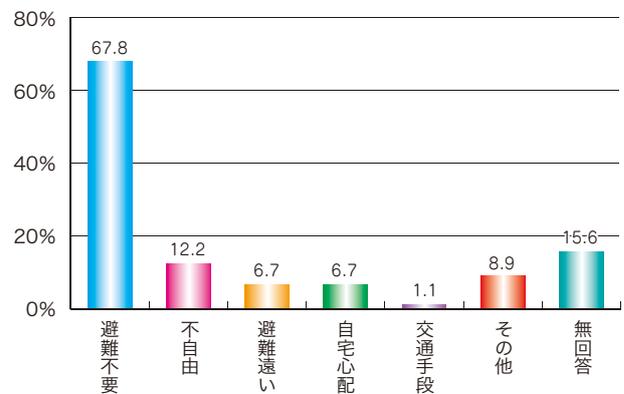
という割合は12.1%です。せめて訓練のような経験はしておいた方がよいと思われます。地域ごとにどのような災害が起こる可能性があるのかを確認して、災害情報を共有するための調査活動等が当面する課題です。



(2) 避難しなかった理由

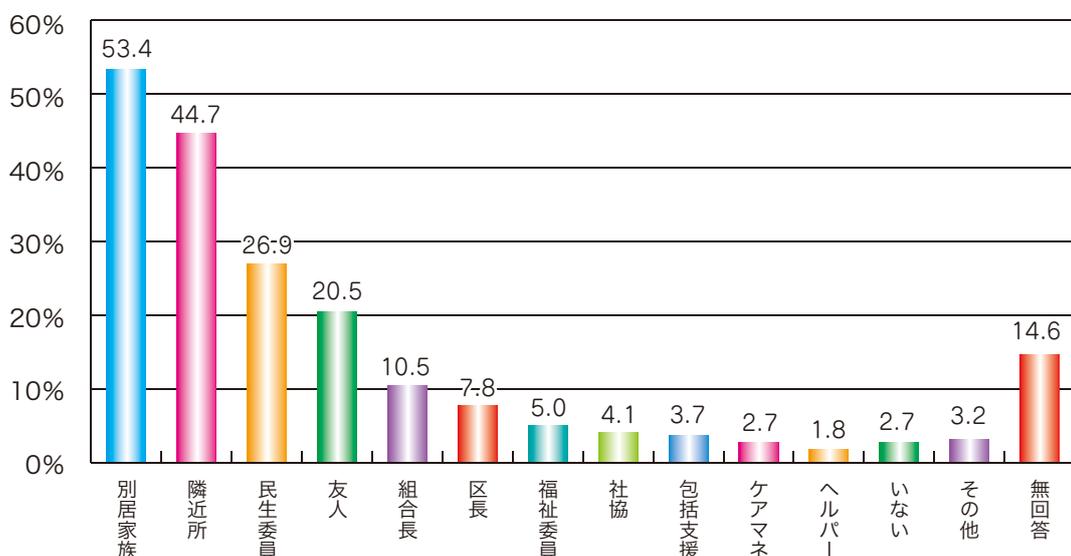
風水害の際に避難しなかった理由については、「避難する必要がある」67.8%と最多です。回答者のその判断が適正であるかどうか、地区毎に客観的に評価し確認しておく必要がありそうです。

「身体が不自由だから」の12.2%、「避難場所まで遠い」の6.7%、「交通手段がない」の1.1%は、割合が小さいと放置することはできません。どのような手助けの方法が可能なのか、十分に協議して対応すべきです。



(3) 被災時に助けを求め人

被災時に必要な支援を求める人については、「別居の家族」が53.4%、「隣近所の人」が44.7%であり、「民生委員・児童委員」は26.9%と3番目に挙げられています。民児委員は福祉委員、社協とともに、この期待に応える備えをしておくことが大事です。支援者や機関と被災者を結ぶシステムの整備が肝要です。



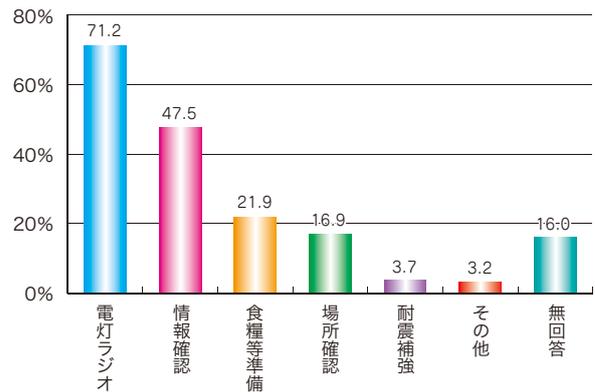
第3章 福祉意識のアンケート調査

(4) 災害などへの備え

災害などのいざという時に備えていることは、「懐中電灯・小型ラジオ」が71.2%、「台風などの情報を確認」が47.5%、「非常時の水や食料の準備」が21.9%、「避難所の場所を確認」が16.9%となっています。

備えとしてはどれもが必要だと思われませんが、回答者は2つほどを選んでいますが、場所の情報や食糧の準備などの支援は想定しておく必要がありそうです。

家庭での備え、自治区での備えといった段階的な備えを想定すべきです。

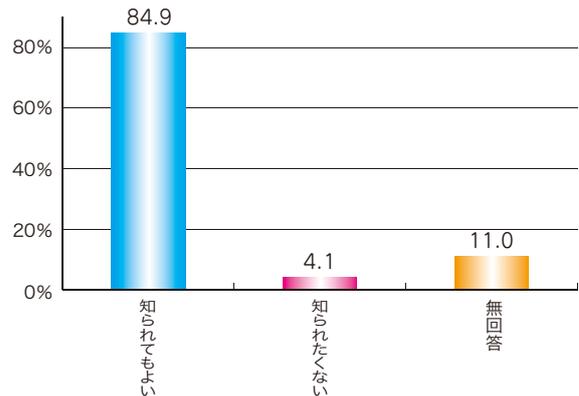


3.2.8 ひとり暮らしの情報共有

(1) ひとり暮らしの情報開示

災害時の救助や安否確認のために、ひとり暮らしであることを地域の方へ「知られてもよい」と思う割合は84.9%であり、「知られたくない」と思う割合は4.1%です。

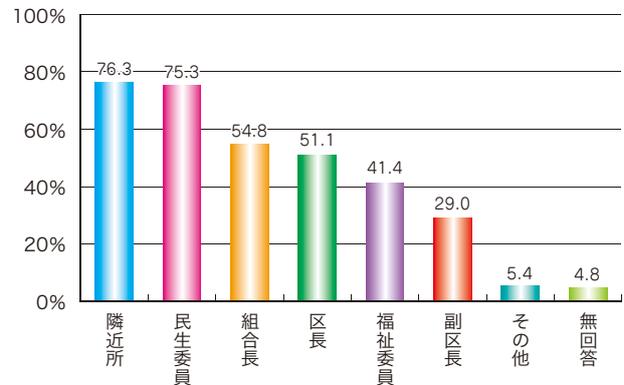
知られてもよい方とはつながりを確保できますが、拒む方については見守りから外れる恐れがあります。間接的な見守りをしながら、根気強くつながりをつくっていく働きかけが大切です。



(2) ひとり暮らしを知られてよい人

「ひとり暮らし」であることを知られても良いと思う地域の人については、「となり近所」が76.3%、「民生委員・児童委員」が75.3%と、ほぼ同じ割合になっています。「福祉委員」は41.4%と地域役員の次になっており、今ひとつ信頼度の定着が進んでいないようです。今後の活動に期待が寄せられます。

回答者は1人当たり3つ以上の選択をしているので、ひとり暮らしの方は民児委員、福祉委員にも知られてよいと思っています。望む援助の内容がさまざまなので、複数の方に知っておいてもらいたいという選択でしょう。



3.2.9 社会福祉協議会に関する自由記述

《見守り》

- ① 年何回か民生委員さんが見える程度であまり福祉が頼りになるとは身近に感じません。
- ② 民生委員の方には大変お世話になっております。ありがたく感謝しております。これからもお願い致します。
- ③ 福祉委員の方が訪問して様子を見に来て頂いているので、有難く感謝しております。自分では何もできないので、ヘルパーさんや福祉委員さんの方、近所の方々に助けて頂いて、有難く感謝して過ごしています。
- ④ 社協からの週一回の電話がとても嬉しく思います。
- ⑤ 毎週金曜日は10時頃、お電話を頂き有難う御座います。その日は私の方からも社協に言われぬように元気にしているとの電話を入れています。本当に心強く思っております。一人暮らしも寂しくはありません。

《弁当》

- ① 月1回のお弁当嬉しく待ち遠しいし、感謝していただいております。ありがとうございます。お花もうれしいです。

《交通》

- ① ひとりでは外出できませんが、バスハイクや語る会は送迎があるので出席させていただいており、唯一の楽しみです。感謝しております。
- ② 「ふれあい福祉バス」がとても利用しにくいこと。コースが分からないこと。広報にコースが記されていたことがありますが、よくわかりません。もっと分かりやすく知らせてほしいと思います。バス停のプレートの前に待っていても素通りすることもあったので利用できません。

《災害・緊急》

- ① 大水が出そうな川やがけ崩れがありそうなところを広報で知らせていただけたら大雨の時そこに行かないように用心します。
- ② アンケートも大事なことと思いますが、公民館で悪徳商法の実例を挙げて説明して下さい。ポタナーつで緊急時に消防署、役場に連絡が行くような設備の設置をお願いします。
- ③ 緊急の場合、別居の家族は遠いので、近所の人に連絡し、息子の家族に連絡して頂くようお願いしています。台風、地震などの災害時、足が痛いので一人での避難は困難だと思っています。宜しくお願い致します。
- ④ 夜間とか体調が悪くて動けない時、緊急用のベルがほしい。
- ⑤ 身内が近くに居なく心配。特に夜中に体調が悪くなったら怖い。

3.2.10 まとめ

《行事への参加》

地域行事へ「何も参加していない」割合が4人に1人の割合です。多様な行事を企画し提供することが期待されます。「知り合う」機会を増やすことが課題です。

一方、社協の行事に対して「何も参加していない」が46.1%であり、「無回答」の17.8%を考慮すると、6割以上の方が社協とのつながりができていません。対象者を集める形式だけではなく、対象者に寄り添う形として地域で行える行事を企画することも地域福祉活動の主要な課題です。

《不安》

不安なこととして、「災害が起きた時のこと」が23.3%、「緊急時の連絡」が15.1%と続いていて、いざというときの不安は少なくありません。その不安の解消や軽減につながるような活動や体制を準備する必要があります。

「近くに頼れる人がいない」が7.8%、「話し相手がいない」が3.7%ですが、民児委員や福祉委員がそばにいてくれることを分かってもらうように努力すべきでしょう。

一方で、いろんな相談を持ちかける相手として、民児委員は、親族、友人、隣近所に次ぐ割合です。公的な相手としては身近に感じられていることが窺えます。日頃の見守りが信頼を築いているようです。見守りは安心を届けることです。

《生きがい》

生きがいとじて行っていることについては、「友人・知人との交流」、「別居する家族との交流」などの人とのふれあいが高い割合になっています。続いて、「テレビ観賞」や「家事」といったごく日常の落ち着いた暮らしが挙げられています。特別なことではないことを再認識しておかなければなりません。

日常の落ち着きに気付くのは、非日常を経験するときです。その意味で地域福祉活動計画で行っているバスハイクなどの事業は生きがいを感じる導きとして機能しているはずで

《風水害等で避難しない理由》

風水害の際に避難しなかった理由として、「避難する必要がない」が最多です。回答者のその判断が適正かどうか、地区毎に客観的に評価し確認しておく必要があります。

また「身体が不自由だから」、「避難場所まで遠い」、「交通手段がない」という理由を挙げた方の割合は少ないのですが、放置することはできません。どのような手助けの方法が可能なのか、町行政及び関係機関と十分に協議して対応策を見つけておくべきです。

第4章

第1次地域福祉活動計画の評価

4.1 評価の経過

4.2 中間評価の概要

- 4.2.1 推進体制の整備（推進領域）
- 4.2.2 福祉情報の整備（情報領域）
- 4.2.3 ボランティアの育成（ボランティア領域）
- 4.2.4 高齢者福祉活動（高齢者領域）
- 4.2.5 障がい者福祉活動（障がい者領域）
- 4.2.6 児童福祉活動（児童領域）
- 4.2.7 中間評価のまとめ

4.3 第2次計画策定に向けて

- 4.3.1 事業領域の区分け
- 4.3.2 第1次から第2次へ
- 4.3.3 引き継ぎの補足

第4章 第1次地域福祉活動計画の評価

4.1 評価の経過

平成18年3月に策定された「第1次地域福祉活動計画」は、平成18年度から22年度までの5年間で地域福祉の充実を目指した計画書です。

この間、地域福祉活動計画推進委員会は、計画の推進状況を見届けながら、その時々課題を協議し、計画と共に歩んでまいりました。平成21年になって計画期間も後半に入り、第2次地域福祉活動計画の策定期間に入ることから、連続性を確保する意味で、推進と策定を並行して行うことが適当であると判断されました。

第1次地域福祉活動計画推進委員会は、21年度までの推進状況を評価する中間報告を提出して役目を終え、第2次地域福祉活動計画策定委員会にバトンタッチされました。

第2次策定委員会では、第1次計画の評価と反省を受け、さらに今後5年間の動向を勘案しつつ、作業委員会での協議を踏まえ、全事業の点検評価を行いました。

4.2 中間評価の概要

地域福祉活動計画では、多様な事業の推進が掲げられています。その一つ一つについて推進状況を検証し、計画の当否を評価する必要があります。

計画の中では、各事業の進め方について、いくつかの類別をしておきました。

- 【新規】：地域福祉活動として新しく立ち上げた事業
- 【推進】：従来の事業の中で特に地域福祉活動として推進する事業
- 【継続】：従来の事業の中で今後も継続していく事業
- 【見直し】：従来の事業の中で今後も継続するかどうか見直しをする事業
- 【調査】：福祉活動としての可能性を調査及び検討しようとする事業
- 【強化】：地域福祉の充実に特に力を入れて取り組む必要のある事業

評価方法は、各事業の推進の段階をいくつかに類別して、その総計分布によって計画全体の評価をすることにしました。段階を示すキーワードが次のように想定されました。

- 【完了】：設置等の「新規」単発事業に対して、実行されたという評価
- 【実施】：「新規」及び「調査」事業に対して、実行されているという評価
- 【進捗】：「推進」及び「継続」事業に対して、実行されているという評価
- 【継続】：「見直し」事業に対して、継続となり実行されているという評価
- 【未了】：各事業に対して、着手済みだが未だ道半ばの状況にあるという評価
- 【移行】：各事業に対して、所管の変更等があり、他機関に移行したという評価
- 【不可】：各事業に対して、諸事情により実行できなくなったという評価
- 【中止】：各事業に対して、状況の変動により必要がなくなったという評価

第1次地域福祉活動計画の事業を数え上げると、事業領域にまたがって重複しているものを含めて、総数189項目あります。各項目について、平成21年度当初における推進状況を、基本計画の6つの領域ごとにまとめておきます。

4.2.1 推進体制の整備（推進領域）

推進領域には、39の事業がありますが、下表に示す通り35の事業が実行されています。

	新規	推進	継続	見直し	調査	強化	合計
完了	1	0	0	0	0	0	1
実施	7	0	0	0	3	0	10
進捗	0	4	10	0	0	1	15
継続	0	0	0	9	0	0	9
未了	0	0	2	0	0	0	2
不可	0	0	1	0	0	0	1
中止	0	1	0	0	0	0	1
合計	8	5	13	9	3	1	39

未了事業の一つである「託児ボランティアの組織化」は、ボランティア領域及び児童領域とも重複している事業です。当初かすやフォーラムにおける行事の際の託児をボランティア連絡協議会の有志で引き受けており、その組織化が計画されましたが実現に至っていません。行政における託児ボランティアが機能しているので、計画からは外すことになりました。

社会福祉協議会の「職員の増員」についても未了になっていますが、予算の申請を継続しなければなりません。

自主財源の確保のために計画に挙げられた「賛助会員の拡大」は、地域住民に対して共同募金との支出の重複となることから、とりあえず中止とされました。

高齢者や障害者の領域と関連している「移送サービス事業」は、道路交通法の改正により違反となることから、不可のやむなきに至っています。

計画中唯一の強化事業である「福祉委員制度の充実」は、平成20年度の改選を機に行政区からの推薦方法を改善した結果、地域にしっかりと根付いた制度になりました。地域福祉活動を推進する制度の基盤が整ったことは大きな成果です。福祉委員の今後の活躍が期待されます。



福祉委員委嘱書交付式 H 20.4

第4章 第1次地域福祉活動計画の評価

4.2.2 福祉情報の整備（情報領域）

情報領域には、17の事業がありますが、下表に示す通り14の事業が実行されています。

	新規	推進	継続	見直し	調査	強化	合計
完了	3	0	0	0	0	0	3
実施	5	0	0	0	1	0	6
進捗	0	0	5	0	0	0	5
未了	0	0	0	0	3	0	3
合計	8	0	5	0	4	0	17

調査事業である「福祉総合相談の充実」については、個々の相談に対して社会福祉協議会等で専門機関の紹介をしているという現状であり、相談所の設置には至っていません。相談需要を見極めて、今後も調査を続ける必要があります。

自治公民館と関係する「公民館講座との連携」及び「小地域活動に関する学習会の開催」の調査については、ボランティアセンター主導による実行を期していましたが、未だその体制が整っていない状況にあります。公民館活動との連携は地域福祉活動の要でもあるので、今後は自治公民館学級を対象に強化事業とした方がよいと思われます。

4.2.3 ボランティアの育成（ボランティア領域）

ボランティア領域には、47の事業がありますが、下表に示す通り38の事業が実行されています。

	新規	推進	継続	見直し	調査	強化	合計
完了	4	0	0	0	0	0	4
実施	2	0	0	0	6	0	8
進捗	0	0	13	0	0	0	13
継続	0	0	0	13	0	0	13
未了	1	0	1	0	6	0	8
中止	0	0	0	1	0	0	1
合計	7	0	14	14	12	0	47

ボランティアの育成を目指して「ボランティアハンドブックの作成」を新規事業としていましたが、現状はボランティア活動の情報を発信する広報という段階に止まっています。この事業は、ボランティアが活動をする際の留意点や実践上のノウハウ等に関する情報をまとめた手引き書の提供を目的としているので、ボランティア育成を図る上で本格的な取組が待たれます。

また、「地域ボランティア」、「福祉救護ボランティア」、「企業ボランティア」、「託児ボランティア」の育成・支援、及び「出前ボランティア講座」、「リーダー研修」、「小地域活動学習会」の研修活動は、一部を除いてほとんど手つかずの状況です。ボランティア

センターが中心となって、ボランティアの情報を収集する一方で、求められる支援活動を把握するという第一歩から体制を整備する必要があります。

中止となっている事業は、推進領域に出てきた「移送サービス事業」です。

4.2.4 高齢者福祉活動（高齢者領域）

高齢者領域には、37の事業がありますが、下表に示す通り28の事業が実行されています。

	新規	推進	継続	見直し	調査	強化	合計
実施	3	0	0	0	0	0	3
進捗	0	0	19	0	0	0	19
継続	0	0	0	6	0	0	6
未了	1	0	1	0	0	0	2
移行	0	0	1	0	0	0	1
不可	0	0	1	0	0	0	1
中止	0	0	3	2	0	0	5
合計	4	0	25	8	0	0	37

新規事業である「寺子屋方式交流による文化伝承」は、高齢者と子どもの交流を目的としていますが、行政で実施している「うておうて塾」と競合することになり、現在一つの自治区で行われているのみで未了です。撤退するという選択になりそうです。

継続事業である「日常生活自立支援事業」は、平成20年度から利用者が0名となっているため、未了と評価しています。利用者が出てくれば対応できる体制が必要です。また、「寝具選択サービス事業」については、町主催事業に移行となっています。

継続事業である「ふれあいサロン」は利用者間で問題が発生したため閉鎖し、別途オープンスペースを設置しています。「川柳サークル」、「菊づくり」の教室は利用者が無くなり閉じられたため中止です。

見直し事業である「シルバーゲートボール大会」、「菊花展」については、参加者の減少などの要因により中止となりました。



演芸大会 H 23.10

第4章 第1次地域福祉活動計画の評価

4.2.5 障がい者福祉活動（障がい者領域）

障がい者領域には、32の事業がありますが、下表に示す通り28の事業が実行されています。

	新規	推進	継続	見直し	調査	強化	合計
実施	7	0	0	0	2	0	9
進捗	0	0	14	0	0	0	14
継続	0	0	0	5	0	0	5
未了	0	0	1	0	0	0	1
移行	0	0	1	0	1	0	2
不可	0	0	0	1	0	0	1
合計	7	0	16	6	3	0	32

継続事業の「日常生活自立支援事業」が未了となっているのは、高齢者領域と重複しています。

継続事業の「寝具選択サービス事業」は町行政で実施することになり、また調査事業である「障がい者当事者による相談」は町行政の障がい者計画での事業へと、共に移行となっています。

見直し事業の「移送サービス事業」については、既に述べたように不可になっています。

4.2.6 児童福祉活動（児童領域）

児童領域には、17の事業がありますが、下表に示す通り15の事業が実行されています。

	新規	推進	継続	見直し	調査	強化	合計
実施	1	0	0	0	2	0	3
進捗	0	0	7	0	0	0	7
継続	0	0	0	5	0	0	5
未了	1	0	1	0	0	0	2
合計	2	0	8	5	2	0	17

未了となっている「託児ボランティアの組織化」と「寺子屋方式交流による文化伝承」については、既に述べた通りです。



親子教室 H 22.7

4.2.7 中間評価のまとめ

以上の通り、地域福祉活動計画に掲げられている189事業の内、158事業が実際に推進されており、18事業が未了として今後の推進が期待される一方で、残り13事業が地域福祉活動計画からは外れていくこととなります。

	新規	推進	継続	見直し	調査	強化	合計
完了	8	0	0	0	0	0	8
実施	25	0	0	0	14	0	39
進捗	0	4	68	0	0	1	73
継続	0	0	0	38	0	0	38
未了	3	0	6	0	9	0	18
移行	0	0	2	0	1	0	3
不可	0	0	2	1	0	0	3
中止	0	1	3	3	0	0	7
合計	36	5	81	42	24	1	189

(注：数字には重複事業を含むものがあります)

完了、実施、進捗、継続と評価している事業については、その達成度や充実度といった評価をする必要があるかもしれませんが、事業は動いていますし、またその評価をする必然性も無いと思慮し、各事業が滞りなく推進されていることで十分であると評価しておくことにします。ただし、個々の事業の運営等においては詳しい考察と評価・分析が必要なことはいうまでもありません。

当初の計画で掲げられた事業は、対象となる個人や団体等によって、細分化されます。その一つ一つについて数え上げたのが、以上の事業数となります。

その中で、13事業が計画から外れていきましたが、そのすべてが外部の要因によるものであり、計画の見通しの甘さとは無縁であると考えられます。

ただ、未了となっている18の事業については、推進の環境が整っていないという状況もあり、やむを得ないとも思われますが、地域福祉活動の定着に関わる大切な事業も含まれており、今後の取組に期待が寄せられます。

以上を総括すると、第1次地域福祉活動計画は順調に進んでいると評価することができます。この実績をもたらしたのは、関係職員のご労苦と民生児童委員のご尽力、福祉委員やボランティア各位のご協力のお陰です。

第1次計画推進委員会の役割は、本報告書を提出することで終わりました。これまでの着実な歩みがさらに第2次地域福祉活動計画につながっていくことを祈念いたします。

第4章 第1次地域福祉活動計画の評価

4.3 第2次計画策定に向けて

第2次地域福祉活動計画の策定に当たっては、中間評価の結果を尊重しつつ、その後の状況の変化や、事業内容の点検・見直しなどについて、5つの作業委員会で事業毎に慎重な協議を行いました。その協議の結果の提案を受けて、策定委員会で全体の調整を図り、まとめの審議を行いました。

第1次計画策定時の作業委員会は、第1作業委員会（高齢者・ボランティア）、第2作業委員会（障がい者・児童）、基盤強化委員会の3つでしたが、第2次の策定では、組織・財政基盤、ボランティアの育成・地域福祉の体制整備、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉の5つの作業委員会を立ち上げました。より専門的な検証と方向付けが必要と判断したためです。

4.3.1 事業領域の区分け

作業委員会の区分けとも関係しますが、事業領域の区分けについて、簡潔な形にするために、第1次計画のものに手直しを行いました。詳細については、次章の体系で明らかにします。

4.3.2 第1次から第2次へ

中間評価で「実施、進捗、継続」と評価されている事業は、基本的に第2次計画に引き継がれます。

中間評価で「移行、不可、中止」と評価されている事業は、第2次計画には引き継がれません。

「未了」の事業を含めて、すべての事業について今後5年間に実施できるものであるかという判定が行われました。事業は継続するが内容等の変更を必要とするものなどがありました。

評価及び検討のために個別の対象毎に数え上げていた189の事業を、第2次地域福祉活動計画書では同一のものはまとめて表記するので、事業の数が激減しているように見えてしまうことはご留意下さい。

4.3.3 引き継ぎの補足

ここでは、新しい区分けに基づいて、第1次計画に掲げられた事業が第2次計画に引き継がれる中で、中間評価以降の廃止、変更などについて概略の説明をしておきます。

《組織・財政基盤》

「情報ネットワークの推進」が社会福祉協議会内で完了したということで、終了しました。「理事・評議員の研修」が改編され、「三部会の充実」が追加されました。

自主財源の確保のために計画に挙げられた「賛助会員の拡大」は、地域住民に対して共同募金との支出の重複となることから、中間評価では一時中止とされました。しかしながら、第2次計画では調査研究事業として続けることにしました。

《ボランティア・地域福祉体制》

「地域福祉情報の発信（各種団体への情報提供）」は、他のルートが機能しているということで他に組み込まれました。ただし、民協の紹介という情報発信は「地域見守りチラシの配布」という形に変更されて新規実施されることになりました。

未了であった各種学習事業は第2次計画に継続となりました。

「福祉救護ボランティア活動の促進」は「町災害防災計画との連携・災害ボランティア登録の推進」へと災害を想定したものの明確化されました。

「福祉委員制度の充実」は事業としては団体支援に包括されることになりましたが、定着してきた福祉委員が自立する方向へ「活動援助事業」を行うことになりました。

《高齢者福祉》

高齢者福祉活動については、対象者数の増加圧力が顕著であり、社会福祉協議会における事業規模を越える面が出てきて、事業の内容や存続に対する思慮の自由度が徐々に困難になってきています。

「ひとり暮らし高齢者一日バスハイク」は、「ひとり暮らし高齢者と語る会」との相対的な関係から、今後廃止するという苦渋の選択を迫られましたが、受益者負担という条件を付与することで、継続・見直しの方向に計画をしています。

「寝たきり高齢者友愛訪問事業」は、数年の申請が1割以下であり、年1回の実施では効果が薄いということで廃止となりました。

「ひとり暮らし高齢者弁当配付」も弁当というアイテムを特定しない形にして「ひとり暮らし高齢者見守り活動推進事業」へ変更を余儀なくされています。ただし、弁当については、有効であるというアンケートの結果などを勘案して、なるべく継続できるように努力することになりました。

「軽運動教室の開催」及び「趣味教室の開催」については、今後サークル化に移行することを前提とした事業運営になります。

「敬老祝い金」も「鶴寿祝い金」へ縮小されることになりました。

《障がい者福祉》

「在宅寝たきり障がい者友愛訪問」は、高齢者に対するものと同じ理由によって廃止されました。

「在宅就学児クリスマスプレゼント」は、現状が事業目的と合致できないということで廃止となりました。

「手話通訳派遣」は、行政において対応するように所管の変更がなされたため、計画からは外すことになりました。

《児童福祉》

「寺子屋方式による文化伝承」は、高齢者との触れ合いが主な目的でしたが、教育分野での事業と競合しているため、計画からは外すことになりました。

第4章 第1次地域福祉活動計画の評価



シルバー団暮大会 H 23.10



幼稚園発表会 H 22.12

さた・すて H 23.11



第5章

地域福祉活動計画の体系

5.1 基本構想

5.1.1 計画目的

5.1.2 基本目標

5.2 基本計画大綱

5.3 第4次粕屋町総合計画との連携

第5章 地域福祉活動計画の体系

5.1 基本構想

粕屋町社会福祉協議会による地域福祉活動は、第1次の5年間に精力的且つ着実に推進されてきました。楽観を許さない厳しい状況の中で、町民の身近に地域福祉の温もりを届けようと願う多くの方の努力が計画の実現をもたらしてくれました。この熱意を絶やさないうで次の5年間につなぐために、第2次の地域福祉活動計画を策定します。

5.1.1 計画目的

地域福祉活動計画が目指す目的を、第1次計画に引き続いて、次のように設定します。

「自らの行動で創造する福祉地域」
～安心と生きがいのあふれる地域を目指して～

福祉とは第一義的には幸福の意であり、具体的には公的扶助やサービスによる生活の安定・充足です。この公的扶助すなわち公助という部分に限界があることが明らかになり、新しく共助という概念が持ち込まれました。

共に助け合うという行動は地域生活の中において可能になります。地域福祉を実現する鍵はそこにあると考えることができます。地域に住む人びとが自らの手で福祉地域を創造することが求められているのです。

人が幸せであるためには、自らの意志が尊重され、安心できる触れ合いがあり、和やかに語り、生きがいを持ち、明日の楽しみに向かって、懸命に生きていくことができます。目指している福祉地域とはそのような暮らしが可能になる地域です。

この計画書では、利用者である町民の皆さんのために付加した意図があります。福祉の活動は社会福祉協議会のみで行われているわけではありません。町民のために行政によって実施されている事業活動もたくさんあります。町民の立場からは選択できる福祉支援の全体的な一覧は有効な情報になります。また、社会福祉協議会と町行政が展開している福祉施策を整理統合することで、福祉支援の隙間をなくすこともできます。

福祉活動の事業一覧では、町行政による事業も含めてまとめておくことにします。

5.1.2 基本目標

福祉地域を創造しようという目的を実現するためには、適切な活動目標を設定しておかなければなりません。第1次地域福祉活動計画の推進によって、地域福祉活動を支える体制の基盤はかなり整備されてきました。また、社会状況の変化も勘案して、新たに組み直した基本目標を掲げます。各事業は基本目標毎に区分けされます。

① 組織・財政基盤の確立

地域福祉活動を推進する母体である社会福祉協議会における人材と資金面での充実是最重要な課題です。また、計画の全体を統括できる体制と機能の充実を促進し、自治区での地域福祉活動がより一層進展するような体制を目指します。

② 地域福祉の体制整備・ボランティアの育成

社会福祉協議会が推進してきた地域福祉という考え方を啓発し、町民による福祉活動の拡大を可能にする福祉ネットワークの構築を目指します。さらに活動の主要な担い手であるボランティアの育成を計画的に推進します。

③ 高齢者福祉活動の推進

豊かな老後の安全と安心のある暮らしは社会の願いです。高齢者が生き生きと輝いている福祉地域であるために、見守りと身近な支援を充実すると共に、地域とのつながりを確保し生きがい活動を推進します。

④ 障がい者福祉活動の充実

障がいをもつ人とまわりで支えている人が共に安寧に生きていくことのできる地域こそが福祉地域であるという認識のもとに、町民が障がい者と真っ直ぐに向き合い、共に生きていくことを喜びとするような活動を充実します。

⑤ 児童福祉活動の充実

子どもは次代を担う者であるというだけでなく、子どもの存在自体が明るい地域環境の要件です。子育て環境の充実が福祉地域の創造には欠かせない活動であるとの認識の下、子どもの健やかな成長を地域ぐるみで担う活動を充実します。

※ 地域福祉活動計画における町民の位置づけ

福祉といえば、助けを必要とする人と支援する人との間にあるものというのが普通のイメージです。そこで多くの方は、自分は福祉とは無縁だと考えています。本当に無縁なのかを考えれば、そうではないことはすぐに分かります。誰もがお互い様で助け合って暮らしています。この計画の基盤に据えた「知り合い、助け合い、学び合い」は日常の暮らしの随所に織り込まれています。ことさら計画に盛り込まれるような事業活動だけが地域福祉活動ではありません。

また、計画に現れる要援護者の後には多くの方が連なっています。事業化された福祉活動は住民に対して福祉についての認識を再確認するきっかけとなり、その結果として福祉地域を創造する自発的な動きが生まれるという期待があります。

したがって、一般の町民に対する福祉活動については、支援者としての立場、要支援者としての立場から各事業計画に関わっていただくこととなります。

第5章 地域福祉活動計画の体系

5.2 基本計画大綱

地域福祉活動計画を策定するためには、「地域」という言葉を読み解いておく必要があります。地域の機能を考えると、

- ① お互いに寄り添って住んでいるという「地域性」
- ② お互いに支え合っているという「共同性」
- ③ 世代間の交流が活力を生み出すという「継続性」

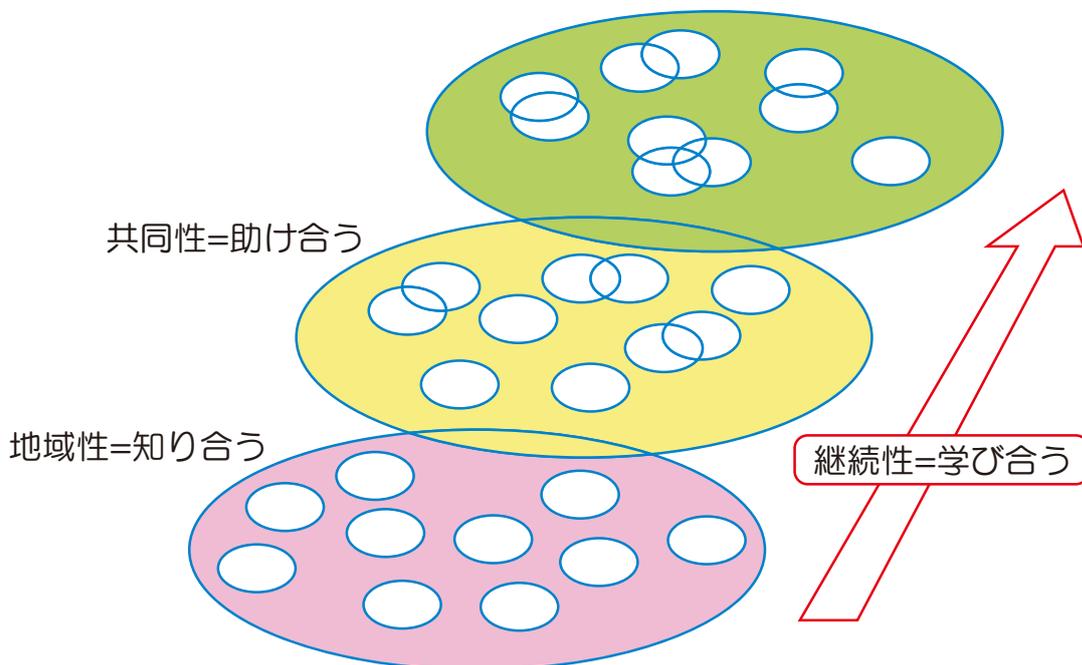
という要素を想定することができます。

町民一人一人の立場で考えると、地域性とは老若男女が「知り合うこと」、共同性とは「助け合うこと」、継続性とはお互いのしあわせに貢献する喜びを「学び合うこと」という「基本的行動指針」が想定できます。

地域が無縁化という、つながりのない状況に向かっていているという現在、この3つの行動を地域の中で再構築する必要があります。そのことをもっとも望んでいるのが地域福祉であり、活動計画の基本的な設計指針となります。

以上のことを図式化すると、次の図のようになります。

発展する地域福祉を目指して



この基本指針を縦軸に、基本目標を横軸に設定することによって、具体的な地域福祉の基本計画を統合することができます。

また、地域福祉活動計画を推進する体制に関する指針が必要であり、「基盤整備」と「情報整備」を設定しておきます。

基本計画の大綱

基本指針	社 会 福 祉 協 議 会	
	① 組織・財政基盤	② 地域福祉の体制整備・ボランティアの育成
基盤整備	社会福祉協議会が主体となって福祉体制に目配りをすべき事項を掲げます	
	団体の組織整備 機関団体との連携 相談所の充実 体制の強化 実施事業の評価 財政基盤の強化 施設管理 受託事業	ボランティアの組織整備 ボランティア活動の充実 ボランティアの育成
情報整備	組織活動に不可欠である情報の流れを整えます	
		情報の充実・強化 福祉教育の推進 地域福祉の充実

基本指針	自らの行動で創造する福祉地域		
	③ 高齢者	④ 障がい者	⑤ 児童
知り合う	地域の福祉は住民の横の連携が必要であり、知り合う場と機会を確保します		
	地域での融和の促進 地域ネットワークの整備	地域での融和の促進	地域での融和の促進 地域ネットワークの整備
助け合う	地域の福祉は住民の協力により維持され、助け合う場と機会を設定します		
	生活環境の整備・支援の充実	生活環境の整備・支援の充実	生活環境の整備・支援の充実
学び合う	地域の福祉は住民の縦の連携により生き続け、学び合う場と機会を整備します		
	学習・研修活動の充実 体制の強化 制度理解の促進	学習活動の充実 福祉教育の推進 当事者理解の促進 体制の強化 制度理解の促進	地域福祉活動の充実 福祉教育の推進 制度理解の促進
情報整備	地域福祉を支える共助関係が促進される情報を発信します		
	情報の充実・強化	情報の充実・強化	情報の充実・強化

5.3 第4次粕屋町総合計画との連携

町民のための福祉活動は、町行政が進めている「第4次粕屋町総合計画」の目的と社会福祉協議会のそれとの整合性によってより一層の充実が果たされるものです。

そこで、「第4次総合計画（後期基本計画）」中の関係する項を以下に抜粋します。

2. 誰もが安心していきいき暮らせるやさしいまち

町民の社会参加が進み、誰もがそれぞれの立場で生きがいを持って暮らすことができる地域づくりが求められ、住み慣れた地域で暮らし続けることができるような地域社会の実現をめざします。

1. いきいき暮らせる健康づくり

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 地域医療体制の確立

2. 高齢者がいきいき暮らせるやさしい地域づくり

- (1) 長寿社会への対応強化
- (2) 生涯現役社会の実現

3. 障がい者がいきいき暮らせるやさしい地域づくり

- (1) 生きがいを感じる社会参加の促進
- (2) 自立した生活への支援

4. 子育て世代がいきいき暮らせるやさしい地域づくり

- (1) 子育て支援の強化
- (2) 支援サービスの充実

5. 心豊かに暮らせる地域づくり

- (1) 社会保障の整備
- (2) 平等な社会の実現

4. 交流と助け合いによりお互いを大切にしあえるまち

地域社会が果たす役割の重要性が再認識される中で、地域のつながりを創出する「互助」、「共助」関係を築き、人を育て、誰もが地域で安全に安心して暮らせるよう、町民一人一人が相互に支え合う地域ぐるみの取組を進めます。

1. いつでも参加できる場づくり

- (1) 地域のつながりの再生
- (2) まちづくりネットワーク環境の整備

2. まちづくりを支える人づくり

- (1) 地域活動の担い手の育成

3. 安全で安心して暮らせる地域づくり

- (1) 防災、防犯に優れた地域社会の実現

地域福祉活動計画と総合計画とが整合し、相補的な連携関係が認められます。

第6章

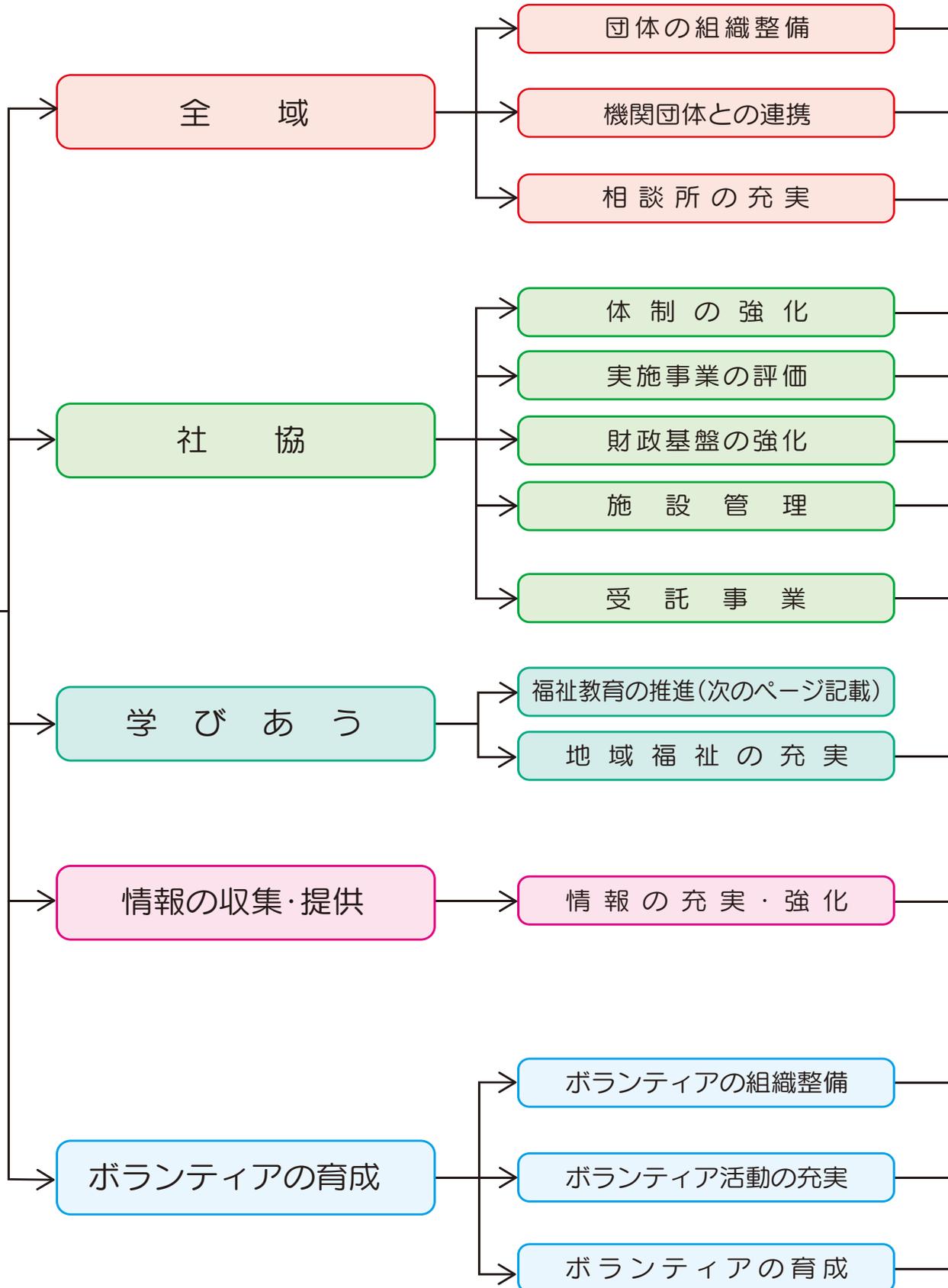
基本計画

- 6.1 組織・財政基盤の確立
- 6.2 地域福祉の体制整備・ボランティアの育成
- 6.3 高齢者福祉活動の推進
- 6.4 障がい者福祉活動の充実
- 6.5 児童福祉活動の充実

社会福祉協議会の充実と他機関との連携

基本目標

基本計画



※赤文字は行政実施事業(全ての事業を掲載しているわけではありません)

■各種団体支援(区長会・民生委員・児童委員協議会・ボランティア連絡協議会・老人クラブ連合会・身体障がい者福祉協会・知的障がい児(者)親の会・婦人会・食進会・子ども会育成会連絡協議会・遺族会(遺児の会))
■就労継続支援B型事業所ステップアップ運営支援 ■各団体活動の場の確保

■各種機関・団体との連絡調整(行政機関・民生委員・児童委員協議会・包括支援センター・シルバー人材センター)

■心配事相談の充実 ■福祉総合相談の充実 ■生活相談 ■福祉相談 ■人権相談 ■不登校・いじめ相談
■相談支援事業 ■地域活動支援センター ■身体障がい者相談員・知的障がい者相談員

■理事研修会の充実 ■評議員研修会の充実 ■三部会の充実 ■職員の研修会、勉強会 ■職員の増員

■実施事業の点検評価

■赤い羽根共同募金運動の推進 ■居宅介護・訪問介護事業の充実 ■公的助成の充実 ■賛助会員の拡大

■粕屋町福祉センターの効率的な運営 ■町内巡回福祉バス

■戦没者追悼合同慰霊祭 ■粕屋町福祉センターの管理 ■福祉バス運行管理業務
■地域安心確保ネットワーク事業 ■粕屋町介護予防・支援サービス計画策定及びサービス利用調整等業務
■粕屋町障がい児放課後等対策事業 ■福岡県ふるさと雇用特別基金事業各種相談・指導事業

■地域福祉活動の支援(地域座談会(小地域福祉に関する区長、民生委員、福祉委員学習会の開催))
■福祉委員活動に対する援助と支援 ■町民対象福祉研修会 ■各種団体への説明会・自治公民館学級

■実施事業の広報活動の促進(社協だよりの充実・キッズネットの充実)
■ボランティア広報活動の推進(ボラ連だよりの発行・ボランティアセンターだよりの発行・社協だよりの掲載)
■地域見守りチラシ等の配付 ■ホームページの活用 ■ニーズ調査
■第2次地域福祉活動計画ダイジェスト版の作成・配布 ■ボランティアハンドブックの作成
■関係機関の連携による情報共有

■ボランティアセンターの充実(運営委員会の充実・地域ボランティアの支援)
■ボランティア連絡協議会活動への援助・支援 ■ボランティア団体レベルアップ研修支援
■ボランティアセンター登録団体への支援 ■防犯ボランティアの活動支援 ■子育て応援団委託事業

■環境美化活動の推進 ■ボランティア活動保険加入

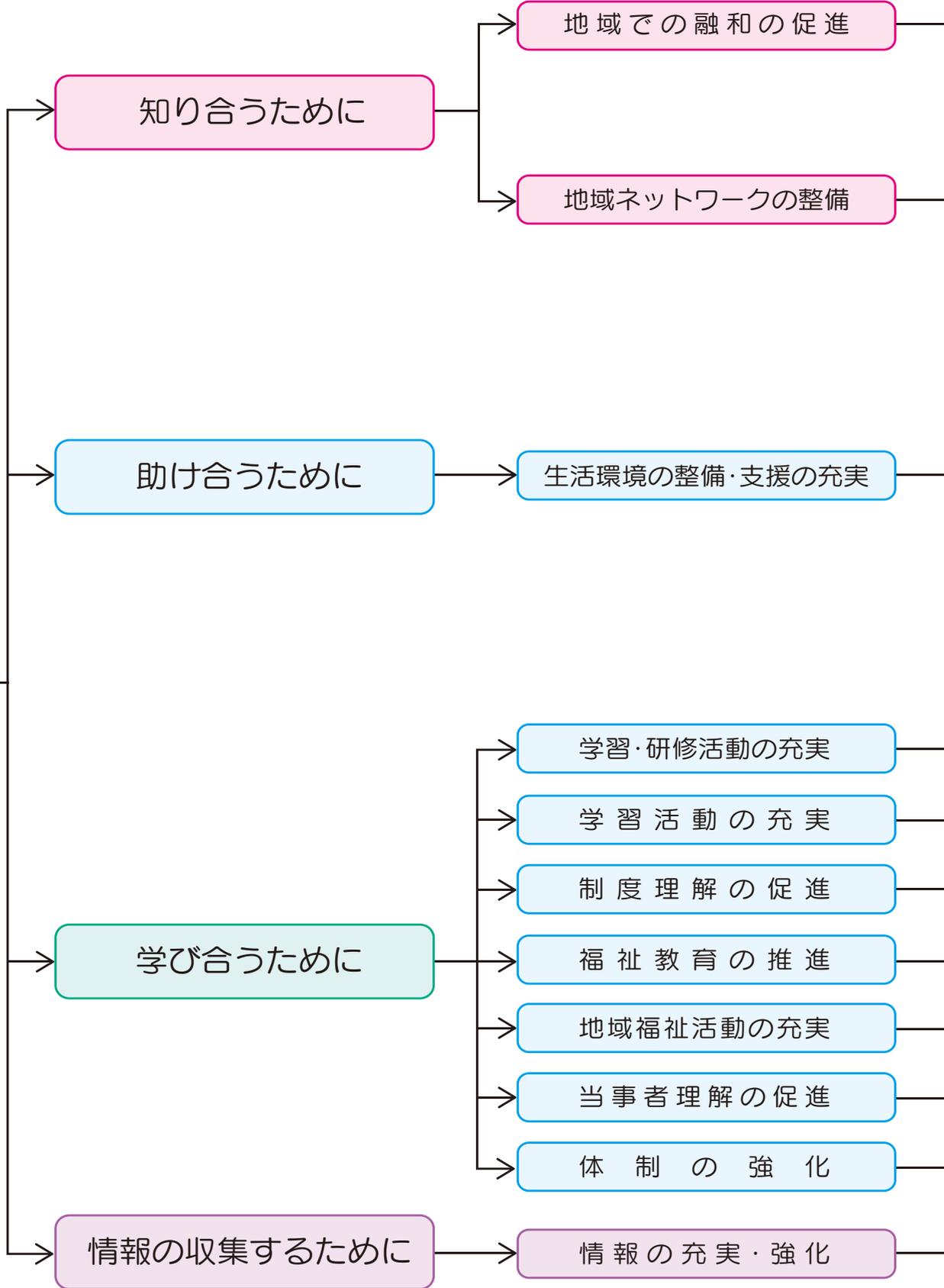
■町の防災計画との連携・災害ボランティア登録の推進 ■手話講習会入門講座 ■福祉委員研修 ■福祉研修会
■ボランティアの育成(新しいニーズに対するボランティアの育成・ライフステージに沿った活動の促進)

「自らの行動で創造する福祉地域」
 安心と生きがいあふれる地域を目指して

■■■
 お互いが顔見知りになる地域
 ■■■
 お互いが助け合う地域
 ■■■
 お互いが学びあい役立ちあう地域

基本目標

基本計画



※赤字は行政実施事業(全ての事業を掲載しているわけではありません)

■団体支援(老人クラブ連合会活動・子ども会育成会連絡協議会活動・身体障がい者福祉協会・知的障がい児(者)親の会)
■就労継続支援B型事業所ステップアップ運営支援 ■ひとり暮らし高齢者と語る会 ■幼稚園発表会(招待)
■さた・すて ■親子教室の開催(児童体操教室・親子ふれあい教室・母親リフレッシュ教室)
■バスハイク(ひとり暮らし高齢者一日バスハイク・ひとり親家庭バスハイク・知的障がい児(者)・LD・ADHD親子バスハイク・身障者・精神障がい者研修会・バスハイク(研修会とバスハイクを隔年で実施)
■障がい者団体連絡会議の開催 ■身体障がい者生き甲斐対策支援通所事業 ■ゆうゆうサロン
■配食サービス(食の自立支援サービス) ■親子オープンルーム ■各種育児教室 ■親子サロン
■園庭開放 ■つどいの広場事業 ■在宅介護者交流事業

■電話訪問活動の実施 ■友愛訪問活動の実施 ■ひとり暮らし高齢者見守り活動推進事業
■配食サービス(食の自立支援サービス) ■子育て支援ボランティアの養成 ■ファミリーサポート・センター事業

■町内巡回福祉バス ■日常生活自立支援事業 ■鶴寿祝い金 ■生活福祉資金貸付事業 ■車椅子貸出
■介護保険事業(居宅介護支援事業・訪問介護事業) ■指定障害者訪問サービス事業 ■家事・介護支援サービス事業
■スポーツ大会参加(郡身障者グランドゴルフ大会補助・障がい者スポーツ協会補助) ■音訳活動
■障がい児放課後等対策事業(のびのびルーム) ■粕屋町すみよか事業(住宅改造) ■生活支援住宅改修費補助
■緊急通報装置の貸与 ■成年後見制度 ■敬老祝い金 ■敬老祝賀会の支援 ■紙おむつ給付 ■補聴器購入補助
■福祉用具購入補助(介護保険外) ■はり・きゅう費補助 ■訪問理髪サービス ■特殊寝台レンタル料補助
■在宅介護者ねぎらい手当 ■寝具洗濯乾燥消毒サービス ■シルバー人材センター支援 ■うておうて塾
■子育てアドバイザーの配置 ■相談機関の周知 ■要保護児童対策地域協議会 ■乳幼児健診
■赤ちゃんラブコール(育児相談) ■乳幼児家庭訪問(こんには赤ちゃん事業) ■発達相談・言語相談
■年長児きこえとことば相談会 ■一時保育 ■保育所、幼稚園における受入体制の整備 ■ことばの教室
■学級担任サポート ■介護用品給付サービス事業 ■集団療育(つくしんぼクラブ・さくらんぼクラブ)
■子育てに関する教室等の開催 ■子育て世代が参加しやすい講座等の開催 ■両親学級(パパとママのたまご学級)
■学童保育 ■日常生活用具給付事業 ■コミュニケーション支援事業 ■補装具費(購入・修理)の支給 ■福祉手当支給
■寝たきり重度障がい(児)者介護手当 ■粕屋町福祉タクシー制度 ■当事者によるカウンセリングの場の提供
■粕屋町特別支援教育関係者 ■災害時要援護者の支援登録

■軽運動教室の開催 ■趣味教室の開催 ■各種大会の実施(シルバー囲碁大会・老人クラブ演芸大会)

■軽度発達障がい勉強会 ■軽度発達障がい情報提供

■高齢者月間ポスター(敬老の日) ■児童福祉月間ポスター ■かすや子どもの日 ■障がい者の日

■子ども障がい者疑似体験教室 ■中学生ボランティア体験教室 ■福祉読本の配布 ■総合学習支援
■学生ボランティアの育成 ■地域福祉環境向上への活動及び福祉協力校活動費

■地域青少年育成事業 ■児童・生徒の地域におけるボランティア活動の調査、研究 ■通学合宿

■障がい者団体啓発活動(障がい者団体・ボランティアとのYOSAKOIかすや祭りへの参加)

■高齢者保健福祉計画の推進 ■障がい福祉計画策定

■各行政区福祉マップ作成に向けての調査研究 ■子育て情報誌「かすやキッズネット」の充実 ■障がい者合同発表会
■障がい者団体リーフレットの作成 ■子育てに関する情報提供 ■子育てタウンページ



ひとり親家庭バスハイク H 22.11



手話講習会入門講座 H 22.6



身体障がい者生き甲斐対策事業 H 20.9



障がい者擬似体験教室 H 22.1

6.1 組織・財政基盤の確立

組織・財政基盤の確立

目標分類	目的・趣旨	実施事業名	事業内容	23年	24年	25年	26年	27年	主な実施機関	共有
団体の組織整備	福祉関連の活動を実践している団体・組織に対して必要な資金等の支援を行います。	各種団体支援 ・区長会 ・民生委員・児童委員協議会 ・ボランティア連絡協議会 ・老人クラブ連合会 ・身体障がい者福祉協会 ・知的障がい児(者)親の会 ・婦人会 ・食進会 ・子ども会育成会連絡協議会 ・遺族会(遺児の会)	団体との連携を図り補助を含めた支援を行いません。支援内容については、事務的なことについては、各団体に実施していただき、特殊な事務については、協力します。また、補助金に対しては随時、見直しを図ると同時に当事者団体に対して広く周知を図ります。	継続 見直し	↑				社協 関係団体	地域・ボラ 高齢者 障がい者 児童
		・就労継続支援B型事業所ステップアップ運営支援	福岡県共同募金会への運営費の申請を行います。また、当事者団体に対して広く補助に対する周知を図ります。	継続 見直し	↑				社協 施設	障がい者
機関団体との連携	福祉関連の活動を実践している団体・組織に対して活動の場の提供を行います。	各団体活動の場の確保	社協構成団体に対して、福祉センターの部屋の優先的な利用を行い活動の場の提供を行います。	5年 継続	↑				社協	
	町民の福祉を支える機関・団体の協力体制を整備します。また、町民の福祉二一ーズを共有化するために、福祉関係者間の連携を充実します。	各種機関・団体との連絡調整 ・行政機関 ・民生委員・児童委員協議会 ・包括支援センター ・シルバーク材センター	各種機関・団体との会議・連携を図り事業の効率的な実施に努めます。また、福祉二一ーズを共有し効率的実施に努めます。	5年 継続	↑				社協 行政 各種団体・機関	
相談所の充実	福祉二一ーズの受付機能を充実するため、相談事業の連携を強化します。	心配事相談の充実(受託)	専門機関への適切なコーディネートを行い、解決を目指します。	5年 継続	↑				社協 行政	

目標分類	目的・趣旨	実施事業名	事業内容	23年	24年	25年	26年	27年	主な実施機関	共有
社協	体制の強化	三部会の充実	様々な福祉ニーズに応えるために三部会に分かれ、各実施事業の点検や意見を伺い実施事業の質の向上に努めます。		新規検討				社協	
		職員の増員	多種多様になる福祉ニーズに対応できるよう職員の増員について、行政に対し理解を求めます。	5年継続					社協 行政	
実施事業	実施事業の提供に 関する情報を収集 し、整理します。	実施事業の点検評価	社協実施事業に関して、事業終了後アンケートや聞き取り調査などを実施し、点検・評価を行います。	新規事業					社協	
		赤い羽根共同募金運動の推進	共同募金の趣旨と理解を図り、募金運動の推進を図ります。	推進					社協 区 関係団体	
財政基盤の強化	地域福祉活動計画の遂行に必要な財政基盤の確立を促進します。	居宅介護・訪問介護事業の充実	福祉ニーズに対応できるように居宅・訪問介護事業を実施し財源の確保に努めます。	5年継続					社協	高齢者 障がい者
		公的助成の充実	社協の運営と事業の充実のため、公的助成の安定確保を図ります。	5年継続					社協 行政	
施設管理	町民の要望に応えられる福祉センターの管理運営を推進します。	賛助会員の拡大	自主財源を確保するために、会員制度の調査・研究を行います。	調査研究					社協 関係団体	
		粕屋町福祉センターの効率的な運営(受託)	福祉センターの適正な運営に努めます。また、部屋の改装については行政に対し働きかけを行います。	5年継続					社協 行政	
受託事業	福祉センターを拠点として町有施設への交通手段の確保を図ります。	町内巡回福祉バス(受託)	交通手段として、福祉バスを運行します。利用者の利便性・増加を図るため運行内容等については、随時行政と協議を行います。(月～金 運行 初日運休)	5年継続					社協 行政	高齢者
		戦没者追悼合同慰霊祭(受託)	戦没者の合同慰霊祭を執り行います。	5年継続					社協 行政	

なお、詳しい内容につきましては、主な実施機関にお問い合わせ下さい。(行政関係につきましては、平成23年3月現在実施事業です。)

は、行政実施事業

6.2 地域福祉の体制整備・ボランティアの育成

地域福祉の体制整備・ボランティアの育成

目標	分類	目的・趣旨	実施事業名	事業内容	23年	24年	25年	26年	27年	主な実施機関	共有	
学びあつ	福祉教育の推進	児童・生徒のボランティア学習のた めに、啓発や活動 体験を推進します。	子ども障がい者疑似体験教室	育成会が現在行っているリーダー研修会な どで福祉体験をします。また健全育成に努 めます。	5年 継続	↑				社協 育成会 学校	障がい者 児童	
			中学生ボランティア体験教室	障がい児との交流を目的とした体験学習を 実施し、大学生及び中学生・高校生の健全 育成に努めます。	5年 継続	↑				社協 育成会 学校	障がい者 児童	
			福祉読本の配布	福祉読本を活用し、児童の頃から思いやり の心を育てます。(町内5年生全児童配布)	5年 継続	↑					社協 学校	児童
			学生ボランティアの育成	学生ボランティアの育成に向けて、さまざ まな機会を提供します。	5年 継続	↑					センター 社協	児童
			総合学習支援	福祉教育のプログラム作りの協力、福祉資 材の貸出し、人的な支援を行います。	5年 継続	↑					社協 学校	児童
			福祉委員活動に対する援助と支援	福祉委員活動の充実の為に活動費の援助 及び活動支援を行います。また、福祉委員相 互の連携を深める為の支援を行います。	新規 事業	↑						社協
地域福祉の充実	地域福祉の充実の ため地域で活動し ている団体・組織 に対して必要な資 金等の援助及び活 動支援を行います。	福祉に関わる情報 の提供、活動支援 をするためにさま ざまな機会を提供 します。	地域福祉活動の支援 ・地域座談会(小地域福祉に関する 区長、民生委員、福祉委員学習会 の開催) ・各種団体への説明会 ・自治公民館学級	各種団体及び各区に対し、計画書をもとに 地域福祉に関する説明会を開催し、協力・推 進に努めます。	新規 事業	↑				社協 センター		

目標	分類	目的・趣旨	実施事業名	事業内容	23年	24年	25年	26年	27年	主な実施機関	共有
		犯罪や事故から子供を守る環境づくりを行います。	関係機関の連携による情報共有	保育所、幼稚園、学校、学童保育所などの関係機関の連携体制を整備し、不審者情報等の情報の共有を図り、子供の安全確保を図ります。						行政	
ボランティアの育成	ボランティアの組織整備	ボランティア活動の活性化の推進、活動支援するためボランティアセンターにボランティアの充実に努めます。	ボランティアセンターの充実 ・運営委員会の充実 ・地域ボランティアの支援	ボランティア団体の支援、相談、情報提供、育成など職員を配置して専門的に行います。また地域で活動をされているボランティアへの情報の収集・活動の支援を行います。	5年継続					センター	
		ボランティア団体に対する活動への援助・支援の充実に努めます。	ボランティア連絡協議会活動への援助・支援	ボランティア連絡協議会への補助を含めた活動の支援を行います。	継続見直し					センター 社協	組織・財政
		ボランティア団体に対する活動への援助・支援の充実に努めます。	ボランティア団体レベルアップ研修支援	ボラ連登録団体で各団体のスキルアップ・レベルアップ研修に対しての支援を行います。	新規事業					センター 社協	
			防犯ボランティアの活動支援	自主的な巡回や見守り等の活動を行う防犯ボランティアの活動を支援します。また、防犯ボランティアの拡充のため、広報誌による募集を行います。						行政	
			ファミリー・サポート・センター事業	地域において子育ての手助けをしてほしい人(お隣り会員)・子育ての手伝いをしたい人(任せて会員)が育児の相互援助を行う会員組織を設置します。						行政	児童
			子育て応援団委託事業	次世代育成支援行動計画の推進団体である「粕屋町子育て応援団」の活動を支援します。						行政	
		ボランティア団体に対する活動の支援の充実に努めます。	ボランティアセンター登録団体への支援	ボランティアセンター登録団体に対するボランティア保険への加入の促進、事務機等の利用などの支援を行います。	5年継続					センター 社協	
		福祉のまちづくりを目標とした事業を実施します。	環境美化活動の推進	地域の環境美化活動を行います。	5年継続					ボラ連	
		ボランティア団体に対する活動の支援のために、補助等の充実に努めます。	ボランティア活動保険加入	ボランティアセンター、ボラ連に登録している方に対して、安心して活動を行えるようにボランティア保険の加入を行います。	5年継続					社協 センター	

ボランティアの育成	災害・緊急時におけるボランティア活動の円滑化のため、特別の連携体制を整備します。	町の防災計画との連携 災害ボランティア登録の推進	災害時に対応するボランティアの組織化及び育成の調査・研究を行います。	調査研究					センター 社協 関係機関	
	障がい者を支援するため、ニーズのあるサポーターを養成します。	手話講習会入門講座	聴覚障がい者の理解、手話の裾野を広げる為に初級手話入門講座を隔年で実施します。	隔年継続		隔年継続			社協 手話の会	障がい者
	あらゆる層の町民が身近で無理のないボランティア活動を実践できるよう、必要なプログラムを策定します。	ボランティアの育成 ・新しいニーズに対するボランティアの育成 ・ライフステージに沿った活動の促進	誰もが参加しやすいプログラムを調査、研究し、ボランティアの裾野を広げます。	5年継続					センター	
	町民を始め福祉関係者の資質の向上のために研修の機会を設けます。	福祉研修会 福祉委員研修	福祉委員、社協役員及び区長、民生委員の資質向上のために研修会を行います。	5年継続					社協 福祉委員 関係団体	
	ボランティア啓発活動を通して、子どもを養い育む輪を広げます。	かすや子どもの日	毎年11月の第2土曜日を「かすや子どもの日」と定め、地域で活動するボランティアの表彰や子ども発表等のイベントを通じて、地域で子どもを育てることの重要性について住民へ啓発を進めます。						行政	児童

なお、詳しい内容につきましては、主な実施機関にお問い合わせ下さい。（行政関係につきましては、平成23年3月現在実施事業です。）

は、行政実施事業

赤い羽根共同募金活動



学校 募金贈呈式



6.3 高齢者福祉活動の推進

高齢者福祉活動の推進

目標分類	目的・趣旨	実施事業名	事業内容	23年	24年	25年	26年	27年	主な実施機関	共有
地域での融和の促進 知り合う	高齢者とその家族が仲間づくりや相談をするための事業に対して支援し、組織化を促進します。	老人クラブ連合会活動支援	団体との連携を図り補助を含めた支援を行います。支援内容については、事務的なことについては、各団体に実施していただき、特殊な事務については、協力します。また、補助金に対しては随時、見直しを図ると同時に当事者団体に対して広く周知を図ります。	継続 見直し	↑				社協 行政	組織・財政
	引きこもりの解消や交流のための機会と場を提供します。	ひとり暮らし高齢者と語る会	福祉センターに招待し、高齢者同士の交流、及び高齢者向け研修会を年1回開催します。	継続 見直し	↑				社協 民児協 ボラ連 婦人会	
	引きこもりの解消や世代間の交流のための機会と場を提供します。	ひとり暮らし高齢者一日バスハイク	心身のリフレッシュとお互いの情報交換・交流の促進を図るため、バスハイクを年1回開催します。	5年 継続	↑				社協 民児協 ボラ連	
	在宅で要介護認定者を介護する家族の精神的・身体的負担を軽減することを目的に開催します。	ゆうゆうサロン 在宅介護者交流事業	地域の公民館において、仲間と一緒に楽しく「粕屋転ばん体操」等を定期的に行い、午後は、レクリエーションやゲームをし、介護予防に取り組みます。						行政	
	世代間の交流のための機会と場を提供します。	幼稚園発表会(招待)	介護者相互の交流を図り、健康講座や介護情報により介護者がリフレッシュできる時間を提供します。	継続 見直し	↑				行政	児童

地域ネットワークの整備	高齢者の見守り体制として、安否確認の事業を推進します。	電話訪問活動の実施	しおんの会(ボランティア)の協力を得、希望する高齢者へ福祉センターから安否の確認を行います。(月～金 午前・午後に分けて実施)	5年継続	↑	社協 しおんの会	障がい者	
	高齢者の見守り体制として、弁当配達時の訪問の事業を推進します。	友愛訪問活動の実施	友愛訪問の会(ボランティア)の協力を得、地域のひとり暮らしの高齢者等に対し友愛訪問活動を行います。	5年継続	↑	社協 民協 友愛訪問ボランティア		
		高齢者の見守り体制として、弁当配達時の訪問の事業を推進します。	ひとり暮らし高齢者見守り活動推進事業	民生委員や福祉委員の協力を得て高齢者の安否の確認を行います。声掛けの手段として、弁当や品物の配付を行います。	新規事業	↑	社協 各関係団体 ボランティア	
生活環境の整備・支援の充実 助け合い	高齢者の見守り体制として、弁当配達時の訪問の事業を推進します。	配食サービス(食の自立支援サービス)	調理をすることが、困難な高齢者などに対して、自宅に配食サービスを行い、利用者の安否の確認を行います。			行政	障がい者	
	福祉センターを拠点として町有施設への交通手段の確保を図ります。	町内巡回福祉バス(受託)	交通手段として、福祉バスを運行します。利用者の利便性・増加を図るため運行内容等については、随時行政と協議を行います。(月～金 運行 祝日運休)		5年継続	↑	社協 行政	組織・財政
		生活の支援や住宅を充実するための改修の補助などを実施します。	粕屋町すみよか事業(住宅改造)	在宅の要介護高齢者等に配慮した住宅に改造する場合、改造費用の一部を助成します。			行政	障がい者
	高齢者の尊厳を守るための支援事業を周知し、利用の促進を図ります。	生活支援住宅改修費補助	生活支援住宅改修費補助	在宅の高齢者等のいる世帯に対して、介護予防のため自宅での転倒予防等を目的に、住宅改修費の一部を補助します。			行政	
		緊急通報システム	緊急通報システム	急病や災害等の緊急時に迅速適切な対応が出来るように、一人暮らし高齢者等に緊急通報装置を設置します。			行政	障がい者
		日常生活自立支援事業 ※1	日常生活自立支援事業 ※1	認知性高齢者、知的障がい、精神障がい者など判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用援助等を行うことにより自立した地域生活が送れるよう支援します。	5年継続	↑	社協 県社協 支援員	障がい者
		成年後見制度 ※2	成年後見制度 ※2	障がい者や認知性高齢者の自己決定を尊重するとともに、権利を擁護するため、成年後見制度の利用を支援します。			行政	障がい者

目標	分類	目的・趣旨	実施事業名	事業内容	23年	24年	25年	26年	27年	主な実施機関	共有	
助け合い	生活環境の整備・支援の充実	長寿を祝うことで、高齢者の生き生きと喜びを増進します。 日常の暮らしをより向上させるために必要となる施策を改善するための施策を実施します。	鶴寿祝い金	高齢者へのお祝いとして祝い金をお渡しします。(100歳の方)	新規事業					社協		
			敬老祝い金	高齢者へのお祝いとして祝い金をお渡しします。(節目)							行政	
			敬老祝賀会の支援	敬老会の支援を行います。							行政	
			生活福祉資金貸付事業 ※3	民生委員と協力し、貸付事業の周知と自立の促進を行います。	5年継続						県社協 社協 民克協	障がい者
			車椅子貸出	一時的に車椅子が必要な方に対し、車椅子の無料貸し出しを行います。(介護保険等を利用者に関しては介護保険を優先とします)	5年継続						社協	障がい者
			介護保険事業 ・居宅介護支援事業 ・訪問介護事業 家事・介護支援サービス事業	介護保険制度等による訪問介護サービス供給体制を整備しホームヘルパー、ケアマネを派遣します。	5年継続						社協	組織・財政
			紙おむつ給付	寝たきりや認知症の高齢者等で在宅生活において常時おむつを必要とする人に給付します。							行政	
			補聴器購入補助	補聴器の購入費の一部を補助します。							行政	
			福祉用具購入補助(介護保険外)	介護保険対象となっていない福祉用具購入費の一部を補助します。(1回のみ/年度)							行政	
			はり・きゅう費補助	はり、きゅう治療を受けた場合、施術費の一部を補助します。							行政	
			訪問理髪サービス	65歳以上の、寝たきりや認知症高齢者の家庭を理美容師が訪問し、理髪サービスを行います。							行政	

目標	分類	目的・趣旨	実施事業名	事業内容	23年	24年	25年	26年	27年	主な実施機関	共有
学び合う	制度理解の促進	高齢者への町民理解を促進するための事業を実施します。	高齢者月間ポスター（敬老の日）	ポスターを利用して、広く啓発を行います。	5年継続					社協	
	体制強化	高齢者保健福祉計画の推進	高齢者保健福祉計画の推進	高齢者保健福祉計画の実施に向け行政と連携をとります。						行政	
	情報の充実・強化	各行政区の福祉情報や見守りが必要な方などを記載した、福祉マップの作成に向けた調査・研究を行います。	各行政区福祉マップ作成に向けての調査研究	福祉マップ作成に向け、他市町村社協等に福祉マップに関する情報収集等を行います。その結果をもとに、各関係機関と協議を行います。		新規調査				社協 関係機関	

※1 認知症、知的、精神障がい者など判断能力が不十分なため日常生活に困っている方に対して、自立した地域生活が送れるよう福祉サービスなどの利用のお手伝いをします。
 ※2 成年後見制度とは、判断能力が十分でない人が一方的に自分に不利な契約を結んでしまわないように、一定の定められた人が、本人の不十分な判断能力を補ったり、本人を保護したり、それが本人のためになるように監督する制度です。

※3 資金の貸付け対象となる世帯であって、申込のあった資金の貸付けを行う事により、経済的自立及び生活意欲の助長、促進などが図られると認められるものについて貸付けを行います。

なお、詳しい内容につきましては、主な実施機関にお問い合わせ下さい。(行政関係につきましては、平成23年3月現在実施事業です。)

は、行政実施事業

6.4 障がい者福祉活動の充実

障がい者福祉活動の充実

目標分類	目的・趣旨	実施事業名	事業内容	23年	24年	25年	26年	27年	主な実施機関	共有	
地域での融和の促進 知り合う	障がい者とその家族が仲間づくりや相談をするための事業に対して支援や組織化を促進します。	障がい者団体支援 ・身体障がい者福祉協会活動支援 ・知的障がい児(者)親の会活動支援	団体との連携を図り補助を含めた支援を行ないます。支援内容については、事務的なことについては、各団体で実施していただき、特殊な事務については、協力します。また、補助金に対しては随時、見直しを図ると同時に当事者団体に対して広く補助に対する周知を図ります。	継続 見直し	↑				社協 当事者団体	組織・財政	
		就労継続支援B型事業所ステップアップ運営支援	福岡県共同募金会への運営費の申請を行います。また、当事者団体に対して広く補助に対する周知を図ります。	継続 見直し	↑				社協 施設	組織・財政	
		障がい者団体連絡協議の開催	障がい関係団体の連絡会を開催し、情報、意見交換会を行い、お互いの連携を深めます。	5年 継続	↑				社協 当事者団体		
		知的障がい児(者)・LD・ADHD 親子バスハイク	心身のリフレッシュと親子の交流の促進を図るため、バスハイクを年1回開催します。	5年 継続	↑				社協 当事者団体		
	引きこもりの解消と当事者同士の交流のための機会と場を提供します。	引きこもりの解消と当事者同士の交流のための機会と場を提供します。	身障者・精神障がい者研修会 身障者・精神障がい者バスハイク (※研修会とバスハイクを隔年で実施)	心身のリフレッシュとお互いの交流の促進を図るため、バスハイクと研修会を交互に年1回開催します。	5年 継続	↑				社協 当事者団体	
			身体障がい者生き甲斐対策支援通所事業	七色の会(ボランティア)の協力を得、65歳以上の身体障がい者手帳所持者の方に対して引きこもり・孤立化防止を目的にサロンを開催します。(月1回)	5年 継続	↑				社協 七色の会	
		引きこもりの解消と当事者同士及び学生との交流のための機会と場を提供します。	さた・すて	知的障がい者・軽度発達障がい者等と学生ボランティアとの遊びを通じての交流を目的にサロンを開催します。(月1回)	5年 継続	↑				社協 当事者 学生ボランティア	児童

目標分類	目的・趣旨	実施事業名	事業内容	23年	24年	25年	26年	27年	主な実施機関	共有
生活環境の整備・支援の充実 助け合う	日常の暮らしをより困難な状況で改善するために必要支援を、サービス事業として実施します。	福祉手当支給	障がい者の福祉増進を図るため経済的な援助を行います。						行政	
		寝たきり重度障がい(児)者介護手当	在宅で、65歳未満の寝たきり重度障がい(児)者を介護をされている方に経済的支援をします。						行政	
		粕屋町福祉タクシー制度	重度の視覚障がい、下肢または体幹機能障害、内部障がいの方、療育手帳A判定の方、特定疾患医療受給者証または精神障害者保健福祉手帳所持者に対し、粕屋町福祉タクシー利用券を交付します。						行政	
		相談支援事業	障がい者本人やその家族などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な支援を行います。						行政 施設	組織・財政
		地域活動支援センター	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜をはかります。						行政 施設	組織・財政
		身体障害者相談員 知的障害者相談員	県知事から委託を受けた相談員が、身体障がい者や知的障がい者の方の相談に応じ、適切な指導を行うとともに、関係機関の事業に協力し、障がい者の福祉の増進に努めます。						行政 相談員	組織・財政
		当事者によるカウンセリングの場の提供	介護者が自由に悩みを打ち明けたり相談できる場を提供します。						行政	
		粕屋町特別支援教育関係者	特別に支援が必要な幼児、児童及び生徒の支援体制を強化するために、各関係機関とネットワークを構築し連携を図ります。						行政	
		学級担任サポート	小学校において指導困難な状況が見られる学級及び指導困難な状況が起こりうる状況がある学級に対し学級指導改善支援員を派遣し、複数の教員等によるきめ細やかな指導を行うことにより、学級運営の改善を図ることを目的に行います。						行政	児童
		保育所、幼稚園における受入体制の整備	保育所、幼稚園において障がいのある子どもの受入れを継続します。また、受入れにあたっては職員の加配を行います。						行政	児童

目標分類	目的・趣旨	実施事業名	事業内容	23年	24年	25年	26年	27年	主な実施機関	共有
学び合っ の促進 者理解 体制の強化	障がい者への人権啓発・理解の促進のため、各種イベントへの参加の機会を充実します。 障がい福祉計画の推進	障がい団体啓発活動・障がい者団体・ボランティアとのYOSAKOIかすや祭りへの参加	広く町民の方々にノーマライゼーションの考え方が浸透するようイベントを通じて啓発活動を進めます。	5年継続					当事者団体 社協	
		障がい福祉計画策定	障がい福祉計画の実施に向け行政と連携をとります。						行政	
情報の収集	障がい者理解、当事者の活動に対する広報及び案内機能を充実します。 情報の充実強化	障がい者合同発表会	広く町民に当事者の活動内容・情報等を提供するための発表会の調査・研究を行います。		新規検討				当事者団体 社協	
		障がい者団体リーフレットの作成	広く町民に当事者の活動内容・情報等を提供するために障がい者団体リーフレットの作成や社協だよりへの掲載を行います。	5年継続					当事者団体 社協	

- ※1 認知症、知的、精神障がい者など判断能力が不十分なため日常生活に困っている方に対して、自立した地域生活が送れるよう福祉サービスなどの利用のお手伝いをします。
 ※2 資金の貸付け対象となる世帯であって、申込のあった資金の貸付を行う事により、経済的自立及び生活意欲の助長、促進などが図られると認められるものについて貸付を行います。
 ※3 成年後見制度とは、判断能力が十分でない人が一方的に自分に不利な契約を結んでしまわないように、一定の定められた人が、本人の不十分な判断能力を補ったり、本人を保護したり、それが本人のためになるように監督する制度です。

なお、詳しい内容につきましては、主な実施機関にお問い合わせ下さい。（行政関係につきましては、平成23年3月現在実施事業です。）

は、行政実施事業

6.5 児童福祉活動の充実

児童福祉活動の充実

目標	分類	目的・趣旨	実施事業名	事業内容	23年	24年	25年	26年	27年	主な実施機関	共有
知り合う	地域での融和の促進	子ども会育成会連絡協議会に対する活動への援助・支援の充実に努めます。	子ども会育成会連絡協議会活動支援	子ども会育成会連絡協議会への補助を含めた活動の支援を行います。	継続 見直し				↑	社協 関係団体	組織・財政
		子育て中の方に対し子どもとその家族同士の仲間づくりが出来るようになり機会の充実に努めます。	親子教室の開催 ・児童体操教室 ・親子ふれあい教室 ・母親リフレッシュ教室	はじめての方が参加しやすい親子教室を開催します。	5年 継続					↑	社協
			親子オープンルーム	親子で自由に交流できる「親子オープンルーム」の充実に努めます。						行政	
			各種育児教室	母親の育児不安軽減と児の発育と発達の間からの育児教室として、運動面や離乳食の指導を取り入れた教室を実施します。						行政	
			つどいの広場事業	乳幼児(0～3歳)とそこにご家族や地域で子育て支援をサポートしてくださる方々が集つて、気軽に語り合い、遊びを通して交流を深めます。						行政	
			親子サロン	子育て応援団が中心となり、母親同士の交流のため、地域の公民館など身近なところで気軽に行ける親子サロンを開設します。						行政	
			園庭開放	地域の子育ての拠点となるよう、保育所、幼稚園の園庭の地域開放の拡充を図ります。						行政	
		同じ悩みを持つ家族や、親子の交流のための機会と場を提供します。	ひとり親家庭バスハイク	心身のリフレッシュと親子の交流の促進を図るため、バスハイクを年1回開催します。	5年 継続				↑	社協	

目標	分類	目的・趣旨	実施事業名	事業内容	23年	24年	25年	26年	27年	主な実施機関	共有		
助け合う 生活環境の支援	生活環境の支援	子育て等の理解、さらにお互いの連携を深めるために、学習・研修の場を提供を行います。	年長児さこえとことば相談会	年長児(5歳児)への発達スクリーニング検査及び三者面談(保護者、担任、ことばの教室)を実施し、子どもの発達特性の理解、二次障がいの予防に努めます。						行政			
			一時保育	保護者のパート就労や疾病、出産、育児からのリフレッシュの際に、一時的に児童を保育園で保育します。						行政			
			保育所、幼稚園における受入体制の整備	保育所、幼稚園において障がいのある子どもへの受入れを継続します。また、受入れにあたっては職員への加配を行います。							行政	障がい者	
			ことばの教室	発達に遅れや偏りのある幼児への早期療育による発達支援及び保護者への理解促進を図ります。							行政	障がい者	
			学級担任サポート	小学校において指導困難な状況が見られる学級及び指導困難な状況が起こりうる状況がある学級に対し学級指導改善支援員を派遣し、複数の教員等によるきめ細やかな指導を行うことにより、学級運営の改善を図ることを目的に行います。							行政	障がい者	
			介護用品給付サービス事業	在宅の重度心身障がい(児)者に紙おむつの給付を行います。								行政	障がい者
			集団療育(つくしんぼクラブ・さくらんぼクラブ)	継続した集団療育の場として、糟屋子ども発達支援センターに委託し、子どもの年齢に応じた取り組みを進めます。								行政	障がい者
			子育てに関する教室等の開催	親子遊びをはじめ、子育てに関する教室等を開催し、親子の育児力を高める取り組みを進めます。								行政	
			子育て世代が参加しやすい講座等の開催	講座や研修等託児を実施し、子育て世代が参加しやすい講座の開催に努めます。								行政	
			両親学級(パパとママのたまご学級)	妊娠、出産、育児等の正しい知識の普及、妊婦の交流、父親の子育て参加の意識づけを目的とし、両親学級を実施します。								行政	
			学童保育における保育サービスの拡充を目指します。	学童保育が就労等により居間家庭にいない小学3年生までの児童を対象に、全小学校において既存施設を活用しながら実施します。								行政	
					障がい児放課後等対策事業(受託)(のびのびルーム)	障害者自立支援法に基づき、保護者の就労支援、一時休息を目的に小学4年生から中学3年生までの児童を対象に福祉センターにおいて障がい児の放課後及び長期休み中の一時預かりを行います。	5年 継続						社協 行政

目標分類	目的・趣旨	実施事業名	事業内容	23年	24年	25年	26年	27年	主な実施機関	共有
	児童・生徒のボランティア学習のた め、啓発や活動 体験を充実しま す。	通学合宿	生活体験を通じ、自主性、連帯感、耐性など を育むために実施します。						行政	
情報の収集	子育てに役立つ情 報を集めて子育て 中の方々に情報を 提供します。	子育て情報誌「かすやキッズネット」の 充実	子育ての活動内容・情報等を広く町民に周 知するために情報誌「かすやキッズネット」 を月1回発行します。	5年 継続					社協	地域・ボラ
情報の充実・強化		子育てに関する情報提供	各課で行われている様々な子どもと子育て に関する支援の情報を集約し、ホームペー ジ・広報誌・チラシ等様々な広報媒体による 情報提供に努めます。						行政	
		子育てタウンページ	初めて親になる人や、転入してきた人のため の「子育てマップ」の作成など、総合的な柏 屋町の子育て施策を一覧できる子育て情報 誌を作成します。						行政	

なお、詳しい内容につきましては、主な実施機関にお問い合わせ下さい。(行政関係につきましては、平成23年3月現在実施事業です。)

は、行政実施事業

第7章

福祉地域の創造に向けて

7.1 福祉委員制度の活性化

- 7.1.1 福祉委員の位置付け
- 7.1.2 福祉委員の役割
- 7.1.3 福祉委員会（仮称）の設置

7.2 地域福祉の推進方策

- 7.2.1 地域福祉活動計画推進委員会の設置
- 7.2.2 事業の評価
- 7.2.3 評価の報告

7.1 福祉委員制度の活性化

地域福祉活動計画を着実に実行するに当たっては、町民の積極的な参画が不可欠です。そのためには、地域における福祉活動を身近なものとして認めてもらうような地道な掘り起こしが必要になります。その役割を担うのは福祉委員において他にはありません。

そこで、福祉委員制度に期待される事柄を以下にまとめておきます。

7.1.1 福祉委員の位置付け

設置規程（資料編参照）の第2条第3項にある「福祉委員は各民生委員に対し原則として2名とする」となっており、福祉委員は民生委員・児童委員に連動した形で委嘱されています。もちろんお互いに求められている活動を遂行する上で密接に協力しあうことは必要ですが、委嘱の主体が異なる以上、独立した立場であることを明確にすべきです。

したがって、地域に密着した福祉委員という位置付けを定着するために、自治区の世帯数を勘案した定員の配置などに配慮するなど体制の整備をした方がよいと思われます。

7.1.2 福祉委員の役割

地域の見守り機能を果たすという役割のほかに、自治区における独自のきめ細かな福祉活動を推進するという役割が期待されます。

福祉という言葉を要援護者と支援者という直接的な人間関係に限定するのではなく、誰もがどこでもいつでも助け合う温かな人間関係として広く捉えることが、福祉地域の理念です。その先導役を担いながら、福祉の意識を啓発することが福祉委員の使命です。

例えば、社会福祉協議会が主催する福祉座談会などの事業を、区の役員のお世話で開催することは困難な状況です。協議会と福祉委員が主体となって企画準備をし、開催場所として自治公民館を利用するという進め方や、自治公民館学級の一環に編入してもらうことなどが考えられます。

このように行政自治区における福祉に関わる活動を進める担当者として、自覚を持って活動することが求められています。

7.1.3 福祉委員会（仮称）の設置

福祉委員が地域福祉の担い手として自主的に活動を展開するためには、自治組織を持つことが不可欠です。そこで独立した委員会の設置が望まれます。事務局機能は社会福祉協議会が担当することになります。

組織を持つことで、委員同士の連携もできますし、協力も可能になります。何より協働する仲間がいるという気持ちが、頼もしい後ろ盾になります。

7.2 地域福祉の推進方策

計画は実行されてこそ価値があります。この地域福祉活動計画は、活動の基本的な方向付けを策定したものです。つまり、活動の趣旨と事業名を総合的に整理した目録のようなものです。具体的な内容を盛り込んだ実施計画は、今後の社会福祉協議会の取り組みに任されています。

継続事業については、既に詳細な実施プログラムができあがっているので問題はないでしょう。しかしながら、新規の事業や、見直しを求めている事業については、予算や人的資源などについてさらなる考察を進める必要があります。そのために今後取り組むべき事項を挙げておくことにします。

7.2.1 地域福祉活動計画推進委員会の設置

地域福祉活動計画の実施に当たっては、粕屋町社会福祉協議会が、通常の年度事業計画及び予算編成に計画内容の具体化を織り込み、目標達成に努めることとなります。

第1次地域福祉活動計画の進捗を見届けてきたように、また「地域福祉活動計画推進委員会」の設置が望まれます。具体的な実施事業案を企画し、また各年度の事業の進捗度や費用対効果などの評価を行った上で、次年度の事業計画に反映できるような運営機能を果たします。

名称	粕屋町地域福祉活動計画推進委員会
目的	社会福祉協議会から諮問を受けて、地域福祉活動計画の推進のために、事業の評価及び実施計画を立案し、答申する。
委員	策定委員及び作業委員より若干名
会議	計画初年度である平成23年度は、継続事業の評価法及び新規事業の実施案を提案する協議を進める。

7.2.2 事業の評価

福祉ニーズが多様化し拡大しつつある一方で、事業を運営するための人的資源や費用等は厳しい状況にあります。このような中、社会福祉協議会による福祉活動は新規事業の導入と従来事業の縮小、改変を迫られています。限られた資源を有効に活用するためにも、公正な検討と評価を実施することが必要です。

評価の視点として、以下のようなポイントが考えられます。

- ① 一般継続事業については、「利用者・参加者の増減」傾向を見極める。
 - ・利用等の現状がなくても、潜在的な利用が見込まれるものは待機継続する。
- ② 補助事業については、なるべく用途を指定し、結果報告書を査定する。
 - ・丸投げでは用途が曖昧となり、評価ができない。
 - ・ただし、自主性を尊重しあまり細部には立ち入らない。
- ③ 新規事業については、数回、数年続けて、経過観察をする。
 - ・事業が認知され利用されるのには、若干の時間的遅れがある。
- ④ 同種の事業が併存するときは、統合や変更も考える。
 - ・特に、行政による事業との重複には気をつける。

第7章 福祉地域の創造に向けて

- ⑤ 小規模の事業については、可能なら自治区での実施に移行する。
 - ・ 地域での事業展開を推進することが、本計画の目標である。
- ⑥ 福祉委員を通して町民の希望や意見を集約し、評価の一助とする。
 - ・ 事業後に関係者による反省をして、まとめておく。

7.2.3 評価の報告

計画期間の中間及び満期における評価を報告することが必要です。次世代計画への展開の準備という意味合いを持たせれば、報告の動機付けにもなるはずです。



軽運動教室 H 21.6



小学校区別交流会 H 22.4



知的障がい(児)者・LD・ADHD親子バスハイク H22.9

【資料編】

- 1 社会福祉協議会
- 2 策定・作業委員会及び審議経過
- 3 福祉委員設置規程
- 4 ふくしのまちづくりアンケート

1 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、戦後間もない昭和 26 年に民間の社会福祉活動の強化を図るため、全国、都道府県レベルで誕生しました。そして、ほどなく市区町村へ組織を拡大し、福祉活動への住民参加をすすめながら、現在まで一貫して地域福祉活動推進の中心的役割を果たしてきました。

運営の原則は、地域の住民、社会福祉の関係者などの参加・協力を得て活動するのを大きな成長とし、民間組織としての自主性と広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という、二つの側面をあわせ持った組織です。

1.1 構成

市区町村に設置された社会福祉協議会は、そこで暮らす住民のみなさん、社会福祉や保健・医療、教育などの関連分野の関係者、さらに地域社会を形成する他のさまざまな専門家・団体・機関によって構成されています。

1.2 目的

地域が抱えているさまざまな福祉問題を地域全体の問題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図ることを目的としています。そしてその活動を通して、心ふれあう「福祉のまちづくり」をめざしています。

1.3 事業

住民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの援助や、社会福祉に関わる公私の関係者・団体・機関の連携をすすめ、具体的な福祉サービスの企画や実施を行います。

1.4 組織

社会福祉協議会は全国の市区町村、都道府県・指定都市および全国段階に設置され、そのネットワークにより活動をすすめている団体です。また、民間組織としての自主性を持つと同時に、広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性を持つ団体です。

1.5 機能

① 住民の福祉活動を推進する機能

地域の住民と協力して、福祉ニーズを的確に把握し、地域の福祉課題を明らかにするために社会福祉調査等を実施し、問題解決に向けて福祉活動を推進します。社会福祉協議会は、住民とともに福祉問題を考え、解決にあたる活動を進めています。

② 関係者の連携を図る機能

住民の皆さんの力と同時に、社会福祉に携わる団体や人々、保健・医療、教育、労働といった幅広い関連分野の関係者との協力体制も欠かせません。社会福祉協議会は、福祉の分野だけではなく保健・医療等の関連分野を含めた関係者との連絡調整を図りながらネットワークづくりをすすめています。

③ 福祉活動や事業を企画し実施する機能

①と②の機能に基づきながら、地域に即した助け合い活動や、住民参加型のホームヘルプ事業等を実際に企画し、展開しています。

④ 調査研究と開発の機能

地域の福祉ニーズや福祉活動の実態を調査研究し、それに基づいて新しい活動を開発します。たとえば、地域の実情にあった福祉サービスの運営方法を開発することなどは重要な活動の一つです。

⑤ 計画策定と提言の機能

福祉課題に的確かつ継続的に応えていくために、住民参加の地域福祉活動計画を策定し、また、行政をはじめ関係機関に提言を行います。

⑥ 広報活動の機能

福祉の理念や福祉の制度、サービス等について、広く住民や関係者の理解を得るために広報紙の発行や情報提供活動を行います。

⑦ 福祉活動支援の機能

地域で展開される住民の自主的・自発的な福祉活動や各種団体の活動を支援します。

1.6 法律上の位置付け

昭和 26 年 社会福祉事業法制定

第 74 条に都道府県社会福祉協議会、第 83 条に全国社会福祉協議会が規定された。

昭和 58 年

第 74 条に市町村社会福祉協議会が規定された。

平成 2 年

第 74 条に指定都市社会福祉協議会、区社会福祉協議会が規定され、市区町村社会福祉協議会の事業に「社会福祉事業の企画、実施」が加えられた。

平成 4 年

第 74 条に「社会福祉に関する活動への住民参加のための援助」が、都道府県・指定都市・市区町村社会福祉協議会の事業として加えられた。

平成 12 年 社会福祉法の成立

地域福祉の推進における、中心的な役割をもつ組織として位置づけられた。

2 策定・作業委員会及び審議経過

2.1 設置要項

社会福祉法人 粕屋町社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

〔平成16年4月21日
粕社協要綱第2号〕

改正 平成16年 7月12日 第4条
平成16年 7月12日 第7条
平成21年 12月11日 第4条

(設置)

第1条 社会福祉法人粕屋町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第19条、同施行細則第6条に基づき、地域福祉活動計画策定委員会を設置する。

(目的)

第2条 委員会は誰もが安心して生活できる地域社会を実現するため、総合かつ具体的な方策を推薦する事を目的に、福祉活動の推進並びに本会の基盤強化のあり方についての計画を策定する。

(名称)

第3条 この委員会は、粕屋町地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」と称する。

(構成)

第4条 委員会は、本会会長が委嘱する次の委員をもって構成する。

- (1) 理事・評議員
- (2) 区長会
- (3) 民生児童委員協議会
- (4) 老人クラブ連合会
- (5) ボランティア連絡協議会
- (6) 社会教育委員
- (7) 行政
- (8) 当事者団体
- (9) 有識者

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長1名及び副委員長を1名置く。

- 2 委員長、副委員長は委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会)

第6条 委員会は委員長が招集し議事等を進行する。

(作業委員会の設置)

第7条 計画の具体策を策定するために、作業委員会を設置する。

2 策定委員は原則として作業委員及び基盤強化委員を兼ねる。

3 作業委員の構成は別表のとおりとする。

(関係者の出席要求)

第8条 委員会が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は粕屋町社会福祉協議会に置く。

(設置期間)

第10条 この委員会の設置期間は、第2条目的終了をもって解散するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月11日から施行する。

2.2 策定に関する各委員会の委員名簿

基盤強化委員会

(敬称略)

	名 前	団 体 名	役 職
委員 長	山 田 正 樹	一 般	有 識 者
副委員 長	浦 元 甫	社 会 福 祉 協 議 会 理 事	議 会
委 員	長 尾 清 司	社 会 福 祉 協 議 会 理 事	区 長 会 会 長
委 員	石 川 敏 正	社 会 福 祉 協 議 会 理 事	民 生 委 員 ・ 児 童 委 員 協 議 会 会 長
委 員	因 清 範	社 会 福 祉 協 議 会 理 事	学 識 経 験 者
委 員	柴 田 和 明	社 会 福 祉 協 議 会 理 事	介 護 福 祉 課 課 長
委 員	長 保 幸	社 会 福 祉 協 議 会 理 事 (交 代)	住 民 福 祉 部 長 (異 動 に よ る 交 代)

地域福祉の体制整備ボランティアの育成作業委員会

	名 前	団 体 名	役 職
委員 長	井 上 俊 典	区 長	
副委員 長	森 紘	社 会 教 育 委 員 会	社 会 教 育 委 員 会 会 長
委 員	高 木 英 子	社 会 福 祉 協 議 会 理 事	ボ ラ ン テ ィ ア 連 絡 協 議 会 会 長
委 員	因 友 幸	行 政	社 会 教 育 課 課 長
委 員	坪 井 守	分 館 主 事	会 長
委 員	中 川 妙 子	一 般	福 祉 委 員
委 員	岩 田 詳 子	一 般	森 の 会

高齢者福祉活動作業委員会

	名 前	団 体 名	役 職
委員 長	後 藤 四 男 吉	社 会 福 祉 協 議 会 理 事	老 夕 連 会 長
副委員 長	城 戸 暁 美	社 会 福 祉 協 議 会 理 事	民 生 委 員 ・ 児 童 委 員 協 議 会 副 会 長
委 員	安 河 内 敏 春	老 人 ク ラ ブ 連 合 会	老 夕 連 副 会 長
委 員	清 武 稔	社 会 福 祉 協 議 会 理 事	介 護 福 祉 課 課 長
委 員	安 河 内 美 輝 子	特 養 緑 の 里	施 設 長
委 員	田 代 ウ メ ノ	ボ ラ ン テ ィ ア 連 絡 協 議 会	友 愛 訪 問 の 会 会 長
委 員	宮 原 優 子	ボ ラ ン テ ィ ア 連 絡 協 議 会	し お ん の 会 会 長
委 員	竹 末 千 鶴 子	一 般	福 祉 委 員

障がい者福祉活動作業委員会

	名 前	団 体 名	役 職
委員長	伴 世津子	社会福祉協議会 理事	民生委員・児童委員協議会
副委員長	泊 一夫	身体障がい者協会	会 長
委 員	内田 肇	知的障がい児(者)親の会	副 会 長
委 員	坂井 秀光	地域活動支援センター-Ⅲ型ステップアップ	施 設 長
委 員	北村 久美子	NPO法人障がい者の自立を考える会「ほし」	会 長
委 員	森 秀喜	ステップ バイ ステップ	代 表
委 員	松永 禮子	ボランティア連絡協議会	七色の会会長
委 員	山田 恭子	ボランティア連絡協議会	手話の会会長
委 員	原 加代子	ボランティア連絡協議会	ぱーる会会長

児童福祉活動作業委員会

	名 前	団 体 名	役 職
委員長	安部 輝彦	民生委員・児童委員協議会	副 会 長
副委員長	長 一夫	子ども会育成会	会 長
委 員	森 玲子	社会福祉協議会 理事	婦人会会長
委 員	長 保幸	社会福祉協議会 理事	子ども未来課 課長
委 員	安河内 渉	行 政 (交 代)	子ども未来課 課長 (異動による交代)
委 員	山田 栄司	行 政	学校教育課 課長
委 員	斉藤 美代子	ボランティア連絡協議会	かざぐるま
委 員	久我 純治	ボランティア連絡協議会	ガイヤの響会長
委 員	上野 恵美	子 育 て 応 援 団	会 長

策定委員会

	名 前	団 体 名	役 職
委員長	森 紘	社会教育委員会	会 長
副委員長	山田 正樹	一 般	有 識 者
委 員	後藤 四男吉	社会福祉協議会 理事	老ク連 会長
委 員	伴 英一郎	社会福祉協議会 理事	区長会 副会長
委 員	澁田 順二	社会福祉協議会 理事	議 会
委 員	池見 桂子	社会福祉協議会 理事	教育委員会
委 員	柴田 和明	社会福祉協議会 理事	介護福祉課 課長
委 員	長 保幸	社会福祉協議会 理事(交代)	住民福祉部長 (異動による交代)
委 員	安部 輝彦	民生委員・児童委員協議会	副 会 長
委 員	高木 英子	ボランティア連絡協議会	会 長
委 員	泊 一夫	身体障がい者福祉協会	会 長

(任期 平成22年1月27日から平成23年3月31日まで)

2.3 会議の経過

全体学習会

月 日	内 容
平成 22 年	
1月27日 (水)	第2次地域福祉活動計画策定・作業委員会発会式 ・委嘱書交付式 ・各作業委員会委員長・副委員長決め ・今後の進め方
平成 23 年	
1月29日 (土)	演題「第2次地域福祉活動計画について」 ～アンケートの考察及び計画の方向性について～

基盤強化委員会

月 日	内 容
平成 22 年	
2月8日 (月)	第1次地域福祉活動計画実施事業内容及び進捗状況説明
3月1日 (月)	第1次地域福祉活動計画実施事業内容及び進捗状況説明
4月7日 (水)	各事業実施状況点検・評価
5月10日 (月)	各事業実施状況点検・評価
6月7日 (月)	各事業についての具体案の検討・見直し等の方針協議
7月5日 (月)	実施計画(案)の協議・まとめ

高齢者福祉活動作業委員会

月 日	内 容
平成 22 年	
2月15日 (月)	第1次地域福祉活動計画実施事業内容及び進捗状況説明
3月1日 (水)	第1次地域福祉活動計画実施事業内容及び進捗状況説明
4月5日 (月)	・各事業実施状況点検・評価 ・第2次地域福祉活動計画に関するアンケート調査実施の提案 ・アンケート調査の対象者を協議
5月7日 (金)	地域福祉活動計画策定委員長へアンケート調査内容の検討 依頼
5月10日 (月)	・各事業実施状況点検・評価 ・アンケート調査内容の検討

高齢者福祉活動作業委員会

月 日	内 容
平成 22 年	
6月3日 (木)	・各事業実施状況点検・評価 ・アンケート調査内容の協議
7月1日 (木)	・各事業についての具体案の検討・見直し等の方針協議 ・アンケート調査内容の協議・まとめ
7月23日 (金)	・粕屋町定例民生委員会にてアンケート調査を依頼 ・福祉委員に対してアンケート調査用紙の発送
8月2日 (月)	各事業についての具体案の検討・見直し等の方針協議
8月31日 (火)	実施計画 (案) の協議・まとめ
11月10日 (水)	アンケート報告 策定委員会提出案差し戻し分協議・まとめ

障がい者福祉活動作業委員会

月 日	内 容
平成 22 年	
2月15日 (月)	第1次地域福祉活動計画実施事業内容及び進捗状況説明
3月16日 (火)	第1次地域福祉活動計画実施事業内容及び進捗状況説明
4月16日 (金)	各事業実施状況点検・評価
5月19日 (水)	各事業実施状況点検・評価
6月15日 (火)	各事業についての具体案の検討・見直し等の方針協議
7月14日 (水)	各事業についての具体案の検討・見直し等の方針協議
8月18日 (水)	実施計画 (案) の協議・まとめ

児童福祉活動作業委員会

月 日	内 容
平成 22 年	
2月25日 (水)	第1次地域福祉活動計画実施事業内容及び進捗状況説明
3月9日 (火)	第1次地域福祉活動計画実施事業内容及び進捗状況説明
4月13日 (火)	各事業実施状況点検・評価
5月11日 (火)	各事業についての具体案の検討・見直し等の方針協議
6月8日 (火)	各事業についての具体案の検討・見直し等の方針協議
7月13日 (火)	実施計画 (案) の協議・まとめ

地域福祉の体制整備ボランティアの育成作業委員会

月 日	内 容
平成 22 年	
2月2日 (火)	第1次地域福祉活動計画実施事業内容及び進捗状況説明
3月2日 (火)	第1次地域福祉活動計画実施事業内容及び進捗状況説明
4月6日 (火)	各事業実施状況点検・評価
5月11日 (火)	各事業実施状況点検・評価
6月2日 (水)	各事業実施状況点検・評価
7月6日 (火)	各事業実施状況点検・評価
8月3日 (火)	各事業についての具体案の検討・見直し等の方針協議
9月7日 (火)	各事業についての具体案の検討・見直し等の方針協議
10月5日 (火)	各事業についての具体案の検討・見直し等の方針協議
11月5日 (金)	実施計画(案)の協議・まとめ

策定委員会

月 日	内 容
平成 22 年	
8月19日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・基盤強化委員会実施計画(案)まとめについての協議 ・児童福祉活動作業委員会実施計画(案)まとめについての協議
9月15日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・基盤強化委員会変更点の確認、まとめ ・児童福祉活動作業委員会変更点の確認、まとめ ・障がい者福祉活動作業委員会実施計画(案)まとめについての協議
10月20日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者福祉活動作業委員会変更点の確認、まとめ ・高齢者福祉活動作業委員会実施計画(案)まとめについての協議
12月15日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉活動作業委員アンケート結果報告・再協議事項報告・まとめ ・地域福祉の体制整備ボランティアの育成作業委員会実施計画(案)まとめについての協議
平成 23 年	
2月24日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次地域福祉活動計画 全事業計画(案)の整合性についての協議 ・全事業計画(案)まとめ

3 福祉委員設置規程

社会福祉法人 粕屋町社会福祉協議会福祉委員設置規程

〔平成8年7月19日〕
粕社協規程第 9号

改正 平成14年 4月22日第2条
平成14年 4月22日第3条
平成14年 4月22日第4条
平成14年 7月17日第2条
平成18年 4月20日第2条

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 粕屋町社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、地域に発生する福祉問題を早期に発見し、必要に応じて適切な援助活動を日常的に行える体制を整備することを目的として、福祉委員を設置する。

(推薦・委嘱)

第2条 福祉委員は、各区長と民生委員が協議し次に該当する人の中から推薦し、本会会長がこれを委嘱する。

- 1 各区に居住する人。
- 2 区民から信頼され、熱意をもって地域活動に専念ができる人。
- 3 福祉委員は各民生委員に対し原則として2名とする。但し、地域の実情に合わせ若干名増員することが出来る。

(任期)

第3条 福祉委員の任期は3年とする。但し、再任を妨げない。
2 途中で退任した委員の後任の任期は前任者の残任期間とする。

(役割)

第4条 福祉委員は、主として次の役割を担うものとする。
1 福祉問題の早期発見に努める。
2 把握した福祉問題を民生委員や関係機関に連絡する。
3 日常的な見守り活動を行う。
4 必要に応じて日常生活の軽易な支援活動を行う。
5 要援護者の福祉事業や地域行事への参加推進

(活動地域)

第5条 福祉委員の活動地区は、原則として当該委員が選出された区内とする。

(研修)

第6条 本会は、福祉委員に対する研修を実施し、その資質の向上に努める。また、福祉委員は、本会が実施する研修に参加するよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この規約に定めるものの他、福祉委員活動の推進に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成8年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年7月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月20日から施行する。

4 ふくしのまちづくりアンケート

4.1 民生委員・児童委員 福祉委員 用

問1 性別を選んでください。

- ① 男性 ② 女性

問2 あなたの年齢を教えてください。

- ① 30～39歳 ② 40～49歳 ③ 50～59歳 ④ 60～69歳 ⑤ 70歳以上

問3 粕屋町に住んでいる年数で当てはまるものを下記から1つだけ選んでください。

- ① 1年以上3年未満 ② 3年以上5年未満 ③ 5年以上10年未満
④ 10年以上20年未満 ⑤ 20年以上 ⑥ その他（ ）

問4 あなたの住んでいる地区を下記から1つだけ選んでください。

- ① 粕屋中央小校区 ② 仲原小校区 ③ 大川小校区 ④ 粕屋西小校区

問5 あなたが民生委員・児童委員もしくは福祉委員として活動している年数について当てはまるものを下記から1つだけ選んでください。

（福祉委員から民生委員・児童委員になられた方は、現在の役職の年数を選んでください）

- ① 1年目 ② 2年目 ③ 3年目 ④ 4年目 ⑤ その他（ 年）

【高齢者の見守り活動について】

粕屋町では、民生委員・児童委員による愛のひと声運動、友愛訪問活動、ひとり暮らし高齢者お弁当配付など、皆さまのご協力により多くの見守り活動が行われています。

現在、見守りの対象者は増加傾向にあり、それに伴い各地域の特性に合った見守り活動が展開されています。

今回のアンケートでは、増加する対象者に対しての見守り活動のあり方（ゆうゆうサロンで安否確認を行い、参加されなかった方へ電話で安否確認を行う）などを検討するにあたり、現在の各地域の現状把握及び課題の整理を目的に各項目についてお尋ねします。

問6 日頃から取り組んでおられる高齢者見守り活動の内容として当てはまるものを下記からすべて選んでください。

- ① 自宅への訪問活動 ② 電話での安否確認 ③ お弁当配付
④ 新聞・郵便物や電気が点いている等の確認 ⑤ ゆうゆうサロンでの安否確認
⑥ その他（ ）

問 13 問 12 で「① はい」と答えられた方へお尋ねします。その理由として当てはまるものを下記からすべて選んでください。

- ① いつ何が起きるかわからず心配
- ② ゆうゆうサロンではゆっくり話せない
- ③ 家の中の様子が気になる
- ④ 家にも来てほしいと頼まれる
- ⑤ その方が喜ばれる
- ⑥ その他 ()

※ 選択もしくは記入後は問 15 へお進みください。

問 14 問 12 で「② いいえ」と答えられた方へお尋ねします。その理由として当てはまるものを下記からすべて選んでください。

- ① ゆうゆうサロンで毎週安否の確認がとれるから
- ② 見守られる側も窮屈になりそうだから
- ③ ゆうゆうサロンを休まれたときは別の方法で安否の確認をしているから
- ④ お弁当の調査と配付で安否の確認がとれるから
- ⑤ その他 ()

問 15 日頃の見守り活動によって、緊急対応に繋がった事がありますか？

- ① はい
- ② いいえ

問 16 日頃の見守り活動を通しての悩みについて、当てはまるものを下記からすべて選んでください。

- ① 見守る件数が多い
- ② 時間がない
- ③ 見守り先がわからない
- ④ 緊急時の対応に不安がある
- ⑤ 見守りを拒否・辞退される
- ⑥ 訪問しても玄関を開けてくれない
- ⑦ 特にない → 問 18 へ
- ⑧ その他 ()

問 17 日頃の見守り活動の悩みについて相談している人や機関で当てはまるものを下記からすべて選んでください。

- ① 他の民生委員・児童委員、福祉委員
- ② 区長
- ③ 役場
- ④ 社協
- ⑤ 相談していない
- ⑥ その他 ()

【ひとり暮らし高齢者お弁当配付事業について】

現在、婦人会と食進会にご協力頂き、平均 180 食のお弁当を作って頂いております。現状でも多くの手間と時間をかけて作って頂いておりますが、今後増加する高齢者に対して、対応が困難になることが予想されます。

今回の第 2 次地域福祉活動計画策定に際して、ひとり暮らし高齢者お弁当配付事業について検討を行っておりますが、日頃から高齢者へ安否の確認を行っていただける皆さまのご意見を頂戴したいと考えお尋ね致します。

問 12 夜間や緊急の場合に頼って連絡できる親族や友人等について、当てはまるものを下記からすべて選んでください。

- ① 別居の家族 ② 隣近所の人 ③ 友人・知人 ④ かかりつけ医 ⑤ 区長
- ⑥ 民生委員・児童委員 ⑦ 福祉委員 ⑧ ヘルパー ⑨ ケアマネージャー
- ⑩ 地域包括支援センター ⑪ 役場 ⑫ 社会福祉協議会 ⑬ いない
- ⑭ その他 ()

問 13 あなたの家で、新聞や郵便が溜まり昼間もカーテンが閉まっているなどの状況で、近所の人が心配に思ったとき、警察や不動産会社の方達の立ち合いのもと、ドアを開けるなどの方法で家の中へ入られても良いと思いますか？下記から1つだけ選んでください。

- ① 思う ② 思わない

【あなたの生きがいや楽しみについてお尋ねします。】

問 14 あなたが、生きがいと感じて現在行っている事について、当てはまるものを下記からすべて選んでください。

- ① 働くこと ② 学習や教養を高めること ③ 文化や芸術活動
- ④ 軽運動やレクリエーション ⑤ 子育て支援 ⑥ 趣味の活動
- ⑦ ボランティア活動 ⑧ 老人クラブ活動 ⑨ 友人・知人との交流
- ⑩ 別居する家族との交流 ⑪ 旅行 ⑫ 草取りや畑仕事 ⑬ テレビ観賞
- ⑭ 家事 ⑮ 特にない
- ⑯ その他 ()

問 15 あなたが、生きがいと感じてこれから先行ってみたいことについて、下記の項目からすべて選んでください。

- ① 働くこと ② 学習や教養を高めること ③ 文化や芸術活動
- ④ スポーツやレクリエーション ⑤ 子育て支援 ⑥ 趣味の活動
- ⑦ ボランティア活動 ⑧ 老人クラブ活動 ⑨ 友人・知人との交流
- ⑩ 別居する家族との交流 ⑪ 旅行 ⑫ 草取りや畑仕事 ⑬ テレビ観賞
- ⑭ 家事 ⑮ 特にない
- ⑯ その他 ()

【悪質商法についてお尋ねします。】

問 16 あなたは悪質商法の被害にあったことがありますか？当てはまるものを下記から1つだけ選んでください。

- ① ある
- ② あいさうになったことがある → 問 17 へ
- ③ ない → 問 18 へ

問 17 問 16 で「① ある」もしくは「② あいそうになったことがある」と答えた方へお尋ねします。その時に相談した相手を下記からすべて選んでください。

- ① 親族 ② 隣近所 ③ お友達 ④ 民生委員・児童委員 ⑤ 福祉委員 ⑥ 区長
- ⑦ 誰にも相談していない
- ⑧ その他 ()

【災害が起きた場合についてお尋ねします。】

問 18 風水害の際の避難場所をご存知ですか？当てはまるものを下記から 1 つだけ選んでください。

- ① 知っている →問 19 へ ② 知らない →問 21 へ

問 19 風水害（台風）の際に、避難場所へ避難したことはありますか？当てはまるものを下記から 1 つだけ選んでください。

- ① ある →問 21 へ ② ない →問 20 へ

問 20 問 19 で「② ない」を選んだ方へ伺います。避難をしなかった理由は何ですか？当てはまるものを下記からすべて選んでください。

- ① 避難する必要がない ② 避難場所まで遠い ③ 交通手段がない
- ④ 自宅が心配 ⑤ 身体が不自由だから
- ⑥ その他 ()

問 21 被災時などで誰かの支援が必要になったとき、誰に助けを求めますか？当てはまるものを下記からすべて選んでください。

- ① 別居の家族 ② 隣近所の人 ③ 友人・知人 ④ 区長 ⑤ 組合長
- ⑥ 民生委員・児童委員 ⑦ 福祉委員 ⑧ ヘルパー ⑨ ケアマネージャー
- ⑩ 地域包括支援センター ⑪ 社会福祉協議会 ⑫ いない
- ⑬ その他 ()

問 22 災害などのいざという時に備えて何かしていますか？当てはまるものを下記からすべて選んでください。

- ① 非常時の水や食料の準備 ② 耐震補強 ③ 懐中電灯・小型ラジオ
- ④ 避難所の場所を確認 ⑤ 台風などの情報をこまめに確認
- ⑥ その他 ()

問 23 災害時の救助や安否確認のために、あなたが「ひとり暮らし」であることを地域の方へ知られても良いと思いますか？当てはまるものを 1 つだけ選んでください。

- ① 知られても良い →問 24 へ ② 知られたくない →問 25 へ

第2次 粕屋町地域福祉活動計画書

平成 23 年度～平成 27 年度

平成 23 年 3 月

発行  社会福祉法人 粕屋町社会福祉協議会

〒 811-2311

福岡県糟屋郡粕屋町長者原 252 番地

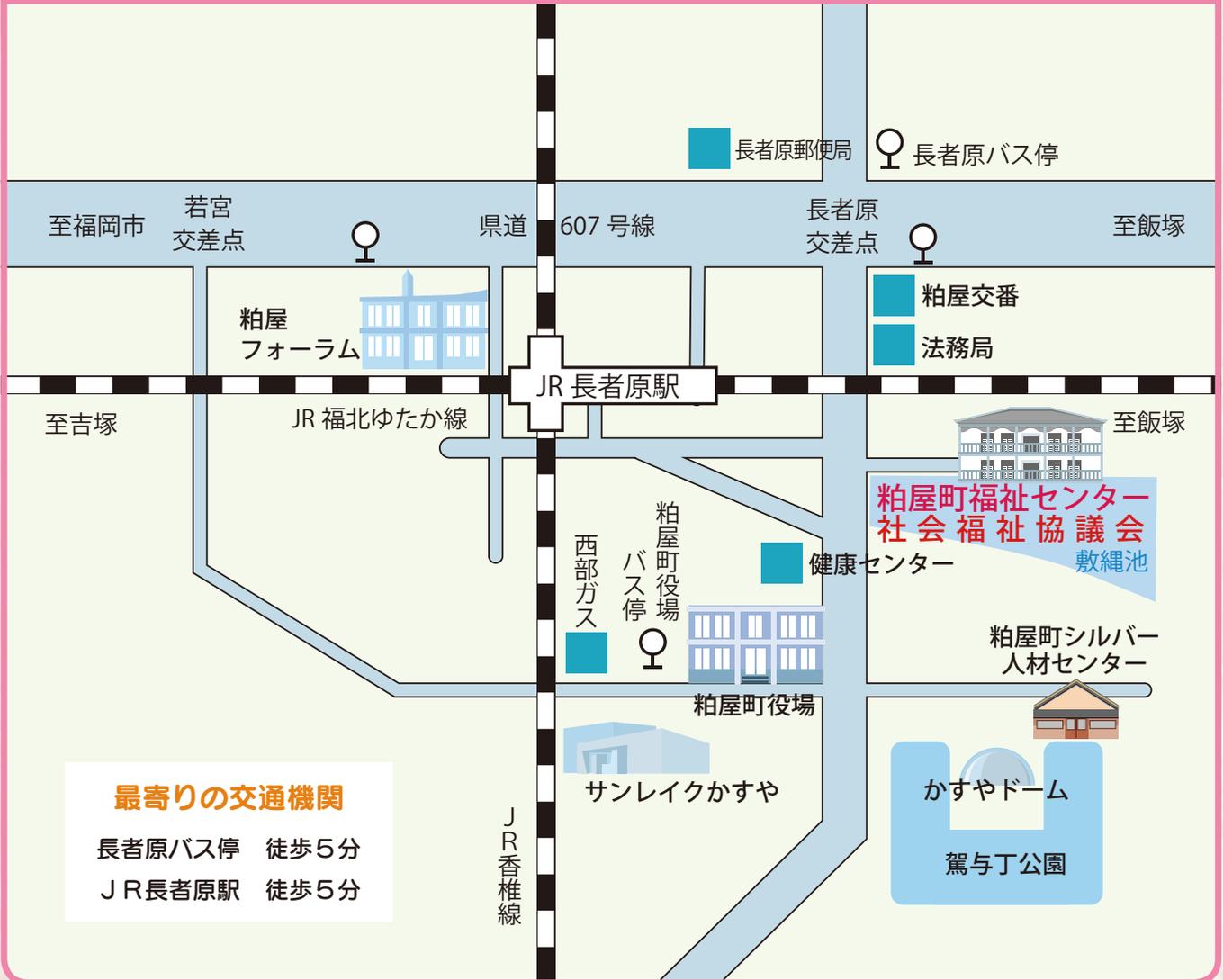
TEL 092-938-6844

FAX 092-938-6886

Eメール kasuya-shakyo@blue.ocn.ne.jp

編集 社会福祉法人 粕屋町社会福祉協議会

アクセス方法



社会福祉法人 粕屋町社会福祉協議会

共同募金会粕屋町支会
粕屋町福祉センター
居宅介護事業所・訪問介護事業所

〒811-2311 福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原 252 番地 福祉センター内

Tel 092-938-6844 Fax 092-938-6886

E-mail kasuya-shakyo@blue.ocn.ne.jp

受付時間 8時30分～17時 (月曜日～土曜日)

かすやボランティアセンター

〒811-2311 福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原 252 番地 福祉センター内

Tel・Fax 092-938-8835

E-mail kasuyavc@town.kasuya.fukuoka.jp

受付時間 9時～17時 (月曜日～金曜日)